

【家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

1. 社会的養護の充実について

社会的養護については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親委託・里親支援や、施設の小規模化、施設機能の地域分散化などを進めている。

各都道府県市におかれては、これらの取組を推進するための「都道府県推進計画」の策定に取り組んでいただいているところであり、平成27年度より、当該計画に基づく取組が始まるところである。

このような状況の中、平成27年度予算案においては、消費税率引上げによる増収分で実施する「社会保障の充実」として、児童養護施設等における職員配置の改善や小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増等に必要な予算額を計上したところである。国としてもこれらの財政支援を通じて、家庭的養護の推進を後押ししていくこととしているので、特段の取組をお願いする。

(1) 平成27年度予算案における社会的養護の充実について

(関連資料1～6参照)

前述のとおり平成27年度予算案では、「社会保障の充実」分を含め、社会的養護の充実に必要な予算額を計上したところ。各都道府県におかれては、平成27年度予算案における以下①～③を含めた取組の管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知方について特段のご配慮をお願いする。

① 児童養護施設等の職員配置の改善について

平成27年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5：1から4：1等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、措置費支弁上の保護単価を段階的に設ける予定としている。

職員配置の改善に係る事務費保護単価については、加算分保護単価と同様の取扱いを予定しており、施設において職員配置の改善が実施された月（改善された日の属する月の翌月。月初日に改善された場合には、当該月。）から、一般分保護単価を「配置改善加算分保護単価」に切り替えることにより、各施設の職員配置状況に見合った事務費の支弁を行うこととしている。

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を予定しており、こ

れを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の適切な人材確保に努められたい。

また、児童養護施設等の職員配置の改善については、「社会的養護の課題と将来像」に掲げるように、児童養護施設及び乳児院の小規模化の推進を前提としたものであることから、児童養護施設及び乳児院にあっては、家庭的養護推進計画を策定のうえ、その実現に向けた取り組みを行い、かつ、4：1等の配置の改善を実施した施設に対して、措置費の支弁を行うことを予定している。

各施設においては、職員の採用等に伴い職員配置状況の変動が今後見込まれることから、各都道府県等はその把握に努められたい。

今般の予算措置の趣旨をご理解のうえ、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる「本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームがそれぞれ概ね3分の1ずつ」を目指すよう積極的に取り組まれたい。

② 民間児童養護施設等の職員給与の改善について

職員給与の改善については、民間施設給与等改善費における人件費加算率を平均＋3%相当引き上げることとしている。今般の人件費加算率引き上げの考え方としては、人材確保の観点から、特に新規採用時期の加算率を引き上げるとともに、現行では、平均勤続年数14年で加算率が据え置かれていたところを20年まで延長し、5年以降は毎年度加算率を上昇させる仕組みを予定している。

職員の処遇改善と人材定着等を図ることを目的とした予算措置であることを十分にご理解のうえ、各都道府県等におかれては、所管の児童養護施設等に周知徹底を図るとともに、各都道府県にて実施する指導監査においても、職員の給与改善のために適正に執行されていることをご確認願いたい。

③ 児童養護施設等入所児童（里親、ファミリーホーム委託児童を含む。）への学習支援の充実について

学習支援の充実については、養育環境等により十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため実施する。具体的には、以下の学習支援メニューを行うこととしているので、児童の自立支援のために積極的にご活用願いたい。

ア 小学生等に対する学習支援

学業に遅れのある小学生等（母子生活支援施設は中学生を含む。）の施設入所児童に対し、ボランティア等が施設を訪問し学習指導を

行う。学習指導費加算の対象拡大により対応することとしており、1人あたり月額8千円を予定している。

イ 高校生等に対する学習支援

学業に遅れのある高校生等（母子生活支援施設は中学生を含む。）の施設入所児童が学習塾等を利用した際にかかる月謝等に対し支援を行う。1人あたり月額15千円を予定している。

ウ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童（中学生及び高校生）に対する学習支援

対人関係の構築が困難で発達障害があるなど、集団学習に馴染まない個別（マンツーマン）の学習支援が必要な児童に対して支援を行う。1人あたり月額25千円を予定している。

（2）里親支援等の推進について（関連資料7～16参照）

① 里親・ファミリーホーム委託の推進

里親・ファミリーホーム委託については、平成23年4月に策定した里親委託ガイドラインにおいて、里親優先の原則を明記し、「社会的養護の課題と将来像」では、里親等委託率を3割以上に引き上げる目標を掲げているところである。

日本の社会的養護において里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）への児童の委託割合（以下「里親等委託率」という。）は15.6%（平成25年度末）と年々増加しているところであるが、欧米諸国と比べて、施設養護への依存が高い現状にある。

しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、新潟県では44.7%（平成25年度末）となるなど、里親等委託率が3割を超えている県もあり、最近9年間で、福岡市が6.9%（平成16年度末）から31.9%（平成25年度末）へ、大分県が7.4%（平成16年度末）から28.1%（平成25年度末）に増加させるなど、大幅に伸ばした自治体もある。

これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っているため、各都道府県市においては、こうした取組を参考にして、引き続き積極的な里親等委託推進の取組をお願いする。

平成27年度予算案では、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実

施する「里親トレーニング事業」を盛り込んだところであるので、活用願いたい。あわせて、委託里親やファミリーホームの養育者の質の向上のため、里親支援機関事業等の活用をお願いする。

なお、ファミリーホームについては施設ではなく、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、平成24年3月に児童福祉法施行規則等を改正し、家庭養護の理念を明確化しているところ。各都道府県市においてはあらためて家庭養護の理念を踏まえた上で、ファミリーホームの設置を進められたい。

また、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループにおいてとりまとめた「ファミリーホーム事例集」等を厚生労働省ホームページにて掲載しているので、あわせて参考とされたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ
「ファミリーホーム事例集」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074594.pdf>

② 里親支援専門相談員の活用

里親委託は、中途からの養育という特徴がある上に、里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ複数の相談先（里親会・里親支援専門相談員等）を用意する等、里親支援の仕組みを構築することが重要である。

平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしているが、平成25年10月現在226か所に対し、平成26年10月現在325か所と約100か所増加した。各都道府県市においては、引き続き、里親支援専門相談員の配置を行うとともに、里親等支援体制の充実をお願いする。

里親支援専門相談員の活動内容を見ると、里親家庭への定期的な訪問、里親同士の交流会（サロン）への参加、児童相談所との連絡会議への参加等具体的な支援に取り組まれているところであるが、里親支援専門相談員、里親支援機関、里親サロン活動の取組をまとめた報告書を厚生労働省ホームページにて掲載しているため、更なる里親支援の参考とされたい。

また、里親支援専門相談員だけでなく、児童相談所における里親支援についても、専任の里親担当職員の配置、里親支援機関事業における里親委託等推進員の活用等により、里親に対する登録（認定）研修・更新研修を含めた支援の充実をお願いする。

(参考) 厚生労働省ホームページ

「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074704.pdf>

③ その他の留意点

次の点についても、自治体間で取組の差が大きいことから、積極的な推進をお願いする。

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用であるが、里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、里親委託の推進をお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

乳児院退所後の措置変更先についても、里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いする。

ウ 親族里親の活用

扶養義務がある親族であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。また、扶養義務のないおじ、おばについては、施設入所よりも家庭養護が望ましい場合には、養育里親として、里親手当も支給することにより、親族による養育を促進する。

親族による里親制度の活用については、自治体間でも取組の差があるが、必要な場合には、活用願いたい。

エ 養子縁組あっせん事業者への指導

第2種社会福祉事業である養子縁組あっせん事業については、事業者における事業運営の更なる透明性の確保や支援の質の向上に向

けた取組が強く求められているところである。

昨年5月に「養子縁組あっせん事業の指導について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導等について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）の全面改正を行ったところであり、事業者を所管する都道府県市におかれては、適正かつ透明性のある養子縁組あっせん事業が行われるよう、事業者の調査・指導を徹底するなど、児童や実親の福祉の向上に向けた取組をお願いします。

（3）施設における家庭的養護の計画的推進について

（関連資料17～20参照）

① 都道府県推進計画について

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていく必要がある。

各都道府県市におかれては、現在、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に即し、「都道府県推進計画」の策定に向けた最終的な調整を進めていただいていることと承知しているが、引き続き、地域の実情に即した計画的な取組をお願いします。

なお、今年4月には「都道府県推進計画」に関する調査を行う予定であるので、御協力をお願いします。

② 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

小規模グループケア（児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）については、家庭的な養育環境を推進する観点から、引き続き設置の推進をお願いします。

小規模グループケアについては、1施設に3か所以上設置をする場合の要件として、小規模化及び地域分散化に関する計画の策定を求めているが、この計画は当該施設における今後の取組方向を掲げていただく趣旨であり、具体的な実施期限まで求めるものではないので、柔軟な対応をお願いします。

また、乳児院の小規模グループケア化については、一時保護委託等アセスメントが十分になされていない段階での緊急的な対応もあるこ

とから、入所している乳幼児の実態を踏まえた対応をお願いする。

地域小規模児童養護施設については、事前に家庭福祉課と協議の上で、本体施設1施設につき2か所を超える（3か所以上）地域小規模児童養護施設を行うことができることとしているので、小規模化及び地域分散化の推進に活用願いたい。

③ 児童養護施設分園型自活訓練事業の移行

児童養護施設分園型自活訓練事業については、小規模グループケアの予算措置の充実を踏まえ、分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設に移行していただくよう検討をお願いしているところであるが、引き続き移行の検討をお願いする。移行に問題がある場合には家庭福祉課まで相談願いたい。

④ 情緒障害児短期治療施設の設置促進

情緒障害児短期治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、被虐待児や発達障害児が増えている中、専門性の高い児童福祉施設として、様々な心理的問題への対応が期待されている。「社会的養護の課題と将来像」においては、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能としても設置促進の必要性が指摘されている。

平成26年10月時点で38か所となっているが、平成27年度中には、新たに4か所設置される予定であり、うち2か所については当該自治体管内で初めて設置されるものと承知している。

特に情緒障害児短期治療施設未設置の自治体におかれては、管内のニーズを適切に把握しつつ、設置について前向きに検討いただくようお願いする。

（4）要保護児童等の自立支援の充実について（関連資料21～26参照）

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

① 学習支援の充実

平成27年度予算案において、児童養護施設等に入所している高校生等に対する学習支援の充実を図ることとしているので、活用願いたい。詳しくは「（1）平成27年度予算案における社会的養護の充実について」を参照されたい。

② 自立援助ホームの設置

施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いします。

また、平成27年度予算案において、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合、就職支度費の支弁対象とすることとしているので、活用願いたい。詳しくは「(9) 措置費等交付要綱等の改正について」を参照されたい。

③ 退所児童等アフターケア事業の活用

施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する退所児童等アフターケア事業については、平成27年度予算案において、アフターケアの強化として自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図ることとしているので、活用願いたい。

④ 身元保証人確保対策事業の活用

施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする身元保証人確保対策事業については、平成24年度より、

ア 申込期間を施設退所後1年に延長するとともに、

イ 就職時の身元保証期間を最長5年まで、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長するよう

改正している。施設退所児童等の自立に際し身元保証が必要な場合には活用願いたい。

⑤ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いします。

⑥ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望まし」とされているところである。

各都道府県市においては、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用をお願いするとともに、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いする。

⑦ 児童家庭支援センターの活用

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親、里親委託児童に対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な児童に対する支援を行うことができるので、地域における相談支援拠点の一つとして、子育て支援拠点など市町村の子育てサービスと連携の上、活用願いたい。

（5）児童自立支援施設における学校教育の導入について

（関連資料27～28参照）

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成27年2月1日現在の実施状況は、50施設にとどまっております。児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。

児童自立支援施設に入所する児童が学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない自治体におかれては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いする。

（6）社会的養護を担う人材確保について

① 社会的養護関係施設等の人材確保について

平成27年度予算案においては、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、民間児童養護施設等の給与の改善として平均で+3%相当が盛り込まれたところであり、児童養護施設等職員の人材確保及

び処遇改善を目的として積極的に活用願いたい。詳しくは「(1) 平成27年度予算案における社会的養護の充実について」を参照されたい。

また、平成27年度より実施する「子育て支援員研修」の専門研修に社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることで、活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(以下「本事業」という。)では、

ア 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、

イ 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について、引き続き本事業の対象経費としているところである。施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業を活用願いたい。

本事業で従前より実施している施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、活用願いたい。

② 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

心理療法担当職員については、心理療法が必要と認められる児童(者)が10人以上いる場合に配置することとしている。今年1月に公表した「児童養護施設入所児童等調査結果」では、児童養護施設に入所している児童のうち、約6割が虐待を受けた経験があることから、入所している児童への心理的ケアは重要となっている。

については、心理療法担当職員が配置されていない施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設)がある都道府県市においては、心理療法担当職員を活用願いたい。

(7) 施設運営の質の向上について(関連資料29~30参照)

「社会的養護の課題と将来像」において、施設により運営の質の差が大きいとされていることから、施設運営の質の向上を図るため、各施設種別ごとの運営指針の策定(平成24年3月)、第三者評価の義務化(平成24年4月)、施設長研修の義務化(平成23年9月)を行ってきているところである。

① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、引き続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

② 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。平成26年度までに少なくとも1回以上受審することとなっており、これまでに全ての社会的養護関係施設が受審しているが、最終年度である平成26年度に受審が集中している。各都道府県市においては、27年度以降の第三者評価について計画的に受審するよう施設側と調整をお願いする。

また、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成27年2月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）において第三者評価基準を見直したところであるので、適正な第三者評価の運用をお願いする。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

③ 施設長研修の義務化

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほかは、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成27年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月3日～4日（大阪会場）、12月3日～4日（東京会場）にて研修の開催を予定している。（情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設についてはこの他にも実施予定）

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県市においては、基幹的職員の活用を検討願いたい。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているため、施設運営の質の向上に本事業を活用願いたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所では、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所職員等に対する研修を実施しているため、各自治体におかれては研修への積極的な参加をご検討いただきたい。

また、国立武蔵野学院においては、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」を設置し、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などに資する資料の作成・提供を行っているところである。資料は武蔵野学院ホームページからダウンロード可能であり、社会的養護における養育者や支援者の資質向上を図るための実践的な資料等を掲載しているため、ご活用いただきたい。

(8) 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

なお、平成25年度における被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、事実確認状況等については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表する予定であることを申し添える。

(9) 措置費交付要綱等の改正について（関連資料31参照）

① 保護単価の設定について

保護単価については、職員配置の改善により保護単価を段階的に設けることによる単価表の増加や地域区分の見直しに加え、施設における職員配置の改善がなされた場合には、保護単価の切り替えが行われることから、措置費の執行事務が煩雑になることが想定される。各担当者におかれては、この点に十分に留意のうえ執行事務に取り組まれない。

② 就職支度費の支弁について

平成27年度予算案より、自立援助ホームを就職支度費の支弁対象としている。支弁要件としては、児童養護施設などと同様に、就職に際して退居する場合は該当するものであり、遺漏のないようお願いする。

③ 「措置」による「保育の実施」等について

27年度施行の改正児童福祉法に規定する「措置」による「保育の実施」についても、新たに支弁対象となることや子ども・子育て支援新制度本格施行に伴い関連通知の改正が必要となるが、現行の取扱いから変更が生じることのないように改正する予定である。改正が必要となる通知については、準備ができ次第、別途情報提供いたしたい。

(10) 児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金関係の事務処理について

昨年度に引き続き、児童養護施設に入所等している児童等に対して、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給が行われる。平成26年度は、臨時福祉給付金の対象とならない児童に限り、子育て世帯臨時特例給付金を支給することとしていたが、平成27年度については、各々の給付金の要件を満たす場合、併給を受けることが可能となっている。また、臨時福祉給付金については、基本的に昨年度と同様のスキームで支給業務を行うこととなるが、子育て世帯臨時特例給付金については、昨年度と取扱いの異なる点があるので、社会・援護局主管課長会議資料や当局の子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室資料のほか、今後発出される通知等を参照の上、支給手続が円滑に行われるよう、両給付金の担当部署と十分連携の上、ご対応いただきたい。

2. 児童養護施設等の整備について

(1) 児童養護施設等の小規模化等について

児童養護施設等の改築等の施設整備に当たっては、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」及び平成24年11月30日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を踏まえ、児童養護施設等の小規模化・地域分散化及び家庭的養護への転換を引き続き推進していくこととしている。

国としては、次世代育成支援対策施設整備交付金により施設整備にかかる財政支援を行っているところであるが、引き続き小規模化等に資する施設整備に対して重点的に支援していくこととしている。各都道府県等におかれても、小規模化等を念頭に整備を実施するようお願いする。

また、今年度まで安心こども基金において実施してきた「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」について、平成27年度からは、事業の一部を児童虐待・DV対策等総合支援事業に組み替えて実施することとしている。具体的には、

- ① 児童養護施設等において小規模グループケアを実施するために行う施設の内部改修、備品の購入等、
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るために実施する老朽化した備品の更新、内部改修等
- ③ 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア等を新たに設置する場合に、既存建物等のケア単位の小規模化を図るための改修整備、備品の購入等
- ④ 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設する場合の礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の購入等

にかかる費用について補助を行うことを予定しているので、小規模化等の推進に当たり、本事業の活用についてもご検討いただきたい。

児童養護施設等の整備計画策定に当たっては、入所児童に家庭的な養育環境を提供することはもとより、思春期にある中・高校生等やその他の児童のプライバシー等にも十分配慮し、ユニット化及び個室化を積極的に進めていただきたい。

(2) 児童養護施設等の耐震化の推進について

(総務課関連資料19参照)

自力避難が困難な子どもが入所する児童養護施設等においては、全ての施設の耐震化が図られることが望ましい。

しかしながら、児童養護施設等の耐震化状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」(平成25年10月時点)の調査結果によると、全国での耐震化率は82.0%(通所施設等を含む児童関係施設等全体では80.7%)となっており、一部の施設で未だ耐震化が図られていないところがある。

未だ耐震化されていない児童養護施設等をできる限り早期に耐震化させるため、次世代育成支援対策施設整備交付金における平成26年度補正予算(8.8億円の内数)及び平成27年度予算案(56.6億円の内数)において、児童養護施設等の耐震化整備等(乳児院のスプリンクラー整備を含む。)に必要な予算を計上したところである。

特に耐震化率の低い都道府県等におかれては、耐震化整備の推進を図っていただくよう、社会福祉法人等に対して積極的にご指導いただくようお願いする。

3. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) ひとり親家庭等の自立支援対策の推進について

(関連資料32～33参照)

ひとり親家庭等の自立支援対策については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱により、総合的な支援を推進している。

平成27年度予算案においては、引き続き4本柱による総合的な支援を推進するとともに、ひとり親の就業機会や転職機会を広げるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座の受講費用を助成する事業を創設するほか、ひとり親家庭の在宅就業推進事業や子どもに対する学習支援ボランティア事業を充実することとしている。自治体におかれては、これらの支援施策の積極的な取組をお願いする。

また、現在も様々な支援施策を実施していただいているところであるが、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ（平成25年8月）（以下「中間まとめ」という。）において、「地域で支援施策が準備されていたとしても、その支援を必要としているひとり親家庭に知られておらず、十分に活用されていない」旨の指摘があったところである。

各自治体におかれては、各種の支援施策が、支援を必要とする家庭に行き渡る仕組みができていくかについて検証を行い、その上で、広報や相談受付におけるニーズの把握、支援施策の周知の方法等について工夫をしていただきたい。

(2) 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて（関連資料34参照）

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、対象期間が平成20年度から平成26年度となっている。

このため、現在の基本方針に定められた施策に関する評価を参考とするとともに、ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめで示された課題、平成26年の母子及び寡婦福祉法等の改正や子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえた見直しを行うこととしている。

新たな基本方針においては、対象期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、これまでの施策に加え、総合的な相談窓口の整備、子どもの学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費及び面会交流、広報啓発に関する事項等を盛り込むこととしている。

各自治体におかれては、地域のひとり親家庭等の置かれている環境や支援施策の利用意向を勘案して自立促進計画を策定し、ニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくようお願いする。

(3) 相談・支援体制について

① 母子・父子自立支援員の体制強化と資質向上について

(関連資料35参照)

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されたところ。

都道府県及び市等におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置をしていない又は配置が不十分な都道府県及び市等におかれては適切な配置をお願いする。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「管内自治体・福祉事務所支援事業」により研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

また、「中間まとめ」で指摘された母子・父子自立支援員の任期の更新に関する事項についても、適切な配慮をお願いする。

② 就業支援専門員の積極的な活用について（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業）（関連資料36参照）

当事業は、地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置して、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化するものである。

また、当事業は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）において、ひとり親家庭の親の就労支援として就業支援専門員の配置などが明記されているほか、「すべての女性が輝く政策パ

ッケージ」(平成26年10月16日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)においても、母子家庭への総合的な支援体制の強化が掲げられているところです。

については、本事業の重要性に鑑み、積極的な取組について、ご検討いただくようお願いする。

(4) 就業支援について(関連資料37~39参照)

就業支援の取組状況については、全体としては進展しているものの、自治体間でばらつきがある状況にある。また、事業を実施していても、その実施体制が支援ニーズに十分に对应されていない場合があるとの指摘もある。このため、未実施の事業がある場合には、事業の実施に積極的に取り組んでいただくとともに、事業の提供体制についても、実効性が上がるものとなるよう改善に取り組んでいただきたい。

特に、「中間まとめ」では、ひとり親の多くが就業しているものの、非正規雇用で働き、稼働所得が十分な水準とはいえない者が多い状況を踏まえ、より安定し、よりよい所得が得られるよう、転職やキャリアアップの支援を推進することについて検討が必要とされており、ハローワーク等の労働関係機関とも十分に連携を図り、こういった支援を推進するようお願いする。

① 平成27年度新規事業及び拡充した事業について(関連資料33参照)

ア 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(新規)

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要であるが、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム事業や学習支援ボランティア事業を組み合わせること等により効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。

各自治体におかれては、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的に事業を実施していただくようお願いする。

併せて、高卒認定試験の合格を目指す講座の受講時の入学金や受講料については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金の対

象となるので、ひとり親家庭の親に対する周知及び貸付を希望する方への貸付の実施をお願いします。

イ 在宅就業推進事業（拡充）

在宅就業推進事業については、これまでも母子家庭等就業・自立支援事業において、在宅就業に関するセミナー等を実施してきたが、平成27年度からは、これらに加え、民間事業者等を事業実施者として、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援することができることとしている。

このため、平成27年度予算案では、在宅での就業を希望する者や在宅就業に必要とされるスキルアップを希望する者等（以下「在宅就業希望者等」という。）が在宅就業に関する業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」を配置して、在宅就業希望者等に業務の発注、検品、納品、報酬の支払いを行うとともに、在宅就業希望者が発注企業と契約を締結する際の手続きの方法や契約締結から納品までのスケジュール管理等、在宅就業のノウハウを提供する場合には、これまでの補助基準額に在宅就業コーディネーターの人件費等に要する基準額を加算することとしているので、本事業の積極的な活用をお願いします。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。このため、実施していないメニューの実施について積極的に検討するとともに、実施している事業の実が上がるよう、効果の観点から事業の点検をお願いします。

平成27年度予算案では、前述のとおり在宅就業推進事業の拡充を行うこととしており、積極的に事業を実施されたい。また、平成26年度においては、「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」における支援施策の充実強化として、

- (ア) センターによる管内自治体・福祉事務所への支援（母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する資質向上のための研修等）を充実するため、「管内自治体・福祉事務所支援事業」
- (イ) 支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援が届くように、支援施策の更なる周知と支援ニーズを把握するため、「広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業」

を創設しているので、ご活用いただきたい。

さらに、就業支援事業については、(a) 職業紹介の届出、(b) ホームページの開設、(c) 相談中や講習中に子どもを預かる託児コーナーの設置等により、効果的で、支援ニーズに即したきめ細かな支援ができるよう取り組まれない。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

平成25年度には20市で実施されているが、都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど、効果的な実施体制の構築に御協力をお願いする。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母等に対して効果的な自立支援を行うためには、個々のひとり親家庭等の実情に応じた支援が重要となる。

本事業は、都道府県や市等がひとり親家庭の親の状況やニーズに応じ、生活支援や就業支援を組み合わせた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であることから、未実施の自治体におかれては積極的に実施されるようお願いする。

また、本事業の就職準備支援コース事業は、平成26年度をもって廃止することとしているが、本事業で実施してきた就職準備のためのセミナー等については、母子家庭等就業・自立支援事業の就業支援講習会等事業において補助対象とすることが可能であるので、ご留意願いたい。

④ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

ア 高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の法定化、非課税化等

ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、現在、自立支援給付金として「高等職業訓練促進給付金」、「自立支援教育訓練給付

金」等を支給している。これらの給付金を活用し、資格を取得することにより、多くのひとり親が正規雇用による就業を実現しており、更なる事業の推進が望まれる。このため、平成26年10月に施行された母子父子寡婦福祉法においては、「高等職業訓練促進給付金」及び「自立支援教育訓練給付金」を法定化するとともに公課禁止（非課税）・差押え禁止及び不正利得徴収の規定を設けたところ。各自治体におかれては、法定化等の趣旨を踏まえ、積極的に事業を実施するとともに更なる周知に努めていただくようお願いする。

なお、平成25年度に受給者が取得した資格の主なものとして、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、美容師、あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師、柔道整復師、言語聴覚士、栄養士、理容師、管理栄養士、などが挙げられるので、参考とされたい。

また、高等職業訓練促進給付金の支給期間は、平成25年度入学生から上限を2年とし、3年課程の養成施設で修学する方については、最初の2年間を支給対象とした上で、3年目については母子父子寡婦福祉資金貸付金により支援を行うこととしているので、平成27年度に修学期間が3年目になるひとり親に対しては、適切にご対応いただくようお願いする。

イ 雇用保険の教育訓練給付との関係

平成26年10月に「雇用保険法の一部を改正する法律」が全面施行され、雇用保険の教育訓練給付制度は、従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）と、拡充された専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※2）の2本立てとされた。また、専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満など一定の条件を満たす者には、訓練期間中、失業状態にある場合に教育訓練支援給付金が支給されることとなった。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 専門実践教育訓練を受講、修了した場合に訓練経費の40%を支給。さらに受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

（ア）一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であるこ

と。

(イ) 一方、教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。

(ウ) 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認した上で、いずれかを選択できること。また、高等職業訓練促進給付金の申請があった場合には、教育訓練支援給付金の支給内容について確認するなど、必要な審査を行っていただくようお願いする。

⑤ ひとり親家庭等への在宅就業支援事業

安心こども基金による「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」については、平成25年度末をもって終了したところであるが、前述のとおり、これまでも母子家庭等就業・自立支援センター事業の在宅就業推進事業において、在宅就業のためのスキルアップを行うセミナー等を実施してきたが、平成27年度からはこれらに加え、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援することができることから、同事業の活用についても併せて検討されたい。

⑥ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まされたい。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特措法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進について御協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

なお、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑦ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからカまでの事業についてご承知置きいただき、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、本事業の実施においては、自治体と都道府県労働局・ハローワークとの協定の締結が非常に重要であるが、未だに協定を締結していない自治体もある。このため、平成27年度においては児童扶養手当部局におかれても、ぜひ協定に参加していただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、母子家庭も含めた子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー(平成27年2月末現在180箇所)を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的か

つ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いする。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度においては、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資することをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いする。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して「キャリアアップ助成金」を支給している。

この「キャリアアップ助成金」では、有期契約労働者等を正規雇用に転換等した場合や、有期契約労働者等を短時間正社員に転換等

した場合に、その対象となる労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父である場合に、助成額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、都道府県労働局・ハローワークと連携し、「キャリアアップ助成金」について周知等をお願いする。都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

カ トライアル雇用奨励金

「トライアル雇用」とは、職業経験の不足などから就職が困難な求職者について、常用雇用への移行を前提として、原則3ヶ月間のトライアル雇用を実施した企業に対して、1人当たり月額4万円を助成する制度である。

平成27年度予算案においては、対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父である場合に、助成額を月額5万円に拡充することを盛り込んでいるので、積極的な活用がなされるようお取りはかり願いたい。

キ 雇用保険の教育訓練給付（上記の④のイ参照）

（5）子育て・生活支援について（関連資料40参照）

① 学習支援ボランティア事業について

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、学習支援ボランティア事業について、平成26年10月から、近隣に大学等がなく、大学生等を確保する上で特に困難がある場合には、e-ラーニング形式など情報通信ネットワークを活用した学習支援の実施を可能とし、また、平成27年度予算案では、学習支援の実施回数を月2回（年24回）から週1回（年52回）へ拡充するために必要な予算を確保している。

各自治体におかれては、本事業を積極的に実施していただくとともに、学習支援の実施回数を拡充していただくようお願いする。

また、本事業については、従来よりひとり親家庭の親も対象としていることから、高等学校卒業程度認定試験を受験する親等の支援として、本事業を活用していただきたい。

② 保育所等の優先的利用について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮（※）が求められる。また、ファミリー・サポート・センター事業等の実施についても特別の配慮義務を規定するため、省令改正を行うこととしている。（平成27年4月施行予定）

各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの特別の配慮をしていただくようお願いする。

（※）【参考】子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知）

③ 子育て短期支援事業について

本事業については、実施箇所数の拡充を図るため、平成26年10月から、ファミリーホームを実施施設として実施要綱上明記したところであり、積極的な活用をお願いする。また、従来より、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用もお願いする。

（6）養育費確保等について

① 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進について

法務省が取りまとめている離婚届書のチェック欄のチェック状況の集計結果（平成24年4月～平成26年9月）によれば、未成年の子がいる夫婦の離婚の届出件数中、チェック欄の「取決めをしている」、「まだ決めていない」のいずれかにチェックが付されたものは全体の8割程度であり、「取決めをしている」にチェックが付されたものは全体の6割程度であった。

養育費の支払い及び面会交流の実施を確保するためには、当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要である。

このため、養育費相談支援センターにおいて、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、取り決めの重要性に関する普及啓発を図るほか、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上の

ための研修、自治体が行う研修への講師派遣なども実施している。

自治体におかれては、養育費相談支援センターから送付されているパンフレットを相談窓口や離婚届の受付窓口に設置すること等による広報・啓発、養育費専門相談員の母子家庭等就業・自立支援センター等への配置や養育費相談支援センターが実施する研修への参加等による相談員の資質向上を推進するなど、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進に向けた取組を実施していただきたい。

なお、希望する地方自治体に対しては、養育費相談支援センターから、パンフレット等の印刷物を送付することも可能であるので、お問い合わせいただきたい。あわせて、都道府県におかれては、管内市町村にその旨周知いただきたい。

(参考) 養育費相談支援センターのパンフレット等を掲載しているHP
<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

② 面会交流支援事業について

面会交流については、基本的には子の健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程調整、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」について、積極的な実施に努めていただくようお願いする。

なお、本事業は、専門知識や実務経験等を有する外部団体等への委託も可能としているため、自治体における積極的な取組をお願いする。

③ 自治体独自の取組について

各自自治体におかれては、地域の実情に応じて、養育費等の取り決めの促進に関する独自の取組を進めていただくことも重要である。例えば、兵庫県明石市では、

ア 公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 大阪ファミリー相談室の相談員による相談、弁護士、社会福祉士、臨床心理士の専門職員による法的・福祉的・心理的な相談支援の実施

イ 養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」及び「こども養育プラン」と題した参考書式の配布

ウ 法テラス、兵庫県弁護士会、明石市公証役場及び公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 大阪ファミリー相談室との連携といった取組を実施し、養育費等の取り決めの促進を図っている。

現在、明石市の取組について調査を実施しているところであり、結果をとりまとめ次第改めて情報提供することとしているので、取組の参考とされたい。

(参考) 明石市HP

https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/youikushien.html

(7) 児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 児童扶養手当について

ア 平成27年度の手当額について

平成27年度の手当額は、平成26年の消費者物価指数が対前年比2.7%の上昇となったことから、法律の規定に基づき、特例水準の解消（平成27年4月以降は0.3%の引き下げ）とあわせて、2.4%の引き上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

・手当月額（+2.4%）※政令改正予定

	(平成26年度)		(平成27年度)
全部支給	41,020円	→	42,000円 (+980円)
一部支給	41,010円	→	41,990円 (+980円)
	～9,680円		～9,910円 ～+230円)

※ 平成27年度の手当の一部支給額を算出するための係数は、
0.0185434

イ 公的年金との併給制限の見直しについて

児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し、児童扶養手当の手当額よりも低額の公的年金給付等を受給する場合に、その差額分について手当を支給するための改正法が平成26年4月に成立し、同年12月1日から施行されている。本改正に関する周知・広報や、年金との差額分の手当の支給に関して適切な事務処理をお願いします。

ウ 相談及び情報提供に係る規定について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

エ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力と御協力をいただいているが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いする。

- (ア) 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けること。
- (イ) 支給要件に関しては、必要に応じて実態調査を行うなど事実関係をよく確認して認定、却下、資格喪失処分等を行うこと。
- (ウ) 「(ア)」及び「(イ)」に関連し、ホームページ等において「原則として、戸籍謄本がない場合や事実婚（ルームシェアを含む）の状態にある場合は申請できません」、「以下の場合は、受給できません。・・・(略)・・・事実上の婚姻状態のとき（住民票上同居所に異性の登録がある場合を含む）」など、手当の申請自体を拒む記載となっているケースや、事実関係を確認しないまま、その場合に該当することのみをもって支給対象とならないと思わせる記載が見受けられるため、速やかに修正されたい。
- (エ) 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否及びその金額等について、適宜、年金事務所等に照会すること。
- (オ) 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに関わる事項であるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーに関わる事項に触れざるを得ないが、必要以上に立ち入らないよう配慮すること。
- (カ) 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。
- (キ) 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内などの働きかけや、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的に行われたい。また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援

員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

オ 児童扶養手当の事実婚の解釈及び運用について

児童扶養手当の事実婚の解釈については、課長通知（昭和48年5月16日付け児企第28号厚生省児童家庭局企画課長通知）において「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していること」としているが、当該運用に際しては、受給資格者の生活実態を確認した上で適正な支給手続を行っていただくよう改めてお願いします。

また、近年シェアハウスなど様々な居住スタイルがあり、受給資格者がシェアハウスに入居している場合において、当該シェアハウスに異性がいることのみをもって資格喪失と扱っている自治体が見受けられるが、事実関係を十分確認した上で、「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」の有無について判断されたい。

なお、都道府県・指定都市に対して事実婚の判断に迷う事例の有無等について確認を行っているところであるが、当該回答を踏まえ、生活実態の確認方法や具体的事例に則した考え方などについて、別途お示しする予定である。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

ア 貸付限度額の改正について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において、修学資金における専修学校の一般課程の貸付限度額を月額4万6千5百円と定めているが、平成26年の消費者物価指数を踏まえ、月額4万8千円に改正することとしている。（平成27年4月施行）

これに伴い、通知により定めている専修学校の一般課程に係る修学資金の一般分貸付限度額についても、同時期に、月額3万1千円から3万2千円に改正することとしている。

イ 制度の運用について

当該貸付金については、特に経済的条件は定められていないが、貸付を行うに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いする。

また、児童を対象とした資金（修学資金等）については、母子家

庭の母を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えることで、保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としており、また、児童を借主とし、母を連帯保証人とすることで第三者の保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としているので、貸付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

ウ 償還率の改善について（関連資料41～42参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。

このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、昨年10月に各自治体における償還事務の取組状況を調べたところである。各自治体においては、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。このほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、債権回収計画を策定している自治体は約4割にとどまっている。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ、債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

4. 子供の貧困対策に関する大綱について

(1) 子供の貧困対策に関する大綱について（関連資料43参照）

昨年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」等での議論を経て、昨年8月29日、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

大綱は、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること等により、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すことを目的とするものであり、

- ① 貧困の連鎖を防止するための学習支援等の「教育の支援」
- ② 児童養護施設等を退所した子供のアフターケア等の「生活の支援」
- ③ 保護者の学び直しの支援等の「保護者に対する就労の支援」
- ④ 児童扶養手当や福祉資金貸付金等の「経済的な支援」

を4つの柱として、当面5年程度の重点施策を掲げている。

また、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たっては、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための25の指標を設定することで、必要に応じて対策等の見直しや改善に努めるなど、効果的な取組を推進することとしている。

(2) 厚生労働省における主な施策（平成27年度予算案）

（関連資料44及び45参照）

大綱に掲げられた重点施策を着実に実行するため、厚生労働省では、平成27年度予算案において、

- ① ひとり親家庭や児童養護施設等で暮らす子供への学習支援の拡充
- ② 職員配置の改善等による児童養護施設等の体制整備
- ③ ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援

など、既存の施策の更なる拡充や施策の推進体制の整備、新たな施策の実施に関する予算を積極的に盛り込んだ。各都道府県においても、これらの取組が着実かつ効果的に実施されるよう、大綱を勘案した計画を策定し、計画的に実施していただきたい。また、子どもの貧困対策は、学習支援、生活支援、就労支援等、総合的な支援が必要となるので、福祉事務所等の関係機関や児童養護施設等とはもとより、労働部局や教育委員会とも連携した取組をお願いする。

5. 配偶者からの暴力（DV）対策等の婦人保護事業について

平成26年1月3日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部改正法が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、DV防止法が適用された。

また、平成25年10月3日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）の一部改正法が施行され、ストーカー一被害女性に対して、婦人相談所が支援を行うことが明記された。

上記については、昨年度の本会議資料において周知をしているところであるが、各都道府県におかれては、改めて施行通知等の内容について関係部局で共有するとともに、管内の市区町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いします。

併せて、本年度より「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施しているが、平成27年度予算案においても引き続き当該事業を計上しているため、積極的な取組をお願いします。当該事業の来年度の事業実施に係る協議については、1月21日付けで通知を发出しており、事業実施要綱（案）に基づき、期日（3月24日）までに提出されたい。（関連資料46参照）

（1）指定都市における婦人相談所の設置について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）の制定により、平成27年度から、婦人相談所を指定都市において任意に設置できることとされた。

平成27年度中に、婦人相談所を設置する指定都市はないと承知しているが、今後、道府県と調整された上で、婦人相談所を設置される場合は、速やかに雇用均等・児童家庭局家庭福祉課まで報告されたい。（関連資料47参照）

（2）婦人保護施設の施設長に係る年齢要件の廃止について

婦人保護施設長の資格要件については、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」（平成14年厚生省令第49号）第9条第1号において、「30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。」と規定しているが、施設を運営する能力は、「30歳以上」という年齢要件は必ずしも必要ではないことから、年齢要件を廃止することとしている。

年齢要件の廃止に係る省令の改正は、各自治体の条例改正時期を勘案して、平成28年1月1日に施行することを予定している。

本件詳細については、決まり次第お知らせする。

【参考】 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生省令第49号）
（施設長の資格要件）

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有するものであって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- ① 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- ② 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- ③ 心身ともに健全な者であること。

※上記①下線部について廃止予定。

（3） 人身取引対策行動計画2014の策定について

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指した「人身取引対策行動計画2014」（以下「行動計画2014」という。）が策定された。

行動計画2014の中で、婦人相談所については、一時保護した人身取引被害女性に対し、宗教的生活や食生活を尊重した支援を行うよう示されている。各婦人相談所においては、例えば、宗教上の理由がある場合は、豚肉や羊肉を使わない食事を提供する等について配慮されたい。

なお、被害女性を保護した場合だけでなく、日頃から、警察、各地の入国管理局、大使館・領事館、IOM（国際移住機関）等の関係機関と情報交換や研修会等により、緊密な連携を図り、被害女性の立場に立った適切な保護支援がなされるようお願いする。

また、人身取引被害者の一時保護の状況等については、毎年度発出している「婦人相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）」により、毎月の受入状況を引き続き遺漏なくご報告いただくとともに、児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況も併せて報告をお願いしているため、御協力いただきたい。（**関連資料48参照**）

（参考） 内閣官房（人身取引対策に関する関係省庁連絡会議）HP：
人身取引対策行動計画2014（全文）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf>

(4) 配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に係る関係事務処理について

【「臨時福祉給付金制度」については、社会・援護局主管課長会議資料を参照。また、「子育て世帯臨時特例給付金」については、当局子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室資料を参照。】

① 臨時特例給付に係る婦人相談所における事務処理について

臨時福祉給付金におけるDV避難事例の取扱いについては、社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室より事務連絡が発出される予定であり、この中で、臨時福祉給付金の支給における基準日（平成27年1月1日）以前に発生したDV避難事例（配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている事例。以下同じ。）であって、諸事情により基準日までに住民票を移すことができなかった事例や、基準日より後に発生したDV避難事例における臨時福祉給付金の支給については、被害者等が「一定の要件」を満たし、DV避難事例に当たるとを申し出た場合には、被害者等の現居住地に係る情報の配偶者（加害者）への漏洩を防止する趣旨より、基準日時点の被害者等の住民票所在市町村（特別区を含む。以下同じ。）からではなく、例外的に申出日時点で被害者等が現に居住する市町村からなされることとされることである。

上記の申出者の満たすべき「一定の要件」については当該事務連絡を参照されたいが、その中で、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行が想定されていることから、婦人相談所において、DV避難事例の被害者等で、市町村の臨時福祉給付金担当窓口へ申出を行おうとする者から当該証明書の発行について相談を受けた際には、遺漏なく対応していただくようお願いする。

また、証明書の発行について、この例外的な取扱いを行う上記の趣旨とあわせ、婦人相談所、管内の市町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

② 子育て世帯臨時特例給付金に係る婦人相談所における事務処理について

子育て世帯臨時特例給付金におけるDV避難事例の取扱いについて、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における平成27年度子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理について（案）」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室事務連絡）が発出される予定であり、この中で、DV避難事例の被

害者が平成27年6月分の児童手当を受給している場合に加え、基準日（平成27年5月31日）の翌日以後に発生したDV避難事例の被害者が中学校修了前の児童を養育しており、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす場合であって、配偶者に子育て世帯臨時特例給付金の支給決定が行われていない場合には、実際に当該児童を養育しているDV避難事例の被害者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給することとされている。

具体的には、既存の児童手当制度の仕組みを活用し、児童手当の認定請求をしているDV避難事例の被害者に支給することとしているため、基本的には婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の新たな発行業務は生じない。

また、婦人保護事業担当課においては、各自治体の児童手当担当課及び子育て世帯臨時特例給付金担当課と連携の下、婦人相談所、婦人保護施設等において、児童手当制度及び子育て世帯臨時特例給付金制度について周知されるようお願いする。あわせて、子育て世帯臨時特例給付金の申請が必要と見込まれるDV被害者に対しては、現在居住している市町村（避難先の市町村）の子育て世帯臨時特例給付金担当窓口にご相談するよう助言していただきたい。

（5）婦人保護事業の実施等について

① 婦人保護長期入所施設への入所について

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

本施設は、これまで、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開しているため、これまで入所実績のなかった府県も含め、婦人相談所及び婦人保護施設の所管課におかれては、同施設の活用についてご検討いただきたい。（**関連資料49参照**）

【参考】月額保護単価（事務費）

平成26年度	平成27年度
101,800円	→ 101,900円（予定）

※ 本施設は老朽化等により、平成28年度以降に施設整備を行うことを予定しており、整備に係る自治体負担分については、従前と同様の整理により、本施設の入所実績を踏まえて、措置元の自治体で費用を按分することを検討している。詳細等について

ては、今後、措置元の自治体に連絡をするので、対応等をお願いする。

② 婦人相談所等指導的職員研修等について

当省が主催している婦人相談所等指導的職員研修は、婦人保護事業に携わる各都道府県の指導的職員を対象としており、受講者が都道府県レベルの研修の指導者（講師）となることを通じて、婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図ることを目的として、継続的に開催している。

今年度は、当省主催による婦人相談所等指導的職員研修を、12月10日～12日の3日間、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において開催した。

来年度については、12月9日（水）～11日（金）の3日間にわたり開催し、25名程度の定員により実施する予定であるので、関係職員の積極的な参加をお願いする。

なお、本件詳細については同院HPを参照されたい。（**関連資料50参照**）

（参考）国立保健医療科学院HP：

http://www.niph.go.jp/entrance/h27/course/short/short_syakai08.html

また、来年度の「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」については、10月29日（木）～30日（金）に島根県（島根県民会館：島根県松江市殿町158）で開催予定であるので、こちらについても関係職員の積極的な参加をお願いする。

③ 婦人保護事業実態調査について

例年実施している婦人保護事業実態調査については、より効果的な婦人保護施策の検討に資するため、来年度も実施することとしている。

都道府県及び市における婦人保護事業について、例年、年度当初に依頼している「婦人保護事業の実施状況報告及び実態調査の提出等について」（事務連絡）中の

ア 本年度（26年度）分 婦人保護事業実施状況報告（I表～VI表）

イ 来年度（27年度）分 婦人保護事業実態調査

の提出をお願いする。

なお、調査票の記入事項については、記載要領に適合した内容となっているか等について精査いただき、提出期限（6月末日を予定）を遵守されたい。

また、「年齢と主訴」の項目について、従前、「性暴力被害・性犯罪

被害」は「人間関係項目 その他」等に含まれていたが、今回（26年度対象分の調査）より、性暴力・性犯罪の被害件数を把握するため、「性暴力被害・性犯罪被害」の項目を新設することを予定している。詳細等については、来月（4月）発出予定の「婦人保護事業の実施状況報告及び実態調査の提出等について」（事務連絡）を参照されたい。（**関連資料51参照**）

④ 婦人相談員活動強化事業について

児童虐待・DV対策等総合支援事業の婦人相談員活動強化事業に係る交付申請については、婦人相談員が他の業務を兼務する場合には、業務量を適正に按分して、勤務実態等を踏まえ交付申請額を算定されたい。

婦人相談員については、多様な相談に対し適切に対応するための相談スキルの向上が課題と認識しており、厚生労働省においては、この事業を実施するほか、婦人相談員の資質の向上に関する研修会を毎年度開催し（上記②参照）、昨年度末（平成26年3月31日）に、各都道府県に発出した「婦人相談所ガイドライン」において、婦人相談員を含めた婦人相談所職員の質の向上に取り組むことを示した。（下記⑤参照）

また、各自治体におかれては、能力のある婦人相談員が、理由なく雇い止めされることがないように、継続的な雇用について配慮するようお願いする。

⑤ 婦人相談所ガイドライン等について

平成26年3月に「婦人相談所ガイドライン」を策定し、全国の自治体に発出し周知を行っている。ガイドラインは、各婦人相談所の相談支援業務の指標となるもので、各自治体における地域間格差の是正、支援の均等化、標準化を目的としている。また、支援の理念や支援上の留意点を明確にして、婦人相談所が実施する業務内容を明記した。

ガイドラインは、DV被害女性等の当事者を尊重し、人権侵害からの回復を支援するという理念を明確にし、婦人相談所が地域の中核機関として、関係機関との連携やコーディネートを行うものとしている。また、スーパーバイズ・研修の充実、広報啓発、権利擁護・苦情解決を充実し、全国どこの婦人相談所においても、支援を必要とする女性が質の高いサービスを平等に利用できるように提言を行っている。

各自治体においては、婦人相談所のみならず関係部局や管内の市等との連携を図り、ガイドラインの周知についてお願いする。また、ガイドラインについて、更なる婦人保護事業の推進のため、今後も検討

を進めていきたいと考えており、本年度同様に「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」等の場を通じて、意見交換等を行っていききたいと考えているので、引き続き御協力をお願いする。

また、婦人相談員の相談業務についても、支援の均等化・標準化を目的として、「婦人相談員相談・支援指針」を現在策定している。これまで標準化したものとして、指針が示されていなかったが、婦人相談員が行う相談業務の指針として、DV被害相談等の多種多様な相談への対応と、留意すべき点等を明示した内容となっている。本指針は、本年度中に各都道府県に発出する予定でいるので、各都道府県におかれては、管内に配置される婦人相談員に対しても周知して頂くようお願いする。(関連資料52参照)

⑥ 婦人保護施設等における学習支援の充実について

平成27年度予算案において、家庭内において学習環境が身についていないなどにより学業に遅れがある、また、高校進学を目指す婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）の同伴児童（小学生及び中学生）に対して、学生、教員OBなどのボランティアが施設を訪問するなどして学習支援を実施した場合にかかる費用を支弁対象としたところであり、同伴児童の自立支援に資するため、積極的な活用をお願いする。

※なお、当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料：家庭福祉課・母子家庭等自立支援室]

社会的養護の現状

施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
	区分	養育里親				ホーム数	委託児童数
	(里親は重複登録有り)	専門里親	9,441世帯	3,560世帯	4,636人	ホーム数	223か所
		養子縁組里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人	委託児童数	993人
		親族里親	652世帯	157世帯	209人		
			2,706世帯	223世帯	227人		
			477世帯	460世帯	674人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

○社会的養護の平成27年度予算案

①児童入所施設措置費等	1,076億円
②児童虐待・DV対策等総合支援事業	47億円
③次世代育成支援対策施設整備交付金 など	57億円

(※以下の()内の丸数字は上記各事業に対応)

1. 施設における家庭的養護の推進

○児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】

社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図る。

- 職員配置の改善等、「社会保障の充実」(①)
- 地域小規模児童養護施設等を実施する場合の既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成(①・③)
- 児童養護施設の小規模化等、施設入所児童等の生活環境改善を図るための補助(②)

社会的養護における「社会保障の充実」 142億円(国費)

- 量的拡充
- 質の改善
 - ① 児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)
 - ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)
 - ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当)
 - ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員(1名)の配置の推進(27年度から15年かけて全施設で実施)

2. 里親委託の推進等

○里親支援機関連事業の拡充【一部新規】^②

里親登録されているが、児童を委託されていない里親(未委託里親)に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を新たに実施し、里親委託の推進を図る(10か所)。

○里親支援相談員の配置の推進^①

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

3. 被虐待児童等への支援の充実

○児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】^②

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る(101か所→106か所)。
- ・ 退所児童等アターケア事業のか所数の増(20か所→27か所)を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る(33か所)。

○児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実^①

養育環境等により、十分な学習機会が確保されなかった児童養護施設等入所児童(※1)の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等(※2)に対する学習支援(学習ボランティア等) (1人当たり月額@8千円)
- ・ 高校生等(※2)に対する学習支援(学習塾代等) (1人当たり月額@15千円)
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童(中学生・高校生)に対する学習支援(個別学習指導) (1人当たり月額25千円)

※1 里親委託児童及びファミリーホーム入所児童を含む。

※2 母子生活支援施設は中学生を含む。

○就職支度費の支給対象の拡大【新規】^(①)

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

○児童養護施設等の職員の人材確保対策^(②)

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

(参考)児童養護施設等の耐震化整備の推進(平成26年度補正予算)

○児童養護施設等の耐震化等整備の推進 8.8億円

自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等における防災対策等の推進のため、耐震化等に要する費用の補助を行う。

社会保障の充実

事業の目的

施設での家庭的な養育環境の推進を図るため、「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準(5.5:1→4:1等)を実現するとともに、家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設の配置を推進する。

事業内容

- 児童養護施設等の受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等)
児童養護施設等において、家庭的な養育環境を推進等を図るため「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準(5.5:1→4:1等)を実現する。
- 民間児童養護施設等の職員給与の改善(+3%)
民間児童養護施設等に勤務する職員に対し、民間施設給与等改善費の加算(平均+3%相当)を実施する。
- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
施設におけるケア単位の小規模化・地域分散化の推進を図るため、小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケア、地域の民間住宅などを活用した地域小規模児童養護施設などの実施を推進する。

・小規模グループケア	1,059か所	→	1,091か所(+32か所)
・地域小規模児童養護施設	293か所	→	299か所(+6か所)
・賃貸対象施設	144か所	→	150か所(+6か所)
- 里親支援担当職員の配置
施設の地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制を充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

・里親支援担当職員	183か所	→	221か所(+38か所)
-----------	-------	---	--------------

児童養護施設等（※）の職員配置の改善（平成27年度予算案）

※ 等とは、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設を示す

事業内容

- 児童養護施設等において、家庭的な養育環境の推進を図るため「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準（5.5:1→4:1等）を実現する。

＜実施方法＞

- 段階的な保護単価の設定
5.5:1から4:1等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、以下のように職員の配置状況に応じて、措置費支弁上の保護単価を段階的に設定する。

児童養護施設の小学生以上の場合：5.5:1 ⇒ 4:1

5.5:1 ⇒ 5:1 ⇒ 4.5:1 ⇒ 4:1
 （現行の5.5:1ベースの保護単価を残しつつ、新たに3種類の保護単価を追加）

（例1）定員50名の児童養護施設における増加職員数

職員配置	5.5:1	5:1	4.5:1	4:1
配置職員数	9人	10人	11人	13人
増加職員数	-	+1人	+1人	+2人

※増加職員数分保護単価を増額させる

（例2）職員配置改善に係る加算分保護単価の設定

時点	27年4月1日	27年7月1日	27年10月1日	28年1月1日
職員配置状況	5.5:1	5:1	4.5:1	4:1
保護単価	5.5:1ベース切替	5:1ベース切替	4.5:1ベース切替	4:1ベース切替

※職員配置が改善されれば、保護単価を変更する。施設は改善の都度、各都道府県等へ報告する

- 今後の小規模化を踏まえた職員配置の改善措置の適用
家庭的養護推進計画を策定していること（小規模化・地域分散化を既に実施している、又は、目指していること）等を要件とする。

施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	従来	現行 (24年度～)	「社会的養護の課題と 将来像」の目標水準 (27年度予算案)	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1. 7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: 5. 5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1. 7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1. 6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 5:1 10:1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 4. 5:1 10:1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 3:1 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 4. 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 心理療法担当職員 3:1 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人 少年指導員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

民間児童養護施設等（※）の職員給与の改善（平成27年度予算案）

○児童入所施設措置費に計上：公費 46億円（国費 23億円）

○負担率：1/2

※ 等とは、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホームを示す

事業内容

児童養護施設等の職員の確保を図るため、民間児童養護施設等の職員の平均勤続年数に応じた給与改善のための民間施設給与等改善費の加算率を引き上げ、職員の処遇改善を図る。

加算率引き上げの考え方

○勤続年数0～4年を他の勤続年数区分よりも引き上げ幅を大きくする。

〔勤続年数0～2年 8%
〃 3、4年 9%〕

↑ 新規採用職員の確保

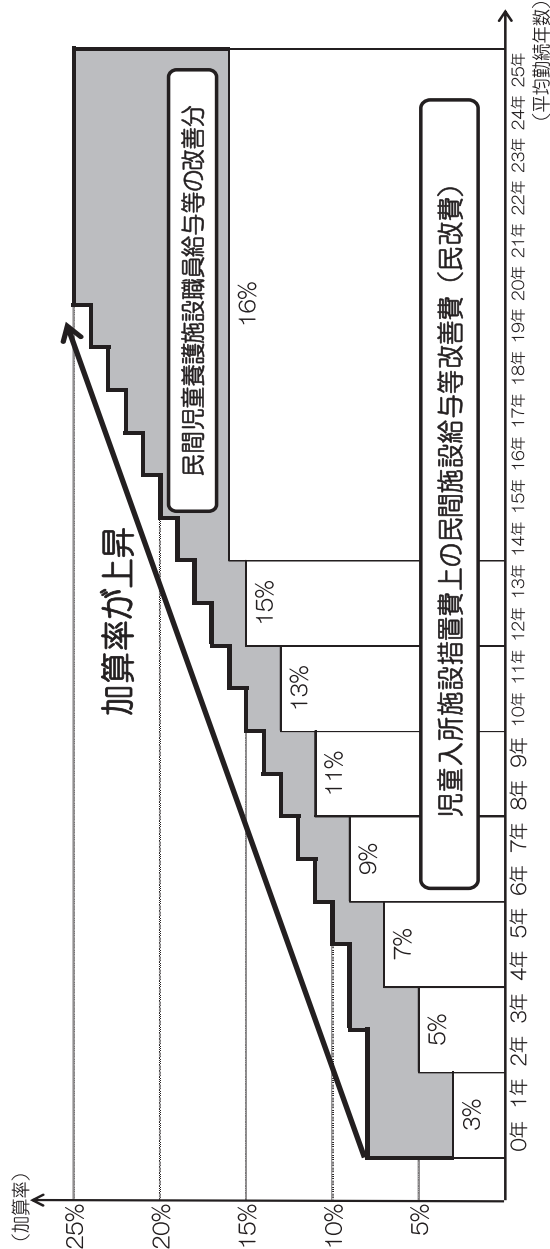
○勤続年数の高い職員に対しても給与改善を図る。
(勤続年数20年までは改善)

↑ 離職の防止

・長く働き続けられる職場環境作り

○毎年、給与改善が図れるよう加算率の調整を図る。
(勤続年数5年～20年までは毎年、1%ずつ改善)

↑ 職員が給与の増額を実感



児童養護施設等入所児童への学習支援の充実

事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

事業内容

- 小学生等(※)に対する学習支援
 学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。
 (学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)
- 高校生等(※)に対する学習支援
 学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。
 (特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)
- 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援
 対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。
 (特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

児童入所施設措置費における学習支援

○は対象、×は対象外

施設種別	学習支援メニュー	小・中・高別	26年度	⇒	27年度
児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設 ファミリーホーム	塾代 学習塾代等	中学生	○	⇒	○
		高校生	×	⇒	○
	個別学習指導	中学生	×	⇒	○
		高校生	×	⇒	○
	学習指導	小学生	×	⇒	○
		中学生	○	⇒	○
母子生活支援施設	塾代 学習塾代等	中学生	×	⇒	○
		高校生	×	⇒	○
	個別学習指導	中学生	×	⇒	○
		高校生	×	⇒	○
	学習指導	小学生	×	⇒	○
		中学生	×	⇒	○

○里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

- ・ 良いマッチングのためには、多数の候補が必要
 - ・ 登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要
 - ・ 里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。
- ⇩
- 里親トレーニング事業（新規）（社会福祉法人、NPO等へ委託可）の活用により、委託可能な里親を確保
 - 里親委託率を大幅に伸ばした自治体の取り組みをまとめた「里親委託率アップの取組報告書」（H25. 2）の周知 等

(2) 里親支援の重要性

- ・ 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要。
 - ・ そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要
- ⇩

○里親支援の取組内容（児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインに規定）

- （主な取組内容例）
- ・ 委託里親への定期的な訪問回数、委託後の経過年数等に応じて設定（委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問）
 - ・ 委託里親に対する複数の相談窓口の提示
 - ・ 里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
 - ・ レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

○里親支援の実行するための体制整備

- ・ 里親支援の取組の中心となる児童相談所における里親担当者における里親担当者への配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい）
- ・ 里親支援機関における里親委託等推進員の配置
- ・ 児童養護施設及び乳児院に配置する里親支援専門相談員の活用
 - 児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員（※）が、定期的訪問を含めた里親支援を分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・ ※里親支援専門相談員配置か所数 H24:115か所 → H25:226か所 → H26:325か所
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有（児童福祉法第12条第5項において、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

○里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5～6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

○都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率(平成25年度末)

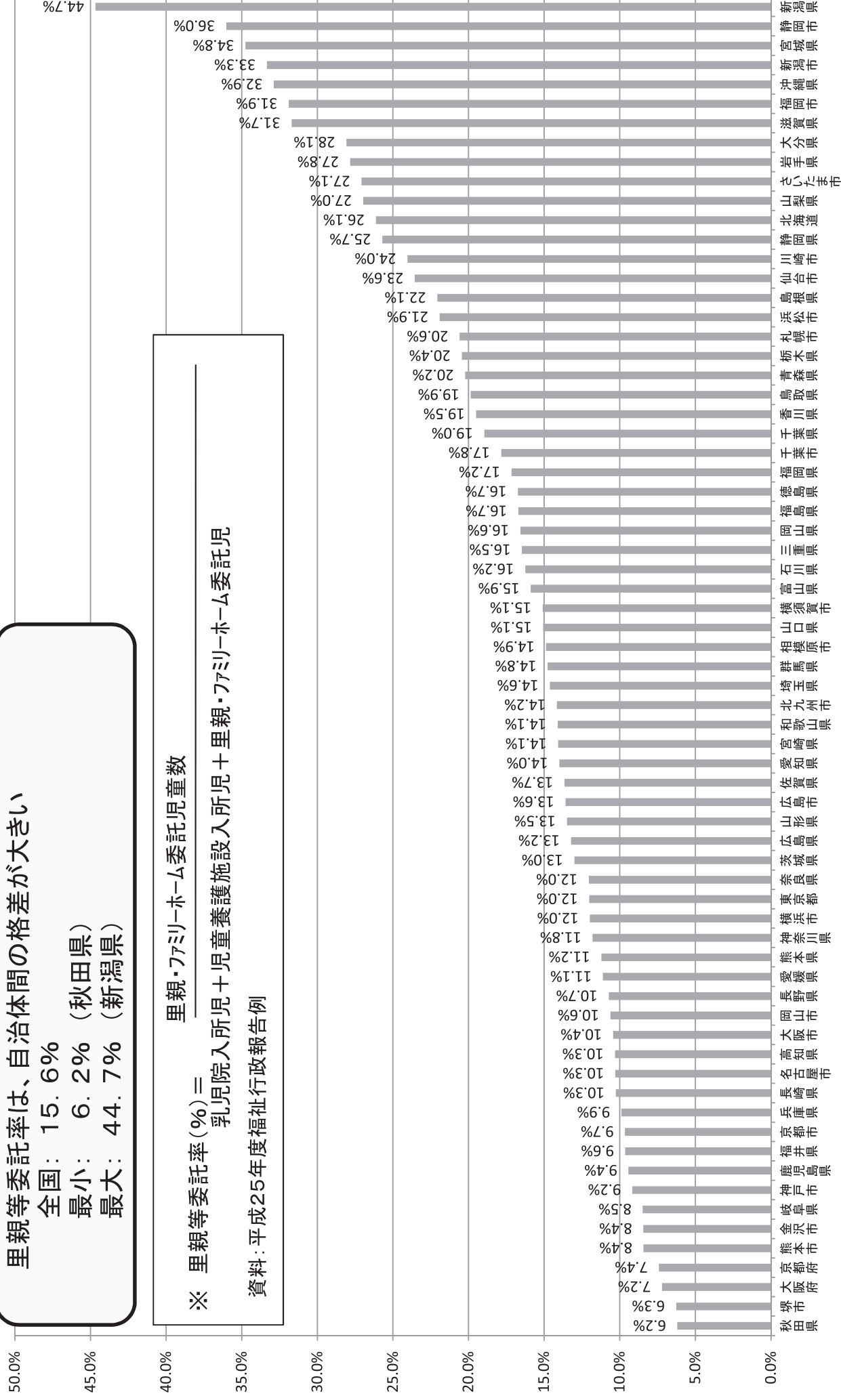
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国: 15.6%
 最小: 6.2% (秋田県)
 最大: 44.7% (新潟県)

里親・ファミリーホーム委託児童数

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳幼児入院所児十児童養護施設入所児十里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料: 平成25年度福祉行政報告例



○里親トレーニング事業について

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

- ①普及促進
 - ・ 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修(養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施)
 - ・ 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
 - ・ 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・ 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・ 里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・ 里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

里親トレーニング事業(新規)

- (里親登録後の)新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング
- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
 - ・ ケースワーカーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
 - ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県(児童相談所)に登録して委託を推進

実施主体
 ・都道府県・指定都市・児相設置市
 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親トレーニング事業について(イメージ)

1. 事業概要

(里親登録後の)新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング

- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
- ・ ケースワーカーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
- ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県(児童相談所)に登録して委託を推進

2. ケースワーカーが行う業務内容(1週間の流れ) ※1里親あたり概ね2、3か月程度実施

施設(里親宅)へ
の実習(月1回)

外部講師による講
義・ワークショップ
等(月1回)

里親宅にて実際に児童を委託した場合
のケースワークを実施

- ① 新規里親・未委託里親のリストアップ(都道府県児童福祉審議会にて里親認定後、随時更新)
- ② 里親宅訪問する際の日程調整等の事前準備
- ③ 里親宅訪問時ケースワークから見えてきた課題・対応方法等、次回訪問時において支援する内容の整理
- ④ 各里親のスキル習熟度の進ちょく状況管理
- ⑤ トレーニングを終えた里親リストの作成、都道府県(児童相談所)への登録
- ⑥ 毎月実施する外部講師招聘講義、施設及び既に児童が委託されている里親宅への実習の調整・準備

月曜日

火曜日

水曜日

木曜日

金曜日

里親宅訪問

事務所勤務

3. 里親トレーニング内容

※「社会的養護とは」といった座学はすでに、里親認定・登録前の研修で行っている。本事業は養育していく中で直面する様々な事例について、ケースワーカーと里親(及びその家族)で議論し、養育の質を獲得することをもって、即戦力となる里親を確保することを想定。

<様々な事例の例>

- ① 里親委託当初直面する事例の検討(例:児童による試し行動(ものを壊す、里親の腕を何回もかむ等))
- ② (実子がいる場合)里子と実子との関係での事例の検討(例:実子が里子に対しひがむ等)
- ③ 真実告知に関する事例の検討(例:どのようなタイミングで里子に真実告知を行うか等)

里親等委託率の最近9年間の増加幅の大きい自治体

- 最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→25比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成25年度末
1	福岡市	25.0%増加	6.9%	31.9%
2	大分県	20.7%増加	7.4%	28.1%
3	静岡県	16.4%増加	10.6%	27.0% (静岡市・浜松市分を含む)
4	さいたま市	16.1%増加	11.0%	27.1%
5	新潟県	13.9%増加	26.4%	40.3% (新潟市分を含む)
6	福岡県	13.2%増加	4.0%	17.2%
7	香川県	13.0%増加	6.5%	19.5%
8	栃木県	12.5%増加	7.9%	20.4%
9	佐賀県	12.5%増加	1.2%	13.7%
10	徳島県	12.0%増加	4.7%	16.7%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：26.8%増（8.0%→34.8%）、岩手県17.4%増（10.4%→27.8%）、仙台市：12.0%増（11.6%→23.6%））が、東日本大震災の影響により親族により里親が増えたことによるものであるため、除いている。

里親支援専門相談員配置状況(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)
(平成24年11月、平成25年10月、平成26年10月)

		里親支援専門相談員配置数(か所)														
		乳児院			児童養護施設			合計								
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26						
1	北海道			1			3			3			5		7	
2	青森県			3									3		8	
3	岩手県						1		1		1		1		1	
4	宮城県								1				1		1	
5	秋田県			1											1	
6	山形県						1		2		3		1		2	3
7	福島県															
8	茨城県			2		2	1		2		3		1		4	5
9	栃木県	1		2		3	2		5		6		3		7	9
10	群馬県						3		3		3		3		3	3
11	埼玉県	1		2		3	2		10		20		3		12	23
12	千葉県						4		5		8		4		5	8
13	東京都	6		9		9	14		22		22		20		31	31
14	神奈川県	1		2		2	3		9		10		4		11	12
15	新潟県															
16	富山県															
17	石川県												2			2
18	福井県						1		1		1		1		1	1
19	山梨県	1		1		1	1		1		1		2		2	2
20	長野県															
21	岐阜県			1		2			4		8				5	10
22	静岡県						2		3		4		2		3	4
23	愛知県	1		2		4							1		2	4
24	三重県			1		3			2		9				3	12
25	滋賀県	1		1		1	1		2		2		2		3	3
26	京都府			2		2			1		1				3	3
27	大阪府	3		4		4	9		16		20		12		20	24
28	兵庫県					1	4		5		5		4		5	6
29	奈良県								2		2				2	2
30	和歌山県					1					1					2
31	鳥取県	2		2		2	1		2		2		3		4	4
32	島根県															
33	岡山県										1					1
34	広島県						1		2		3		1		2	3
35	山口県	1		1		1	5		6		6		6		7	7
36	徳島県					1	1		1		1		1		1	2
37	香川県								1		1				1	1
38	愛媛県															
39	高知県	1		1		1					2		1		1	3
40	福岡県	3		3		3	4		7		10		7		10	13
41	佐賀県			1		1	1		3		4		1		4	5
42	長崎県	1		1		1	2		2		4		3		3	5
43	熊本県						2		5		6		2		5	6
44	大分県	1		1		1	4		7		9		5		8	10
45	宮崎県						1		1		1		1		1	1
46	鹿児島県					2			1		8				1	10
47	沖縄県			1		1	2		2		2		2		3	3
48	札幌市	1		1		1	2		2		2		3		3	3
49	仙台市					1					1					2
50	さいたま市					1					1					2
51	千葉市								1		3				1	3
52	横浜市			3		3									3	3
53	川崎市					1	1		1		3		1		1	4
54	相模原市					1			1		2				1	3
55	新潟市															
56	静岡市								1		1				1	1
57	浜松市								1		1				1	1
58	名古屋市			1		1			1		1				2	2
59	京都市			1		2			4		7				5	9
60	大阪市	2		3		4	2		6		9		4		9	13
61	堺市						2		4		4		2		4	4
62	神戸市			3		3									3	3
63	岡山市										1					1
64	広島市	1		1		1	1		1		1		2		2	2
65	北九州市						1		1		1		1		1	1
66	福岡市			1		2			1		1				2	3
67	熊本市	1		1		1	1		1		3		2		2	4
68	横須賀市															
69	金沢市															
合計		29		55		79	86		171		246		115		226	325

資料:家庭福祉課調べ

登録里親数、委託里親数、委託児童数

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
1	北海道	515	240	317
2	青森県	122	47	61
3	岩手県	194	85	111
4	宮城県	131	78	102
5	秋田県	68	13	14
6	山形県	73	17	18
7	福島県	206	61	73
8	茨城県	195	64	87
9	栃木県	262	94	115
10	群馬県	106	42	45
11	埼玉県	389	139	172
12	千葉県	375	135	175
13	東京都	651	289	371
14	神奈川県	180	69	75
15	新潟県	161	59	82
16	富山県	76	20	22
17	石川県	57	21	23
18	福井県	75	15	19
19	山梨県	129	57	71
20	長野県	162	49	63
21	岐阜県	145	39	44
22	静岡県	248	86	114
23	愛知県	306	87	129
24	三重県	189	66	77
25	滋賀県	171	43	52
26	京都府	74	21	22
27	大阪府	152	59	81
28	兵庫県	269	98	113
29	奈良県	114	33	37
30	和歌山県	82	29	44
31	鳥取県	72	28	40
32	島根県	96	37	47
33	岡山県	75	29	41
34	広島県	127	42	51
35	山口県	136	52	72
36	徳島県	68	31	40
37	香川県	62	24	33
38	愛媛県	97	27	35
39	高知県	38	21	29
40	福岡県	169	86	120
41	佐賀県	59	28	32
42	長崎県	104	32	44
43	熊本県	88	28	36
44	大分県	127	57	80
45	宮崎県	93	50	63
46	鹿児島県	91	43	60
47	沖縄県	171	80	118
48	札幌市	217	87	111
49	仙台市	134	35	51
50	さいたま市	138	48	71
51	千葉市	53	19	20
52	横浜市	139	38	46
53	川崎市	130	45	59
54	相模原市	38	18	19
55	新潟市	75	29	36
56	静岡市	83	44	58
57	浜松市	63	20	26
58	名古屋市	141	56	62
59	京都市	94	28	38
60	大阪市	88	49	90
61	堺市	26	15	19
62	神戸市	78	27	38
63	岡山市	45	16	19
64	広島市	56	29	32
65	北九州市	79	26	39
66	福岡市	130	54	81
67	熊本市	39	15	24
68	横須賀市	17	8	16
69	金沢市	28	4	11
	計	9,441	3,560	4,636

資料：福祉行政報告例[平成26年3月31日現在]

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施状況（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

都道府県市名	か所数等	平成26年10月1日現在			
		ホームか所数 (か所)	定員 (人)	現員 (人)	
				措置費支弁対象	その他
1	北海道	8	47	31	
2	青森県	4	24	19	
3	岩手県				
4	宮城県	5	30	23	
5	秋田県				
6	山形県	3	18	16	
7	福島県	2	12	7	
8	茨城県	4	24	17	
9	栃木県	5	30	17	
10	群馬県	5	28	23	
11	埼玉県	11	65	52	
12	千葉県	4	22	13	
13	東京都	15	90	64	
14	神奈川県				
15	新潟県	1	5	2	
16	富山県	1	6	5	
17	石川県	2	12	12	
18	福井県				
19	山梨県	5	29	20	
20	長野県	2	12	12	
21	岐阜県	1	5	4	
22	静岡県	7	42	28	
23	愛知県	7	40	30	
24	三重県	3	18	6	
25	滋賀県	13	77	54	
26	京都府				
27	大阪府	6	36	28	
28	兵庫県	3	18	9	
29	奈良県	2	11	6	
30	和歌山県	3	18	15	
31	鳥取県	3	18	15	
32	島根県				
33	岡山県	2	11	8	
34	広島県	2	12	12	
35	山口県	3	18	11	
36	徳島県	1	6	6	
37	香川県	1	6	6	
38	愛媛県	6	36	28	
39	高知県	3	16	10	
40	福岡県	4	24	16	
41	佐賀県	1	6	4	
42	長崎県	4	23	16	
43	熊本県	2	12	6	
44	大分県	12	72	58	
45	宮崎県	1	6	5	
46	鹿児島県	4	22	16	
47	沖縄県	9	54	50	
48	札幌市	7	42	40	
49	仙台市	2	12	4	
50	さいたま市	4	24	21	
51	千葉市	3	18	12	
52	横浜市	7	42	32	
53	川崎市	3	17	7	1
54	相模原市	1	6	6	
55	新潟市	1	5	4	
56	静岡市				
57	浜松市	1	6	4	
58	名古屋	5	28	20	
59	京都市	1	5	5	
60	大阪市	9	54	48	
61	堺市				
62	神戸市	1	6	5	
63	岡山市	3	18	15	
64	広島市	2	12	12	
65	北九州市	6	36	20	4
66	福岡市	11	62	60	
67	熊本市	3	18	11	
68	横須賀市	2	12	9	
69	金沢市				
	合計	252	1,484	1,115	5

(家庭福祉課調べ)

新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成25年度）

（家庭福祉課調べ）

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置			乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	11	6	0	8	16	13						
青森県	0	7	2	0	0	0						
岩手県	1	15	5	0	0	0						
宮城県	3	6	5	0	0	1						
秋田県	0	3	0	0	0	0						
山形県	2	3	3	0	1	0						
福島県	6	2	2	3	4	4						
茨城県	12	12	3	0	0	0						
栃木県	3	12	5	1	1	1						
群馬県	10	2	17	0	1	1						
埼玉県	33	50	41	0	6	3						
千葉県	2	13	0	5	6	8						
東京都	83	140	91	0	1	20						
神奈川県	6	12	11	0	2	2						
新潟県	2	4	0	0	3	1						
富山県	4	4	2	0	0	2						
石川県	3	1	2	0	0	0						
福井県	4	3	3	0	0	0						
山梨県	1	8	0	0	2	2						
長野県	5	19	18	3	3	2						
岐阜県	1	4	0	2	0	0						
静岡県	6	9	10	0	5	2						
愛知県	11	25	19	8	12	13						
三重県	2	17	6	3	9	3						
滋賀県	0	3	3	0	0	0						
京都府	0	0	0	0	0	0						
大阪府	1	14	4	0	0	3						
兵庫県	11	18	11	0	2	2						
奈良県	1	15	6	1	1	0						
和歌山県	11	10	4	2	3	0						
鳥取県	4	8	1	0	1	0						
島根県	2	6	2	0	0	0						
岡山県	0	2	0	0	0	0						
広島県	2	3	4	0	0	2						
山口県	8	7	5	0	2	1						
徳島県	1	0	0									
香川県	4	5	6									
愛媛県	4	5	4									
高知県	3	5	5									
福岡県	6	15	5									
佐賀県	3	5	2									
長崎県	4	5	3									
熊本県	0	0	0									
大分県	4	5	3									
宮崎県	2	3	2									
鹿児島県	6	12	7									
沖縄県	3	5	2									
札幌市	3	13	4									
仙台市	0	10	6									
さいたま市	5	16	3									
千葉市	0	4	2									
横浜市	4	37	6									
川崎市	7	14	6									
相模原市	1	5	8									
新潟市	1	0	2									
静岡市	0	3	3									
浜松市	6	4	1									
名古屋市	9	28	13									
京都市	6	10	7									
大阪市	25	68	42									
堺市	5	13	3									
神戸市	8	12	7									
岡山市	2	3	3									
広島市	1	6	3									
北九州市	0	0	0									
福岡市	7	14	4									
熊本市	1	24	2									
横須賀市	0	0	0									
金沢市	0	0	0									
合計	382	812	449	71	135	132						

乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成25年度）（単位：人、%）

（家庭福祉課調べ）

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置変更児童数				乳児院からの措置変更児童数				乳児院からの措置変更児童数			
	乳児院からの措置解除児童数		里親（FH含）へ		乳児院からの措置解除児童数		里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
北海道	2	66.7%	4	33.3%	6	66.7%	2	33.3%	13	25.0%	3	75.0%
青森県	7	62.5%	5	37.5%	8	62.5%	3	37.5%	7	42.9%	4	57.1%
岩手県	9	40.0%	4	60.0%	10	40.0%	6	60.0%	5	33.3%	8	53.3%
宮城県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	8	80.0%
秋田県	0	66.7%	3	33.3%	3	66.7%	1	33.3%	4	26.7%	9	60.0%
山形県	5	100.0%	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	2	28.6%	5	71.4%
福島県	2	46.2%	7	53.8%	13	46.2%	7	53.8%	5	40.0%	2	40.0%
茨城県	16	23.5%	11	64.7%	17	23.5%	11	64.7%	2	16.7%	4	66.7%
栃木県	11	29.2%	11	45.8%	24	29.2%	11	45.8%	6	12.5%	7	87.5%
群馬県	13	21.4%	9	64.3%	14	21.4%	9	64.3%	1	9.1%	10	90.9%
埼玉県	89	20.8%	48	66.7%	72	20.8%	48	66.7%	18	21.4%	10	71.4%
千葉県	16	24.1%	17	58.6%	29	24.1%	17	58.6%	3	50.0%	5	50.0%
東京都	170	13.8%	80	58.0%	138	13.8%	80	58.0%	8	66.7%	5	33.3%
神奈川県	24	29.6%	16	59.3%	27	29.6%	16	59.3%	22	25.0%	13	65.0%
新潟県	6	44.4%	5	55.6%	9	44.4%	5	55.6%	1	100.0%	0	0.0%
富山県	4	44.4%	5	55.6%	9	44.4%	5	55.6%	4	0.0%	1	50.0%
石川県	9	50.0%	3	50.0%	6	50.0%	3	50.0%	19	17.4%	17	73.9%
福井県	2	33.3%	4	66.7%	6	33.3%	4	66.7%	5	20.0%	2	40.0%
山梨県	2	0.0%	3	100.0%	3	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
長野県	10	12.5%	20	83.3%	24	12.5%	20	83.3%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	3	66.7%	1	16.7%	6	66.7%	1	16.7%	3	0.0%	3	100.0%
静岡県	6	37.5%	5	62.5%	8	37.5%	5	62.5%	3	40.0%	3	60.0%
愛知県	31	25.0%	21	65.6%	32	25.0%	21	65.6%	18	22.0%	31	75.6%
三重県	10	26.3%	14	73.7%	19	26.3%	14	73.7%	11	6.3%	13	81.3%
滋賀県	4	14.3%	12	85.7%	14	14.3%	12	85.7%	48	21.2%	34	65.4%
京都府	7	0.0%	9	100.0%	9	0.0%	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
大阪府	53	19.0%	40	69.0%	58	19.0%	40	69.0%	20	58.3%	4	33.3%
兵庫県	15	29.0%	21	67.7%	31	29.0%	21	67.7%	12	5.4%	7	58.3%
奈良県	31	0.0%	7	63.6%	11	0.0%	7	63.6%	2	13.3%	12	80.0%
和歌山県	5	17.4%	19	82.6%	23	17.4%	19	82.6%	5	0.0%	9	81.8%
鳥取県	11	0.0%	9	100.0%	9	0.0%	9	100.0%	12	3.0%	9	75.0%
島根県	45	20.0%	3	60.0%	5	20.0%	3	60.0%	8	18.2%	16	72.7%
岡山県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	33.3%	2	66.7%
広島県	5	25.0%	6	50.0%	12	25.0%	6	50.0%	2	75.0%	1	25.0%
山口県	4	23.1%	9	69.2%	13	23.1%	9	69.2%	2	24.1%	684	64.7%
合計	957	1,057	255	24.1%	1,057	255	24.1%	684	64.7%	118	118	

民間養子縁組あっせん事業の状況について

○ 民間事業者の養子縁組あっせん事業とは

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

- ※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成24年度115人（15事業者の計）（家庭福祉課調べ）
- ※ 民間事業者の外、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数 平成24年度306人（家庭福祉課調べ）

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止。
 - ※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要**。
 - ※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に対する通知

- 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 - ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。
 - ・ **児童の権利条約の規定を十分に尊重するための遵守事項を規定**。
 - ※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定。
 - ・ **事業の適正な運営を担保するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定**。
 - ※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。
- 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 - ・ 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定。
 - ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定。

養子縁組あっせん事業者一覧（平成26年9月現在）
 ※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

	所管(所在) 都道府県市名	事業者名	運営主体	(所在地自治体) 事業開始年度
1	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと	NPO法人	平成24年度
2	埼玉県	鮫島 浩二	個人	平成元年度
3	埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	任意団体	平成22年度
5	東京都	特定非営利活動法人 環の会	NPO法人	平成3年度
6	東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
7	東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
8	東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
9	東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
10	滋賀県	神野レディスクリニック	医療法人社団	平成25年度
11	山口県	田中病院	医療法人社団	平成25年度
12	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度
13	横浜市	YIAA (Yokohama International Adoption Association)	任意団体	平成25年度
14	静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
15	大阪市	家庭養護促進協会[大阪事務所]	公益社団法人	昭和36年度
16	大阪市	NPOインターネット赤ちゃんポスト	任意団体	平成26年度
17	神戸市	家庭養護促進協会[神戸事務所]	公益社団法人	昭和36年度
18	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
19	熊本市	福田病院	医療法人社団	平成25年度

家庭福祉課調べ

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

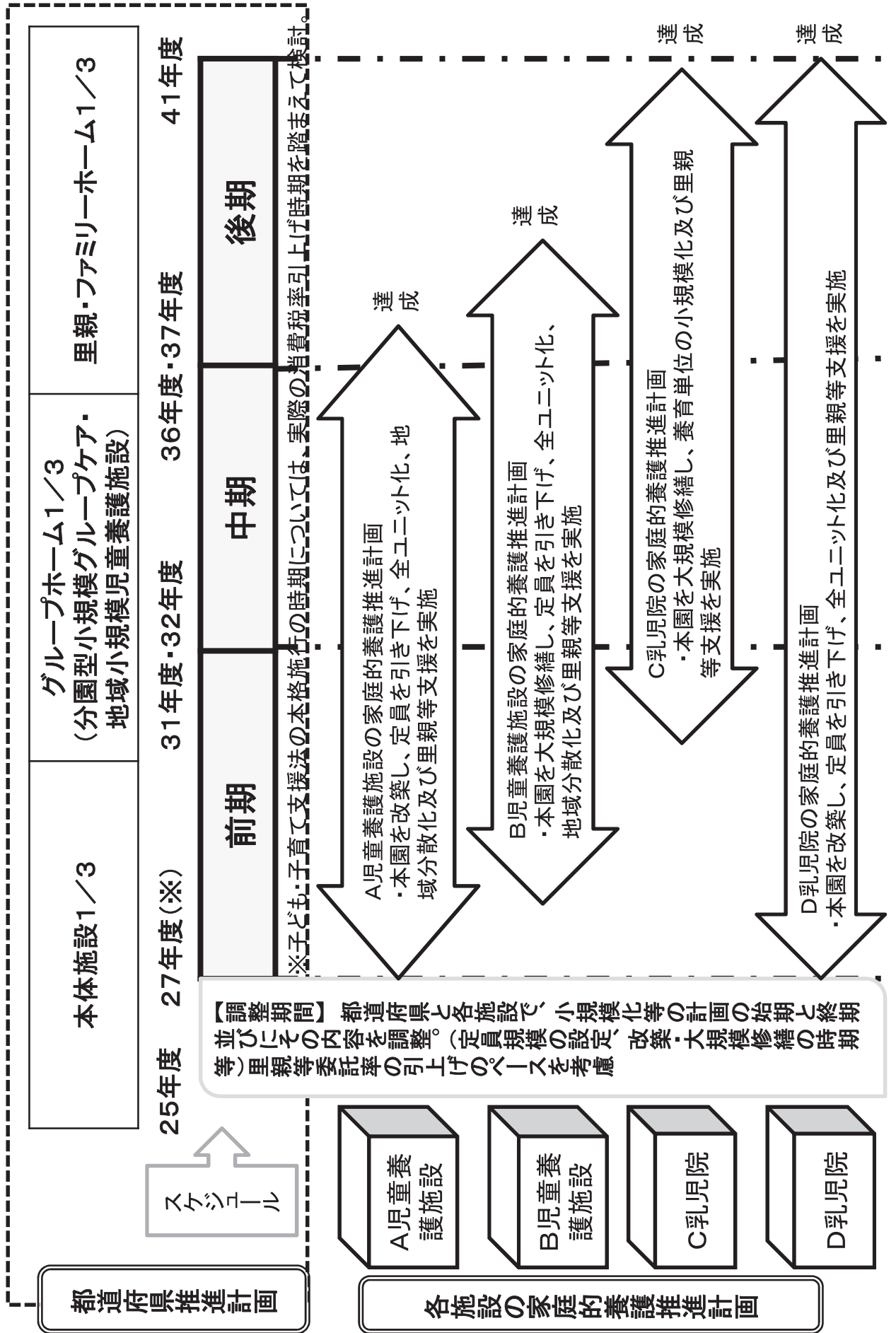
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図られるように各施設ごとに小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



平成26年度 児童養護施設の設置状況
施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	601	33,579	28,183
1	北海道	18	1,243	1,054
2	青森県	6	385	280
3	岩手県	6	336	291
4	宮城県	1	70	53
5	秋田県	4	229	192
6	山形県	5	233	210
7	福島県	8	450	385
8	茨城県	18	716	572
9	栃木県	11	520	453
10	群馬県	8	423	366
11	埼玉県	20	1,424	1,240
12	千葉県	17	955	819
13	東京都	59	3,111	2,924
14	神奈川県	15	996	817
15	新潟県	4	172	135
16	富山県	3	200	128
17	石川県	4	187	115
18	福井県	5	210	163
19	山梨県	7	256	205
20	長野県	15	641	556
21	岐阜県	10	594	505
22	静岡県	8	409	331
23	愛知県	22	1,140	941
24	三重県	12	445	412
25	滋賀県	4	189	167
26	京都府	6	315	252
27	大阪府	24	1,604	1,397
28	兵庫県	18	1,037	903
29	奈良県	6	349	272
30	和歌山県	8	372	308
31	鳥取県	5	237	190
32	島根県	3	170	141
33	岡山県	7	397	238
34	広島県	9	480	402
35	山口県	10	552	446
36	徳島県	7	340	237
37	香川県	3	161	140
38	愛媛県	10	565	436
39	高知県	8	426	323
40	福岡県	11	794	646
41	佐賀県	6	274	236
42	長崎県	11	570	441
43	熊本県	8	451	390
44	大分県	9	393	341
45	宮崎県	9	480	393
46	鹿児島県	14	835	645
47	沖縄県	8	408	349
48	札幌市	5	374	318
49	仙台市	4	305	276
50	さいたま市	2	110	88
51	千葉市	3	126	112
52	横浜市	10	497	428
53	川崎市	4	180	126
54	相模原市	2	95	66
55	新潟市	1	40	36
56	静岡市	1	86	73
57	浜松市	3	210	136
58	名古屋市	14	651	612
59	京都市	7	438	376
60	大阪市	10	917	710
61	堺市	4	360	309
62	神戸市	13	610	471
63	岡山市	5	274	234
64	広島市	4	280	240
65	北九州市	6	405	364
66	福岡市	3	274	235
67	熊本市	4	287	262
68	横須賀市	2	120	107
69	金沢市	4	196	164

資料：家庭福祉課調べ[平成26年10月1日現在]

平成26年度乳児院の設置状況
 施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	133	3,872	3,022
1	北海道	1	20	16
2	青森県	3	38	17
3	岩手県	2	43	40
4	宮城県			
5	秋田県	1	30	24
6	山形県	1	30	15
7	福島県	1	40	17
8	茨城県	3	78	71
9	栃木県	3	98	76
10	群馬県	3	48	37
11	埼玉県	4	185	162
12	千葉県	5	103	72
13	東京都	10	507	439
14	神奈川県	3	85	65
15	新潟県	1	35	32
16	富山県	1	40	16
17	石川県	1	9	5
18	福井県	2	32	17
19	山梨県	2	35	29
20	長野県	4	57	54
21	岐阜県	2	35	35
22	静岡県	2	50	38
23	愛知県	4	109	82
24	三重県	3	45	35
25	滋賀県	1	35	30
26	京都府	2	40	34
27	大阪府	4	176	139
28	兵庫県	4	110	89
29	奈良県	2	50	31
30	和歌山県	1	40	31
31	鳥取県	2	35	33
32	島根県	1	30	22
33	岡山県			
34	広島県	1	30	21
35	山口県	1	48	28
36	徳島県	1	45	26
37	香川県	1	29	13
38	愛媛県	2	60	43
39	高知県	1	35	24
40	福岡県	3	70	60
41	佐賀県	1	21	18
42	長崎県	1	40	33
43	熊本県	1	15	8
44	大分県	1	20	16
45	宮崎県	1	35	26
46	鹿児島県	3	60	42
47	沖縄県	1	20	17
48	札幌市	1	40	31
49	仙台市	2	85	71
50	さいたま市	1	9	8
51	千葉市	1	20	11
52	横浜市	3	91	79
53	川崎市	2	45	36
54	相模原市	1	22	5
55	新潟市			
56	静岡市	1	20	18
57	浜松市	1	20	13
58	名古屋市	4	120	97
59	京都市	2	43	32
60	大阪市	4	215	177
61	堺市			
62	神戸市	3	70	67
63	岡山市	1	50	25
64	広島市	1	29	29
65	北九州市	1	33	26
66	福岡市	2	65	52
67	熊本市	2	45	38
68	横須賀市	1	19	16
69	金沢市	1	35	13

資料:家庭福祉課調べ[平成26年10月1日現在]

平成26年度情緒障害児短期治療施設の設置状況
施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	38	1,779	1,314
1	北海道	1	50	41
2	青森県	1	45	26
3	岩手県	1	50	34
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県	1	50	39
9	栃木県	1	45	26
10	群馬県	1	53	24
11	埼玉県	1	60	45
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県	1	35	28
21	岐阜県	1	58	30
22	静岡県	1	50	39
23	愛知県	2	85	79
24	三重県	1	50	33
25	滋賀県	1	65	40
26	京都府	1	30	23
27	大阪府	3	154	133
28	兵庫県	1	70	61
29	奈良県			
30	和歌山県	1	30	28
31	鳥取県	1	45	40
32	島根県	1	30	21
33	岡山県			
34	広島県	1	20	17
35	山口県	1	50	38
36	徳島県			
37	香川県	1	30	22
38	愛媛県			
39	高知県	1	45	12
40	福岡県	1	50	21
41	佐賀県			
42	長崎県	1	55	47
43	熊本県	1	50	44
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県	1	50	47
47	沖縄県			
48	札幌市			
49	仙台市	1	40	32
50	さいたま市			
51	千葉市			
52	横浜市	1	71	65
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市			
57	浜松市			
58	名古屋市	1	50	31
59	京都市	1	50	23
60	大阪市	2	90	65
61	堺市			
62	神戸市			
63	岡山市	1	30	21
64	広島市	1	43	39
65	北九州市			
66	福岡市			
67	熊本市			
68	横須賀市			
69	金沢市			

資料：家庭福祉課調べ[平成26年10月1日現在]

○自立支援の充実について

①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費について

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
- 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（26年度：56,570円）、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（26年度：276,190円）
- 平成27年度予算案で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

③措置延長や、自立援助ホームの活用について

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
- 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22:153人→H23:182人→H24:263人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22:73か所→H25:113か所）

④アフターケアの推進について

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- 平成27年度予算案でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
- 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

〇18歳以降の措置延長制度について

- 〇児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 〇実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていたことから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

- (5)在所期間の延長
 - ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。
 - 特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。
 - イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23. 12. 28 雇児発1228第2号)

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
 - ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聞き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

都道府県市名	か所数等	平成26年10月1日現在				
		ホームか所数 (か所)	定員 (人)	現員 (人)		現員 (人)
				措置費支弁対象	その他	
1	北海道	5	38	26	1	27
2	青森県					0
3	岩手県	1	6	5		5
4	宮城県	2	11	7	1	8
5	秋田県	1	6	1	3	4
6	山形県					0
7	福島県	1	6	2		2
8	茨城県	3	21	15		15
9	栃木県	4	30	22	1	23
10	群馬県	1	8	1		1
11	埼玉県	5	35	27	1	28
12	千葉県	4	30	20	1	21
13	東京都	19	130	81	2	83
14	神奈川県	2	12	7	1	8
15	新潟県					0
16	富山県					0
17	石川県					0
18	福井県					0
19	山梨県	1	6	3		3
20	長野県	1	6	3		3
21	岐阜県	2	14	10		10
22	静岡県	1	6	3		3
23	愛知県	2	11	9		9
24	三重県	2	12	11		11
25	滋賀県	1	9	5		5
26	京都府					0
27	大阪府	2	12	2	4	6
28	兵庫県					0
29	奈良県	2	12	5		5
30	和歌山県	3	17	7	1	8
31	鳥取県	3	21	13		13
32	島根県	2	12	9		9
33	岡山県	1	6	0		0
34	広島県	1	6	1		1
35	山口県	1	6	4		4
36	徳島県					0
37	香川県	2	12	6		6
38	愛媛県	2	12	5		5
39	高知県	1	5	3		3
40	福岡県					0
41	佐賀県	1	6	0		0
42	長崎県	2	12	8		8
43	熊本県					0
44	大分県	1	6	3		3
45	宮崎県	1	8	3		3
46	鹿児島県	3	23	20	2	22
47	沖縄県	1	8	4		4
48	札幌市	4	24	16		16
49	仙台市	1	16	4	1	5
50	さいたま市	2	14	9		9
51	千葉市					0
52	横浜市	4	24	8		8
53	川崎市	1	6	1		1
54	相模原市	1	6	0		0
55	新潟市	1	6	4		4
56	静岡市					0
57	浜松市	1	6	0	0	0
58	名古屋市	1	8	6		6
59	京都市	3	22	12	2	14
60	大阪市	3	15	9		9
61	堺市					0
62	神戸市	1	12	6		6
63	岡山市	3	17	11		11
64	広島市	2	11		1	1
65	北九州市	2	15	2	6	8
66	福岡市	1	6	1		1
67	横須賀市					0
68	金沢市					0
69	熊本市					0
	合計	118	789	440	28	468

(家庭福祉課調べ)

児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 (退所児童等アフターケア事業)について

- **事業内容**
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

- **事業イメージ**

※ 平成20年児童福祉法改正により、20歳に達するまでの自立援助ホームへの新規入居が可能になった。(以前は児童養護施設等と同様に新規入居は18歳に達するまで)

→ これまで想定していなかった18歳、19歳の新規入居者に対する支援の必要性

(新規)心理担当職員の配置(非常勤1名)

支援内容

- ・特に支援が必要な18歳以上の児童等(※)に対し、心理面から支援

※特に支援が必要な児童(例)

- ・1度就職したが、離職した入居者



…既存
(事業)



…新規
(事業)

職員配置:常勤2名、非常勤1名(定員6名の場合)

支援内容

- ①就労への取り組み姿勢、職場の対人関係の援助・指導
- ②対人関係、健康管理、金銭管理等日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ③職場開拓、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- ④児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察等関係機関との連携
- ⑥自立援助ホームを退居した者に対する生活相談など

支援対象
年齢

15 歳

16 歳

17 歳

18 歳

19 歳

20 歳



退所児童等アフターケア事業実施状況 (平成26年10月) ※家庭福祉課調べ

	自治体名	事業所名	運営事業者		事業者分類	生活支援及び就業支援
			個人名又は団体名	事業者分類		
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	生活支援及び就業支援	
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業	ワーカーズコープ	NPO	生活支援及び就業支援	
3	東京都	日向ぼっこ	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	NPO	生活支援	
4	東京都	ゆずりは	子供の家	社会福祉法人	生活支援	
5	東京都	株式会社 パソナグループ	株式会社 パソナグループ	その他の法人	就業支援	
6	神奈川県	あすなるサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び就業支援	
7	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援	
8	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽鳥ボランティア協会	NPO	生活支援	
9	滋賀県	びっつ・ゆいっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援	
10	大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援	
11	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援	
12	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援	
13	高知県	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援	
14	高知県	あおば	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援	
15	福岡県 福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える福岡の会	NPO	生活支援及び就業支援	
16	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援及び就業支援	
17	札幌市	札幌市	札幌市	都道府県・市区町村	就業支援	
18	横浜市	よこはま Port For	ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び就業支援	
19	広島市	児童アフターケアひかり	社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び就業支援	
20	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び就業支援	

平成26年度母子生活支援施設の設置状況
施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・中核市別)

		施設数	定員数 (世帯)	在所者数 (母親)	在所者数 (児童)			施設数	定員数 (世帯)	在所者数 (母親)	在所者数 (児童)
	全 国	247	4,936	3,542	5,843	56	静岡市	1	30	28	40
1	北海道	1	20	12	21	57	浜松市	1	30	22	46
2	青森県	2	28	12	18	58	名古屋市	5	155	116	184
3	岩手県	1	10			59	京都市	3	70	68	109
4	宮城県	4	69	30	50	60	大阪市	4	180	147	187
5	秋田県	4	70	57	95	61	堺市	1	30	30	53
6	山形県	1	20	19	29	62	神戸市	7	140	133	188
7	福島県	4	90	34	54	63	岡山市	1	20	6	13
8	茨城県	3	62	39	71	64	広島市	4	90	73	127
9	栃木県	2	40	31	60	65	北九州市	2	48	39	66
10	群馬県	2	33	22	42	66	福岡市	2	95	79	123
11	埼玉県	3	53	35	56	67	熊本市	2	20	39	77
12	千葉県	3	39	36	63	68	旭川市	1	30	30	41
13	東京都	34	681	570	775	69	函館市	2	46	46	69
14	神奈川県	2	42	5	10	70	青森市	1	20		
15	新潟県	3	41	24	45	71	盛岡市	1	30	7	12
16	富山県					72	秋田市	4	70	65	101
17	石川県	1	15	9	15	73	郡山市	1	38	12	15
18	福井県	1	20	6	15	74	いわき市				
19	山梨県	1	10	4	8	75	宇都宮市	1	20	17	33
20	長野県	4	67	26	44	76	前橋市	1	20	19	33
21	岐阜県	2	30	19	36	77	高崎市	1	18	6	9
22	静岡県	1	25	6	8	78	川崎市	1	10	1	1
23	愛知県	5	84	67	127	79	船橋市	1	20	18	27
24	三重県	5	97	69	122	80	柏市				
25	滋賀県	1	20	18	42	81	横須賀市				
26	京都府	1	20	12	17	82	富山市	1	15	1	1
27	大阪府	3	90	74	134	83	金沢市	1	20	18	31
28	兵庫県	3	40	39	70	84	長野市	1	19	6	12
29	奈良県	2	40	39	76	85	岐阜市	2	40	36	63
30	和歌山県	4	80	54	88	86	豊橋市	1	20	18	28
31	鳥取県	5	105	99	167	87	岡崎市	1	20	19	33
32	島根県	1	20	12	20	88	豊田市	1	20	20	30
33	岡山県					89	大津市	1	14	12	13
34	広島県	5	95	72	140	90	高槻市				
35	山口県	1	20	20	38	91	東大阪市	1	14	5	6
36	徳島県	3	39	19	27	92	豊中市				
37	香川県					93	枚方市				
38	愛媛県	5	87	36	51	94	姫路市	1	15	14	27
39	高知県	1	15	5	17	95	西宮市	1	9	7	12
40	福岡県	7	133	95	176	96	尼崎市	1	20	11	16
41	佐賀県	3	39	23	63	97	奈良市	1	30	25	43
42	長崎県	1	6	2	5	98	和歌山市	1	18	5	6
43	熊本県					99	倉敷市	1	20	4	5
44	大分県	2	40	35	109	100	福山市	2	27	7	10
45	宮崎県	2	15	7	15	101	下関市	1	7		
46	鹿児島県	4	57	15	27	102	高松市	1	19	5	16
47	沖縄県	2	33	21	43	103	松山市	1	19	8	18
48	札幌市	6	114	89	129	104	高知市	1	27	18	30
49	仙台市	2	40	38	67	105	久留米市	1	30	12	19
50	さいたま市	2	34	8	14	106	長崎市	1	14	7	16
51	千葉市	1	40	39	73	107	大分市	1	40	11	19
52	横浜市	8	155	124	222	108	宮崎市	1	20	2	3
53	川崎市	1	30	22	31	109	鹿児島市	4	80	63	109
54	相模原市	1	20	17	32	110	那覇市	1	20	16	28
55	新潟市	2	36	25	38						

資料：家庭福祉課調べ[平成26年10月1日現在]

児童家庭支援センター運営事業の実施状況（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

	設置数（総計）	単独設置	附置している施設等の内訳			
			乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設
北海道	8			8		
青森県	1			1		
岩手県	1			1		
宮城県	1			1		
秋田県						
山形県	2			2		
福島県						
茨城県	2	1		1		
栃木県						
群馬県	2			2		
埼玉県	3			2	1	
千葉県	7	2	1	3		1
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県	2			2		
福井県	4	1		2		1
山梨県	1			1		
長野県	1			1		
岐阜県	3		2	3		
静岡県	3			3		
愛知県						
三重県	2			2		
滋賀県	1		1	1		
京都府	2		1	2		
大阪府	1				1	
兵庫県	6			6		
奈良県	2			2		
和歌山県	1			1	1	
鳥取県	3		2	2	1	
島根県						
岡山県	1					
広島県	1			1	1	
山口県	4		1	4		
徳島県	1			1		
香川県	1			1		
愛媛県	1			1		
高知県	3		1	2		
福岡県	1		1	1		
佐賀県						
長崎県	1			1		
熊本県	1			1		
大分県	2			2		
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	2			2		
札幌市	4		1	3		
仙台市						
さいたま市						
千葉市	3		1	2		1
横浜市	6			3		1
川崎市	4		2	2		
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市	1	1				
名古屋市	1			1		
京都市						
大阪市	1			1		
堺市	1			1		
神戸市	2		2	2		
岡山市						
広島市						
北九州市	1			1		
福岡市	1	1				
熊本市						
横須賀市						
金沢市	1			1		
合計	104か所	6か所	16か所	83か所	5か所	4か所

家庭福祉課調べ（平成26年10月1日現在）

平成26年度児童自立支援施設の設置状況
施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	58	3,791	1,524
0	国	2	140	43
1	北海道	3	181	74
2	青森県	1	50	10
3	岩手県	1	45	13
4	宮城県	1	50	13
5	秋田県	1	36	12
6	山形県	1	35	9
7	福島県	1	50	12
8	茨城県	1	65	26
9	栃木県	1	60	23
10	群馬県	1	54	26
11	埼玉県	1	120	62
12	千葉県	1	70	41
13	東京都	2	252	164
14	神奈川県	1	60	26
15	新潟県	1	80	21
16	富山県	1	80	17
17	石川県	1	60	15
18	福井県	1	45	10
19	山梨県	1	25	8
20	長野県	1	70	19
21	岐阜県	1	50	14
22	静岡県	1	60	47
23	愛知県	1	96	22
24	三重県	1	60	30
25	滋賀県	1	80	18
26	京都府	1	55	34
27	大阪府	2	295	106
28	兵庫県	1	130	78
29	奈良県	1	60	15
30	和歌山県	1	50	9
31	鳥取県	1	36	17
32	島根県	1	48	22
33	岡山県	1	90	59
34	広島県	1	70	32
35	山口県	1	90	14
36	徳島県	1	36	10
37	香川県	1	30	16
38	愛媛県	1	27	18
39	高知県	1	40	23
40	福岡県	1	60	27
41	佐賀県	1	22	15
42	長崎県	1	45	16
43	熊本県	1	50	13
44	大分県	1	32	22
45	宮崎県	1	15	11
46	鹿児島県	1	40	15
47	沖縄県	1	36	21
48	札幌市			
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市			
52	横浜市	2	110	37
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市			
57	浜松市			
58	名古屋市	1	96	14
59	京都市			
60	大阪市	1	124	68
61	堺市			
62	神戸市	1	130	37
63	岡山市			
64	広島市			
65	北九州市			
66	福岡市			
67	熊本市			
68	横須賀市			
69	金沢市			

資料：家庭福祉課調べ[平成26年10月1日現在]

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

	自治体名	本体施設名	学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	
0	国立(埼玉県)	国立武蔵野学院	—	②分教室	
0	国立(栃木県)	国立きぬ川学院	—	②分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	①分校	①分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	①分校	①分校	
1	北海道	北海道家庭学校	①分校	①分校	
2	青森県	子ども自立センターみらい	②分教室	②分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	②分教室	①分校	
4	宮城県	さわらび学園	②分教室	②分教室	
5	秋田県	千秋学園	①分校	①分校	
6	山形県	朝日学園	①分校	①分校	
7	福島県	福島学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
8	茨城県	茨城学園	②分教室	②分教室	
9	栃木県	那須学園	②分教室	①分校	
10	群馬県	ぐんま学園	①分校	①分校	
11	埼玉県	埼玉学園	②分教室	①分校	
12	千葉県	生実学校	②分教室	②分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	—	①分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	③本校	③本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	①分校	①分校	
15	新潟県	新潟学園	①分校	①分校	
16	富山県	県立富山学園	①分校	①分校	
17	石川県	石川県立児童生活指導センター	①分校	①分校	
18	福井県	和敬学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
19	山梨県	甲陽学園	①分校	①分校	
20	長野県	波田学院	②分教室	①分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	①分校	①分校	
22	静岡県	三方原学園	①分校	①分校	
23	愛知県	愛知学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
24	三重県	三重県立国児学園	①分校	①分校	
25	滋賀県	淡海学園	②分教室	②分教室	
26	京都府	淇陽学校	④未実施	④未実施	平成27年4月
27	大阪府	修徳学院	③本校	③本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター(入所)	—	—	
28	兵庫県	明石学園	②分教室	②分教室	
29	奈良県	精華学院	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
30	和歌山県	仙溪学園	②分教室	①分校	
31	鳥取県	喜多原学園	②分教室	①分校	
32	島根県	わかたけ学園	①分校	①分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	②分教室	③本校	
34	広島県	広島学園	④未実施	④未実施	平成27年度
35	山口県	山口県立育成学校	②分教室	①分校	
36	徳島県	徳島学院	②分教室	①分校	
37	香川県	斯道学園	②分教室	②分教室	
38	愛媛県	えひめ学園	②分教室	①分校	
39	高知県	希望が丘学園	①分校	①分校	
40	福岡県	福岡学園	①分校	①分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	①分校	①分校	
42	長崎県	開成学園	①分校	①分校	
43	熊本県	清水が丘学園	②分教室	①分校	
44	大分県	二豊学園	②分教室	①分校	
45	宮崎県	みやざき学園	③本校	③本校	
46	鹿児島県	若駒学園	②分教室	①分校	
47	沖縄県	若夏学院	②分教室	①分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	①分校	①分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(運営法人と協議中)
58	名古屋市	玉野川学園	②分教室	②分教室	
60	大阪市	阿武山学園	①分校	①分校	
62	神戸市	若葉学園	②分教室	②分教室	
合計		58カ所			

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年2月1日現在)

社会的養護関係施設の第三者評価基準見直しのポイント

○ 大前提

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

○ 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

○ 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により、福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
 - ①評価項目や着眼点の数が多い。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
 - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
 - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。
 等の事前調査で上がった意見を反映し、評価基準の整理を行った。

(資料●)平成27年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)等

1. 研修日程案

<児童自立支援施設職員研修>

武蔵野:国立武蔵野学院
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会場	募集人数	申込〆切
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H26.4月以降に 着任した施設長 (着任予定の者)	新任施設長として児童自立支 援施設運営上必要な知識と技 術を学ぶ義務研修	前期 H27. 5.13～ 5.15	武蔵野 各職場 きぬ川	20名	4/17 (金)
				OJT H27. 5.16～10. 4			
				後期 H27.10. 5～10. 7			
2	スーパーバイザー研修	ス・パ・バイザ*又 は指導的立場に ある者	児童自立支援施設の機能充 実のために必要なケアマネジメ ント・ス・パ・ビジョンを学ぶ研修	H27. 6. 9～ 6.12	武蔵野	30名	4/17 (金)
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「児童自立支援施設における ソーシャルワークと家族支援」	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年以上 のケアワーカー・ 心理職員・教員 など	専門性をより向上させるための 高度な知識と技術を学ぶス テップアップ研修	H28. 1.19～ 1.22	武蔵野	30名	6/4 (木)
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「子どもの育ちをつなぐ支援 ～ライフストーリーワーク～」			H27. 9.15～ 9.18	武蔵野	30名	
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「女子児童の支援」			H28. 1.25～ 1.29	きぬ川	12名程度	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			実習を通して具体的な支援の 方法を学ぶスキルアップ研修	① H27.11.16～11.20 ② H27.11.24～11.27	武蔵野 きぬ川	
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年未 満の者	新任職員として児童自立支援 施設における基本的な知識と 技術を学ぶ基礎研修(講義と 演習を組み合わせた研修)	前期 H27. 5.27～ 5.29	武蔵野 各職場 武蔵野	30名	4/17 (金)
				OJT H27. 5.30～12. 1			
				後期 H27.12. 2～12. 4			
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年未 満の者	基本的な子どもの理解と支援 の方法を学ぶ基礎研修(講義 と寮舎実習を組み合わせた コース)	① H27. 6.22～ 6.26	武蔵野	各回 8名 程度	4/17 (金)
				② H27. 7. 6～ 7.10			
				③ H27. 7.27～ 7.31			
				④ H27. 5.18～ 5.22	きぬ川	各回 12名 程度	
				⑤ H27. 6.15～ 6.19			
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をよ り深く理解し、具体的な支援の 方法を学ぶ基礎研修(寮舎実 習を中心としたコース)	8月上旬～8月下旬 (3週間程度) (希望で調整)	武蔵野 きぬ川	若干名	(希望で調整)	

<児童相談所職員等研修>

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域で の勤務経験が3 年以上で、一時 保護所において 指導的立場にあ る者	指導者として必要な知識や支 援技術を学ぶ研修	① H28. 2. 3～ 2. 5 ② H28. 2. 17～ 2.19	武蔵野	各回 30名	10/23 (金)
2	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里 親対応担当職員 等	里親委託の推進や里親支援 等について学ぶ研修	H28. 1. 6～ 1. 8	武蔵野	30名	10/23 (金)
3	児童自立支援施設現場研修	児童相談所での 勤務経験が5年 未満の者	児童自立支援施設で実践して いる支援について学ぶ研修(講 義と寮舎実習を組み合わせた 研修)	H27.10.26～10.29	武蔵野	8名程度	8/11 (火)

<研修指導者養成研修>※1

1	Aコース 「子どもの権利擁護と日々の養育」	都道府県知事 (指定都市又は 児童相談所設置 市にあっては市 長)が推薦する 者	都道府県等で実施する基幹的 職員研修等を企画・実施する 者を養成する研修	H27.12.16～12.18	武蔵野	各回 30名	6/4 (木)
2	Dコース 「チームアプローチとスーパーバイズ」			H27. 9. 2～ 9. 4			
3	Eコース 「子どもの精神的・行動的な問題の理解と その対応」			H27.11. 9～11.11			

※1:研修指導者養成研修A～Fコースのうち、3コースを順次実施する

2. 社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会について（国立武蔵野学院）

社会的養護のもとで暮らすすべての子どもの『つながりのある健やかな「育ち」「育て」の保障』を実現するために、平成22年1月、国立武蔵野学院に設置、発足した本研究会は、各関係団体等の十分な協働・連携のもとに、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などを図ることを目的としている。

1. 主催：国立武蔵野学院

2. 委員等の構成

(1) 社会的養護関係団体から派遣された者

- ①全国児童養護施設協議会 ②全国乳児福祉協議会 ③全国母子生活支援施設協議会
④全国情緒障害児短期治療施設協議会 ⑤全国児童自立支援施設協議会 ⑥全国里親会
⑦全国自立援助ホーム協議会 ⑧全国ファミリーホーム協議会
⑨全国児童家庭支援センター協議会 ⑩全国児童相談所長会 ⑪里親支援機関

(2) 社会的養護当事者団体

(3) 学識者

(4) オブザーバー：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 及び 国立きぬ川学院

(5) 事務局：国立武蔵野学院

3. 開催日程：研究会年5回程度、研究発表会年1回

4. 各年度の検討テーマと成果物

年度	検討テーマ	成果物
H22	子どもの歩みをつなげる養育・支援 「育てノート」の作成 研究発表会：平成23年3月5日（土）	・「育てノート」
H23	育ちアルバム ～つくろう「ぼく・わたし」の歩み～ 研究発表会：平成24年3月3日（土）	・「育ちアルバム」作成の手引き ・取り組み紹介
H24	“子どもの「育ち・育て」とともに養育者の「育ち」を” －「育ちアルバム」作成からの気づき・学びと 研さん手帳「共育のあゆみ」の紹介－ 研究発表会：平成25年3月2日（土）	・「育てノート」「育ちアルバム」振り返りシート ・研さん手帳「共育のあゆみ」
H25	子どもの育ちをつなぐ ～暮らしの場や養育者がかわるときに大切なこと～ 研究発表会：平成26年3月1日（土）	・子どもの育ちをつなぐ ～暮らしの場や養育者がかわるときに大切なこと～
H26	育ち・育てをサポートするピアメッセージ ～子どもから子どもへ・保護者から保護者へ・ 養育者から養育者へ～ 研究発表会：平成27年2月28日（土）	・ピアメッセージ集 ①子どもから子どもへ ②保護者から保護者へ ③養育者から養育者へ (H27.5 HPアップ予定)

※成果物は国立武蔵野学院HPにてダウンロード可能

<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/22/syakai/sodachi2307.html>

別表第7 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の 地域手当の 支給割合
1 級地 (20%)	1 級地 (18%)	2	18 %
2 級地 (16%)	2 級地 (15%)	1	15
	3 級地 (12%)	4	13
3 級地 (15%)	2 級地 (15%)	0	15
	3 級地 (12%)	3	13
	4 級地 (10%)	5	11
4 級地 (12%)	3 級地 (12%)	0	12
	4 級地 (10%)	2	10
	5 級地 (6%)	6	8
5 級地 (10%)	4 級地 (10%)	0	10
	5 級地 (6%)	4	7
	6 級地 (3%)	7	5
6 級地 (6%)	5 級地 (6%)	0	6
	6 級地 (3%)	3	4
	非支給地 (0%)	6	2
7 級地 (3%)	6 級地 (3%)	0	3
	非支給地 (0%)	3	1

(注) 1 「改定幅」は、見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

2 医師等に係る地域手当の特例措置(見直し前15%)は、見直しにより16% (改定幅は1)となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15%である。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 学習支援ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

〇ひとり親家庭等福祉対策関係の平成27年度予算案

1. 就業支援の推進

母子家庭等対策総合支援事業

74億円の内数

- 〇高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】
 - ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援（資料1参照）
- 〇母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】
 - ・在宅就業を希望するひとり親家庭への支援を拡充（資料2参照）
- 〇母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 〇母子家庭等自立支援給付金事業
 - ・高等職業訓練促進給付金等事業
 - ・自立支援教育訓練給付金事業
- 〇ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

2. 子育て・生活支援の推進

母子家庭等対策総合支援事業

74億円の内数

- 〇ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ・生活援助等が必要な場合の家庭生活支援員の派遣など
- 〇ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】
 - ・学習支援ボランティア事業の充実（月2回（年24回）→週1回（年52回））。（資料3参照）
 - ・相談支援、生活支援講習会、ホームフレンドの派遣など

3. 養育費確保支援の推進等

- 〇養育費・面会交流相談支援センター事業
 - ・養育費等に関する電話相談や研修等を実施
- 〇母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）
 - ・養育費専門相談員の配置や面会交流支援事業の実施

4. 自立を促進するための経済的支援

- 〇児童扶養手当 1,718億円
- 〇母子父子寡婦福祉資金貸付金 44億円

5. 調査研究事業等の推進

- 〇子供の貧困対策に資する調査研究等事業 770万円
 - ・子供の貧困に関する調査研究等を実施
- 〇母子家庭等自立促進基盤事業 900万円
 - ・ひとり親家庭の自立促進に関し、民間団体が全国的に行う取組に対する支援
- 〇在宅就業に関する情報提供 1200万円
 - ・ひとり親家庭の在宅就業に関する取組事例等の情報提供

6. 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

- 〇児童虐待・DV対策等総合支援事業 47億円
- 〇婦人保護施設措置費等 22億円

保護者の学び直しの支援 (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

(資料1)

施策内容

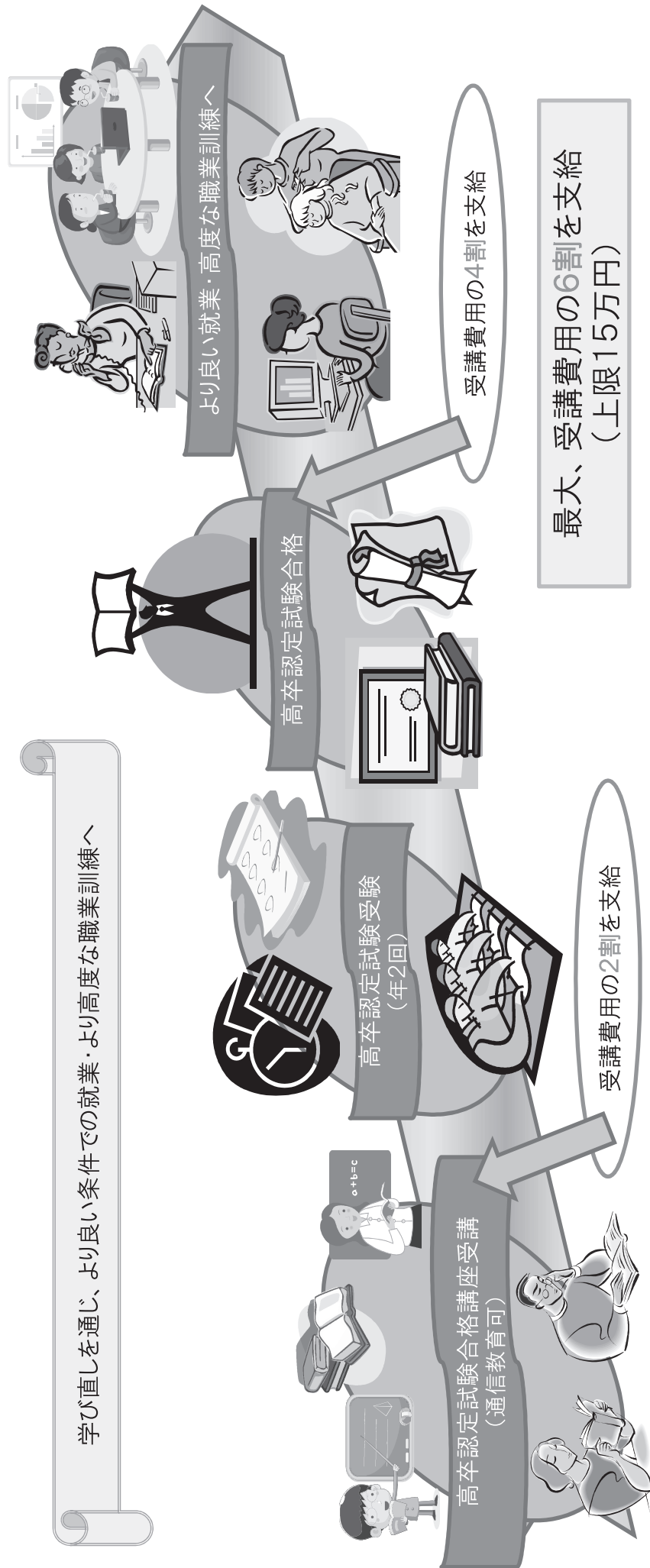
ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

○ひとり親世帯の親の約13.8%(平成23年度全国母子世帯等調査)は、最終学歴が中学卒。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることは最低限、必要な条件と考えられる。

○このため、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業を実施する。

(平成27年度予算案:母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数〔所要額:2.3億円〕)



学習支援ボランティア事業

(資料3)

【事業内容】

- ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。
 - このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けられることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。
 - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
 - 学生等の確保が困難な場合、e-ラーニングなど情報通信ネットワークを活用した方法も可能。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭等生活向上事業」の中のメニューとして実施

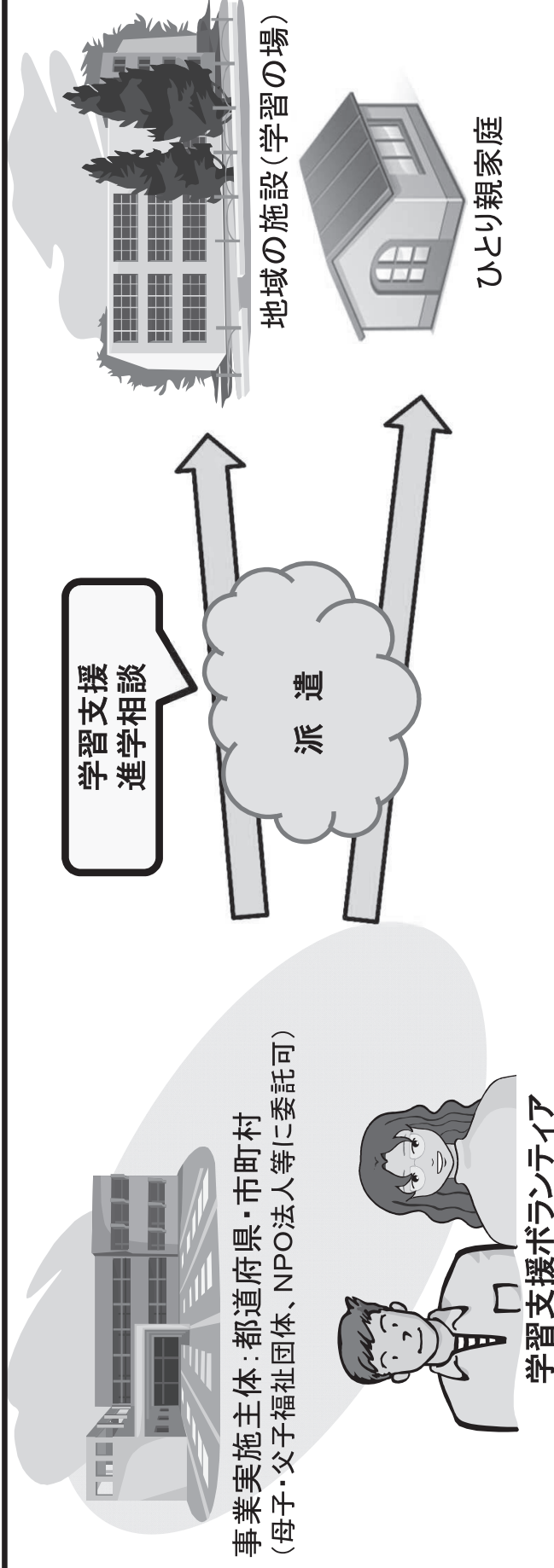
【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【27年度予算案】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：4.3億円〕
・学習支援の実施回数が増【月2回（年24回）→週1回（年52回）】



「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し（案）について

1. 基本方針の見直しについて

- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づくものであり、対象期間は平成20年度から平成26年度までの7年間。
（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成24年度から平成26年度に延長）
- 対象期間が終了することから、基本方針に定められた施策に関する評価結果や近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向等を踏まえ見直しを行うもの。対象期間は平成27年度から平成31年度の5年間とする。

2. 見直しの方向性

- ①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。
- 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、総合的な相談窓口の整備、母子・父子自立支援員等の研修の実施、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費及び面会交流、広報啓発に関する事項等を追加。

【基本方針の見直しのポイント】

<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方針のねらい 2. 方針の対象期間（平成20年度～平成26年度の7年間） <p>第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項</p> <p>第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 (2) 就業支援の強化 (3) 相談機能の強化 (4) 福祉と雇用の連携 2. 実施する各施策の基本目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育てや生活の支援策 (2) 就業支援策 (3) 養育費の確保策 (4) 経済的支援策 3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国等が講ずべき措置 (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援 (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表 (4) 基本方針の評価と見直し (5) 関係者等からの意見聴取 (6) その他 <p>第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年の母子寡婦福祉法及び児童扶養手当法改正内容を追加 ○ 基本方針の対象期間を、平成27年度～平成31年度の5年間とする。 ○ データを平成23年度全国母子世帯等調査結果の数値に更新。 ○ 子供の貧困対策大綱の指標となった数値等の追加 等 ○ 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施及び周知等を追加【1(1)】 ○ 総合的な相談窓口の整備を追加【1(3)】 ○ ①関係機関相互の協力、②子育て・生活支援の強化（日常生活支援や学習支援の実施等）、③養育費及び面会交流に関する事項、④子どもの貧困対策に関する事項を追加【1】 ○ 面会交流に関する事項を追加【2(3)】 ○ 新たな事項を追加【3(2)】 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談窓口の整備 ・母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の研修の実施 ・学習支援ボランティア事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・面会交流支援事業 ・広報啓発の実施 ○ その他、法改正を踏まえた用語等の見直し
---	---

母子・父子自立支援員の設置状況

(平成25年度末現在)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況			備考
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)	
北海道	14	68	82	35	34	97%	
青森県	6	5	11	10	4	40%	
岩手県	25	7	32	14	2	14%	
宮城県	15	22	37	13	3	23%	
秋田県	4	17	21	13	13	100%	
山形県	8	13	21	13	13	100%	
福島県	21	6	27	13	3	23%	
茨城県	12	12	24	32	12	38%	
栃木県	5	25	30	14	14	100%	
群馬県	10	16	26	12	11	92%	
埼玉県	22	32	54	40	17	43%	
千葉県	21	75	96	37	36	97%	平成27年4月から100% (予定)
東京都	1	163	164	49	49	100%	
神奈川県	6	53	59	19	18	95%	
新潟県	9	12	21	20	3	15%	
富山県	2	10	12	10	9	90%	平成26年4月1日現在で100%。
石川県	4	15	19	11	11	100%	
福井県	3	9	12	9	9	100%	
山梨県	9	15	24	13	13	100%	
長野県	11	23	34	19	19	100%	
岐阜県	9	29	38	21	21	100%	
静岡県	8	13	21	23	5	22%	
愛知県	6	65	71	38	38	100%	
三重県	5	17	22	15	15	100%	
滋賀県	4	17	21	13	13	100%	
京都府	12	47	59	15	14	93%	平成26年4月1日現在で100%。
大阪府	4	74	78	34	34	100%	
兵庫県	7	60	67	29	29	100%	
奈良県	5	15	20	13	13	100%	
和歌山県	8	7	15	9	7	78%	
鳥取県	2	19	21	17	17	100%	
島根県	0	28	28	19	19	100%	
岡山県	3	26	29	18	15	83%	
広島県	2	36	38	22	20	91%	
山口県	8	16	24	14	14	100%	
徳島県	9	9	18	8	8	100%	
香川県	4	10	14	8	8	100%	
愛媛県	3	12	15	11	11	100%	
高知県	2	5	7	11	3	27%	
福岡県	33	56	89	28	16	57%	
佐賀県	6	12	18	10	10	100%	
長崎県	3	15	18	14	13	93%	
熊本県	9	19	28	14	14	100%	
大分県	0	20	20	14	14	100%	
宮崎県	14	4	18	9	1	11%	県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。
鹿児島県	15	9	24	21	3	14%	
沖縄県	11	6	17	11	3	27%	
合計	400	1244	1644	855	671	78%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	17
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	10
静岡市	8
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	31
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	7
広島市	8
北九州市	10
福岡市	23
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	4
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	2
船橋市	5
柏市	3
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	7
豊中市	1
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
大分市	4
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	4

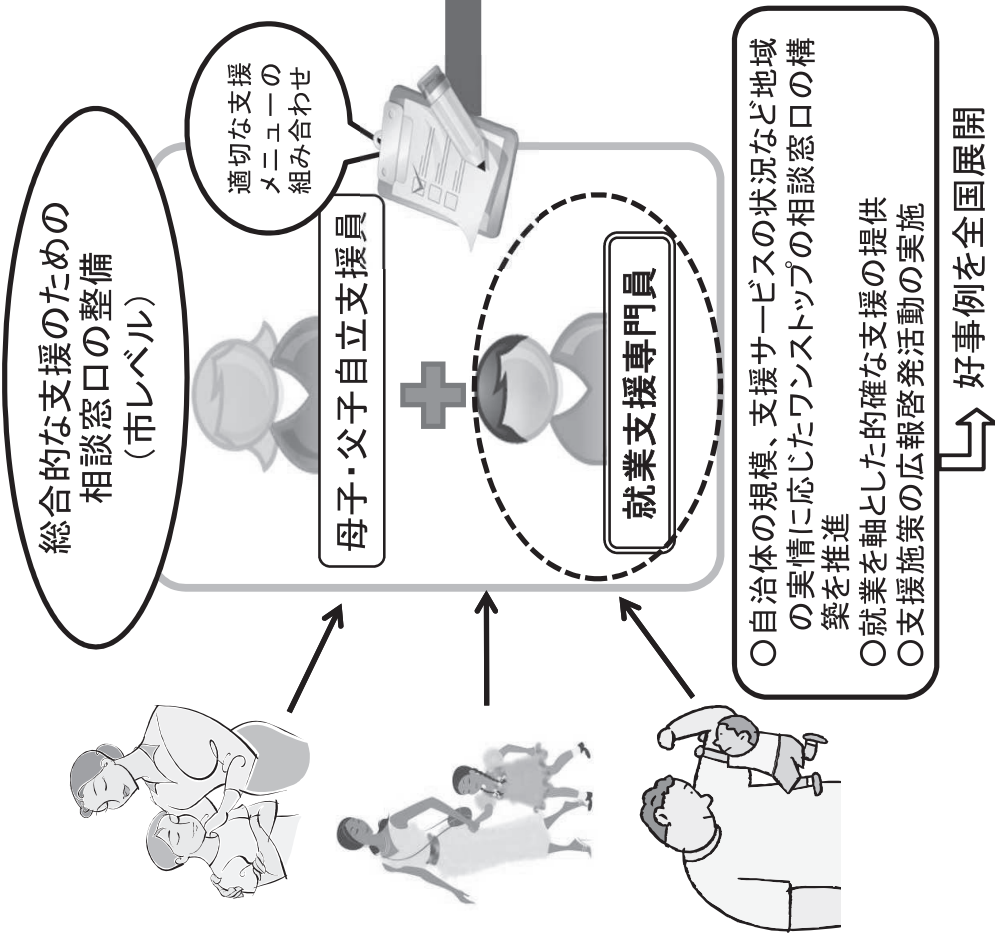
総合的な支援のための相談窓口の整備(就業支援専門員の配置推進)

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- 相談支援体制が不十分(多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない)
- 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要

総合的な支援のための相談窓口の整備

- 支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口を設置し、必要とする家庭に必要とする支援が届くよう相談支援体制を構築(就業支援専門員の配置推進)
- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援を行い、安定した雇用による就労自立を実現



就業支援

《個々の状況に対応する就業支援の充実》

- 就業支援講習会の拡充
- 相談関係職員の資質向上
- 自立支援プログラムの策定
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援の充実》

- 子育て・生活支援
 - ・就職活動等の際の保育サービス
 - ・保育所の優先入所
 - ・母子生活支援施設の利用 など

子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援の充実》

- ピア・サポート、学習支援
 - ・児童訪問援助員(体-47110)の派遣
 - ・学習支援ボランティア事業

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 など

- 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進
- 就業を軸とした的確な支援の提供
- 支援施策の広報啓発活動の実施

就業支援策の推進について

就業支援策の推進

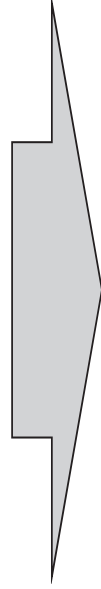
平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

現 状

- ひとり親家庭を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
- 就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】 就業支援事業の実施割合（平成25年度実績）

◆母子家庭等就業・自立支援センター事業	99.1%
◆自立支援教育訓練給付金事業	93.3%（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
◆高等職業訓練促進給付金等事業	92.8%（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
◆母子・父子自立支援プログラム策定事業	62.7%



どこに住んでいても支援を受けられることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設) ・平成25年度自治体実施率99.1%(108/109) ・相談件数:9万5760件(平成25年度) ・就職件数: 6809件(平成25年度)	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定等事業(H17度創設) ・平成25年度自治体実施率62.7%(565/901) ・プログラム策定数:7175件(平成25年度)	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)を支給する。(ただし、2割相当額が4000円以下の場合には支給しない)
4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設) ・平成25年度自治体実施率93.3%(841/901) ・支給件数:1004件 ・就職件数: 675件	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万5000円)、上限2年)を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設) ・平成25年度自治体実施率 92.8% (836/901) ・総支給件数 : 7875件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 3212人 (看護師 1441人、准看護師 1133人、保育士243人、介護福祉士 111人等) ・就職者数 : 2631人 (看護師 1313人、准看護師 797人、保育士186人、介護福祉士 97人等)	

※109自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、901自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成25年度実績)

都道府県	都道府県							市等							
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	
								自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業				高等職業訓練促進給付金等事業
北海道・東北ブロック	1北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、稚内市、帯広市、釧路市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美幌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、小樽市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、網走市、帯広市、釧路市(28/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、砂川市、深川市、名寄市(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、美幌市、赤平市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、帯広市(17/17)	札幌市、旭川市(2/17)
	2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/1)	(0/9)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市(7/10)	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市(5/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)
	3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市、大船渡市、釜石市(3/14)	盛岡市(1/1)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(13/14)	盛岡市、宮古市、釜石市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/14)	(県の事業対象に含め実施)(33/33)	(0/33)
	4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市、気仙沼市(2/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(11/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市、名取市(3/35)	仙台市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

都道府県	都道府県							市等							
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	
								自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業				高等職業訓練促進給付金等事業
北海道・東北ブロック	5秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	秋田市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、北秋田市、にかほ市、仙北市、湯沢市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市(9/13)	(0/13)	大館市、湯上市、大仙市、仙北市、にかほ市(5/25)	(0/25)
	6山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	尾花沢市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市(10/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	0/13	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)
	7福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市(12/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市(12/13)	(県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/59)	(0/59)
関東ブロック	8茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日立市、鹿嶋市、稲敷市(3/32)	-	(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、小美玉市(23/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)

	都道府県							市 等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
	9	栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(10/14)	宇都宮市(1/1)	0/13	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市(12/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(26/26)	宇都宮市(1/26)
関東ブロック	10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	沼田市(1/12)	前橋市、高崎市(2/2)	0/10	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	0/35	0/35	
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(38/40)	さいたま市、川越市(2/2)	0/38	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、狭山市、越谷市、戸田市、新座市、鶴ヶ島市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/63)	さいたま市、川越市(県の事業対象は全市町村)(63/63)

3

	都道府県							市 等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市(6/37)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/34)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市、大網白里市(31/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(28/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(8/37)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉市、野田市(2/54)	

4

			都道府県						自立促進計画	市等						
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業			
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(14/49)	中央区、新宿区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(38/49)	中央区、新宿区、文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市、西東京市(39/62)	中央区、港区、文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(7/62)	新宿区、品川区、世田谷区、練馬区、府中市、三鷹市、国立市(7/62)

5

			都道府県						自立促進計画	市等								
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、座間市、南足柄市、綾瀬市(29/33)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、座間市、南足柄市、綾瀬市(4/33)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、座間市、南足柄市、綾瀬市(29/33)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、座間市、南足柄市、綾瀬市(4/33)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、座間市、南足柄市、綾瀬市(4/33)
中部ブロック	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市、村上市(4/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、南魚沼市(16/20)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市(15/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外)の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外)の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外)の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(14/15)	新潟市(新潟市以外)の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(14/15)
	16	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(14/15)	富山市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(14/15)	富山市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(14/15)

6

		都道府県						市等							
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業			
中部ブロック	17石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	18福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	19山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	20長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

7

		都道府県						市等							
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業			
中部ブロック	21岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	22静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

8

		都道府県						市等								
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	
				自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
中部ブロック	23愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(18/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(37/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、小牧市、知多市、岩倉市、日進市、清須市、みよし市(14/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、碧南市、犬山市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、美浜町(31/54)	豊橋市、西尾市、知多市、瀬戸市、春日井市、安城市、蒲郡市、犬山市、長久手市(9/54)	
	24三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鈴鹿市、亀山市、津市、志摩市、伊賀市(5/15)	-	0/15	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/15)	(県の事業対象に含め実施)(29/29)	(県の事業対象に含め実施)(29/29)	

9

		都道府県						市等							
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
				自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業			
近畿ブロック	25滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市(4/13)	大津市(1/1)	0/12	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、近江八幡市、野洲市、湖南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市(大津市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)	草津市、甲賀市、東近江市(日野町、竜王町の在住者分は県の事業対象に含め実施)(5/19)
	26京都府	◎	◎	◎	◎	○	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	0/14	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市(6/15)	京都市(京都市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、長岡京市、南丹市(6/26)
	27大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉南市、島本町(29/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市(5/5)	吹田市、寝屋川市、松原市、柏原市、交野市(5/29)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、河内長野市、箕面市、和泉市、泉南市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町(29/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、河内長野市、箕面市、和泉市、泉南市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/43)	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、和泉市(大阪府、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(40/43)

10

	都道府県							市等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
近畿ブロック	28兵庫	◎	◎	◎	◎			神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(3/4)	0/25	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、高砂市、丹波市、朝来市(14/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、高砂市、丹波市、朝来市(39/41)	西宮市(1/41)	
	29奈良	◎	◎	◎	◎	◎	◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	0/12	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	
	30和歌山	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	0/8	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市(3/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(1/1)	

11

	都道府県							市等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
中国ブロック	31鳥取	◎	◎	◎	◎			倉吉市(1/17)	-	0/17	倉吉市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日南町、日野町、江府町(8/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町(16/17)	0/17	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	
	32鳥根	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松江市、益田市出雲市(3/19)	-	0/19	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	
	33岡山	◎	◎	◎	◎	◎		岡山市、倉敷市(2/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	0/16	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市(9/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、美作市(6/18)	倉敷市、瀬戸内市(2/27)	0/27	
	34広島	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	0/20	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(22/22)	広島市、福山市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町(9/22)	広島市、府中市、三次市、坂町(4/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)	

12

	都道府県								市等							
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	
									母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
九州ブロック	44大分県	◎	◎	◎	◎	◎			大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	0/13	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市(県と共同実施、大分市以外の市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(14/14)	大分市(1/18)	0/18
	45宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		都城市、延岡市、日南市(3/9)	宮崎市(1/1)	0/8	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市(1/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	宮崎市(1/26)
	46鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		阿久根市、薩摩川内市、日置市(3/21)	鹿児島市(1/1)	0/20	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市(1/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市(1/43)
	47沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市(4/11)	(那覇市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(1/1)	0/11	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、南城市(8/11)	那覇市、沖繩市、宜野湾市(3/11)	那覇市(那覇市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	(県の事業対象に含めて実施)(41/41)

15

	都道府県								市等							
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	
									母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
都道府県合計	継続して実施(◎)	47	47	47	47	41	27	24	平成25年度実施状況							
	平成26年度以降に実施予定(○)	0	0	0	0	1	0	0	233/854 (27.3%)	61/62 (98.4%)	20/792 (2.5%)	794/854 (93.0%)	789/854 (92.4%)	524/854 (61.4%)	951/1742 (54.6%)	819/1742 (47.0%)
	実施予定なし	0	0	0	0	5	20	23								

<都道府県を含む実施状況>

自立促進計画	平成25年度実施状況							
	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
	280/901 (31.1%)	108/109 (99.1%)	20/792 (2.5%)	841/901 (93.3%)	836/901 (92.8%)	565/901 (62.7%)	978/1789 (54.7%)	843/1789 (47.1%)

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等	
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,644人 (常勤)427人 非常勤1,217人 (相談件数) 747,614件	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 53,602件	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 16,169件	
	生活支援講習会等事業	育児や母親・児童の健康管理などの生活支援に関する講習会を開催する。	(受講延人数) 14,457人
	児童訪問援助事業	ホームフレンドを児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの支援を行う。	(訪問延件数) 1,201件
	学習支援ボランティア事業	児童の学習を支援したり、気軽に進学相談を受けることができる大学生等のボランティアを派遣する。	(利用延件数) 12,457件
母子生活支援施設	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 430件	
	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を居所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設	施設数: 258か所 定員: 5,121世帯 現員: 3,654世帯 (児童 5,877人)	
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 678箇所 トワライステイ実施 : 364箇所	

(注)実績等について

母子・父子自立支援員：平成25年度末現在、母子生活支援施設：平成25年10月1日現在、子育て短期支援事業：平成25年度末現在、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業：平成25年度実績

平成25年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成25年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	28.5	5.7	77.1
2 青森県	51.3	8.8	88.6
3 岩手県	59.8	16.1	87.8
4 宮城県	45.3	13.9	81.3
5 秋田県	55.2	9.5	90.2
6 山形県	46.2	12.0	85.3
7 福島県	51.9	14.9	86.2
8 茨城県	45.6	10.1	92.7
9 栃木県	40.2	11.5	79.5
10 群馬県	45.6	8.8	88.7
11 埼玉県	55.7	11.8	86.1
12 千葉県	42.0	8.5	84.7
13 東京都	26.9	9.0	69.1
14 神奈川県	24.8	7.4	72.5
15 新潟県	56.4	10.9	92.8
16 富山県	42.5	6.4	90.7
17 石川県	50.7	6.6	88.7
18 福井県	38.1	3.5	90.3
19 山梨県	34.8	8.5	87.0
20 長野県	50.8	11.6	89.0
21 岐阜県	68.3	24.3	90.8
22 静岡県	51.2	5.8	90.0
23 愛知県	53.6	11.1	91.0
24 三重県	37.1	8.9	83.6
25 滋賀県	73.8	23.2	92.7
26 京都府	52.3	9.8	90.3
27 大阪府	52.4	17.1	90.0
28 兵庫県	59.9	16.0	92.8
29 奈良県	42.9	10.4	85.8
30 和歌山県	75.0	14.6	98.0
31 鳥取県	60.6	17.4	91.2
32 島根県	42.6	8.1	85.7
33 岡山県	48.9	13.1	87.4
34 広島県	59.2	12.9	91.5
35 山口県	33.0	8.5	85.5
36 徳島県	36.0	5.7	83.4
37 香川県	68.1	15.2	95.0
38 愛媛県	39.7	3.2	85.2
39 高知県	71.3	13.0	95.4
40 福岡県	39.9	12.6	87.4
41 佐賀県	34.3	12.1	84.5
42 長崎県	48.1	15.3	85.7
43 熊本県	62.9	16.2	89.4
44 大分県	42.5	9.7	84.0
45 宮崎県	48.7	13.5	89.8
46 鹿児島県	40.8	11.9	87.4
47 沖縄県	39.6	14.3	86.8
都道府県計	37.6	9.5	81.7

【指定都市、中核市】

区分	平成25年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	22.9	7.1	72.2
49 仙台市	21.7	5.7	74.8
50 さいたま市	52.6	10.2	89.3
51 千葉市	46.3	15.3	72.0
52 横浜市	25.2	5.7	77.0
53 川崎市	20.1	5.1	72.8
54 相模原市	25.1	7.0	69.1
55 新潟市	47.9	20.4	77.9
56 静岡市	40.5	3.4	83.2
57 浜松市	60.2	9.8	91.0
58 名古屋市	53.7	13.7	88.1
59 京都市	20.5	5.1	73.2
60 大阪市	27.5	7.9	77.3
61 堺市	40.6	8.1	83.2
62 神戸市	32.1	7.6	86.6
63 岡山市	32.5	6.2	81.6
64 広島市	41.6	7.4	84.3
65 北九州市	38.2	6.4	86.0
66 福岡市	15.4	3.5	82.2
67 熊本市	40.4	10.6	81.3
指定都市計	29.2	6.4	83.9
68 旭川市	24.8	5.6	72.5
69 函館市	21.9	8.3	72.1
70 青森市	66.0	14.5	91.4
71 盛岡市	38.2	10.2	79.2
72 秋田市	54.7	15.9	91.2
73 郡山市	40.6	13.8	89.1
74 いわき市	46.2	13.7	78.7
75 宇都宮市	34.6	6.8	80.9
76 前橋市	50.1	20.2	87.2
77 高崎市	58.5	17.0	93.6
78 川越市	81.1	19.0	95.8
79 船橋市	52.2	16.4	88.2
80 柏市	50.5	8.7	89.7
81 横須賀市	25.1	6.8	70.8
82 富山市	54.0	13.5	97.9
83 金沢市	42.4	5.6	89.3
84 長野市	34.6	7.7	85.2
85 岐阜市	45.0	7.5	86.6
86 豊橋市	66.3	13.2	93.4
87 岡崎市	58.2	7.9	92.5
88 豊田市	61.8	21.7	94.2
89 大津市	69.7	8.0	89.6
90 高槻市	40.9	6.2	89.4
91 東大阪市	32.9	4.6	83.7
92 豊中市	47.6	14.2	91.7
93 姫路市	47.1	7.1	89.9
94 西宮市	33.4	6.7	83.4
95 尼崎市	38.9	9.4	90.7
96 奈良市	29.7	9.1	78.0
97 和歌山市	45.8	9.0	80.3
98 倉敷市	60.9	17.9	90.0
99 福山市	45.1	11.9	91.8
100 下関市	34.4	7.1	89.8
101 高松市	41.9	9.2	88.3
102 松山市	54.0	17.5	87.9
103 高知市	47.8	7.1	87.0
104 久留米市	40.4	9.9	81.0
105 長崎市	46.1	15.0	82.6
106 大分市	32.6	10.4	81.7
107 宮崎市	27.6	11.3	88.3
108 鹿児島市	13.7	4.2	73.0
109 那覇市	31.3	5.4	77.6
中核市計	36.1	8.5	83.9
合計	34.7	8.3	81.6

平成25年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

② 寡婦福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成25年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	36.2	6.4	83.5
2 青森県	50.7	9.1	96.8
3 岩手県	53.6	8.2	91.1
4 宮城県	47.0	9.7	88.9
5 秋田県	43.5	8.7	88.1
6 山形県	65.6	22.8	94.7
7 福島県	42.8	13.0	79.8
8 茨城県	58.4	16.2	97.0
9 栃木県	27.1	12.5	61.7
10 群馬県	41.4	10.6	89.4
11 埼玉県	52.4	6.7	86.5
12 千葉県	43.4	3.9	89.6
13 東京都	—	—	—
14 神奈川県	27.2	8.1	81.3
15 新潟県	40.1	9.3	94.9
16 富山県	41.2	12.9	94.5
17 石川県	34.3	4.7	82.1
18 福井県	46.1	13.0	100.0
19 山梨県	18.0	8.0	80.6
20 長野県	39.7	7.2	89.2
21 岐阜県	48.9	8.2	90.8
22 静岡県	49.4	13.6	88.3
23 愛知県	67.6	7.9	93.6
24 三重県	40.5	8.4	88.1
25 滋賀県	74.1	11.2	95.6
26 京都府	34.7	6.0	94.4
27 大阪府	58.3	16.1	92.8
28 兵庫県	38.8	8.1	95.8
29 奈良県	27.7	3.2	91.9
30 和歌山県	61.0	15.4	96.0
31 鳥取県	38.7	7.8	87.4
32 島根県	37.3	6.7	89.4
33 岡山県	19.6	2.4	92.3
34 広島県	47.0	9.8	95.8
35 山口県	22.2	4.6	89.9
36 徳島県	25.1	4.0	86.3
37 香川県	44.6	8.9	88.2
38 愛媛県	23.9	2.2	84.0
39 高知県	55.7	23.9	83.7
40 福岡県	42.1	7.5	97.2
41 佐賀県	28.7	6.9	87.7
42 長崎県	19.7	7.4	98.4
43 熊本県	78.1	11.3	99.1
44 大分県	25.2	10.8	71.7
45 宮崎県	47.6	8.2	97.3
46 鹿児島県	32.3	10.3	94.2
47 沖縄県	37.6	8.6	88.7
都道府県計	38.6	8.1	88.9

【指定都市、中核市】

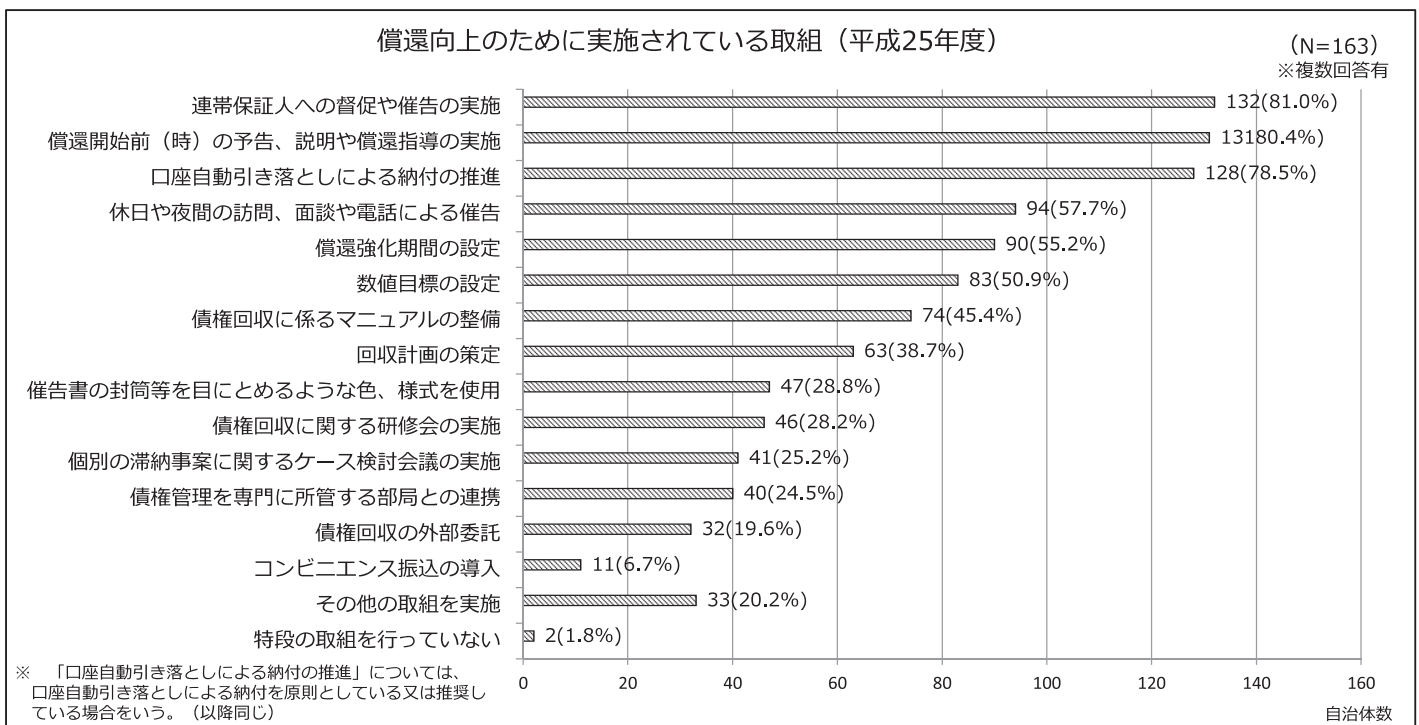
区分	平成25年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	29.7	6.9	77.8
49 仙台市	21.3	7.4	81.3
50 さいたま市	58.8	13.7	81.6
51 千葉市	45.5	17.3	64.6
52 横浜市	28.6	8.4	86.5
53 川崎市	17.5	3.9	82.0
54 相模原市	25.6	4.5	79.7
55 新潟市	60.4	9.5	81.9
56 静岡市	43.3	1.4	97.3
57 浜松市	60.4	5.9	93.8
58 名古屋市	62.7	11.9	93.7
59 京都市	23.2	4.8	85.8
60 大阪市	28.7	9.0	76.8
61 堺市	42.5	7.4	84.9
62 神戸市	18.6	5.1	85.6
63 岡山市	14.2	1.3	95.7
64 広島市	38.3	7.5	82.7
65 北九州市	43.6	6.7	89.0
66 福岡市	23.4	4.2	86.2
67 熊本市	44.2	9.3	93.1
指定都市計	34.1	6.6	85.8
68 旭川市	37.3	9.1	74.8
69 函館市	34.2	4.1	84.5
70 青森市	83.3	0.0	96.7
71 盛岡市	30.1	11.0	70.2
72 秋田市	78.1	17.3	100.0
73 郡山市	26.3	6.7	100.0
74 いわき市	35.0	5.8	64.5
75 宇都宮市	25.6	5.4	90.9
76 前橋市	63.2	43.4	94.8
77 高崎市	77.1	21.4	100.0
78 川崎市	46.8	3.5	87.2
79 船橋市	49.6	19.8	87.2
80 柏市	26.4	14.4	58.6
81 横須賀市	16.3	1.7	72.2
82 富山市	32.2	3.6	90.6
83 金沢市	30.2	3.6	91.8
84 長野市	21.9	0.4	100.0
85 岐阜市	39.3	6.1	95.9
86 豊橋市	100.0	—	100.0
87 岡崎市	100.0	100.0	100.0
88 豊田市	100.0	—	100.0
89 大津市	55.8	0.0	100.0
90 高槻市	30.8	2.1	90.9
91 東大阪市	43.1	4.9	85.0
92 豊中市	53.3	19.0	93.8
93 姫路市	52.2	8.6	91.4
94 西宮市	17.4	7.3	82.4
95 尼崎市	91.1	45.1	97.1
96 奈良市	29.8	14.5	69.5
97 和歌山市	48.7	6.8	87.4
98 倉敷市	19.0	3.9	80.8
99 福山市	33.4	6.9	99.6
100 下関市	13.6	2.3	79.6
101 高松市	15.2	3.9	82.1
102 松山市	25.1	6.1	83.5
103 高知市	40.0	11.5	81.5
104 久留米市	49.7	7.9	96.7
105 長崎市	34.6	5.5	86.0
106 大分市	17.9	5.7	78.6
107 宮崎市	15.2	2.8	94.8
108 鹿児島市	12.1	2.6	71.4
109 那覇市	29.1	1.3	79.4
中核市計	36.1	8.1	88.9
合計	35.8	7.2	87.2

母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況(※)について

1. 償還率向上のために実施している取組例
2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
3. 債権回収計画の策定状況等

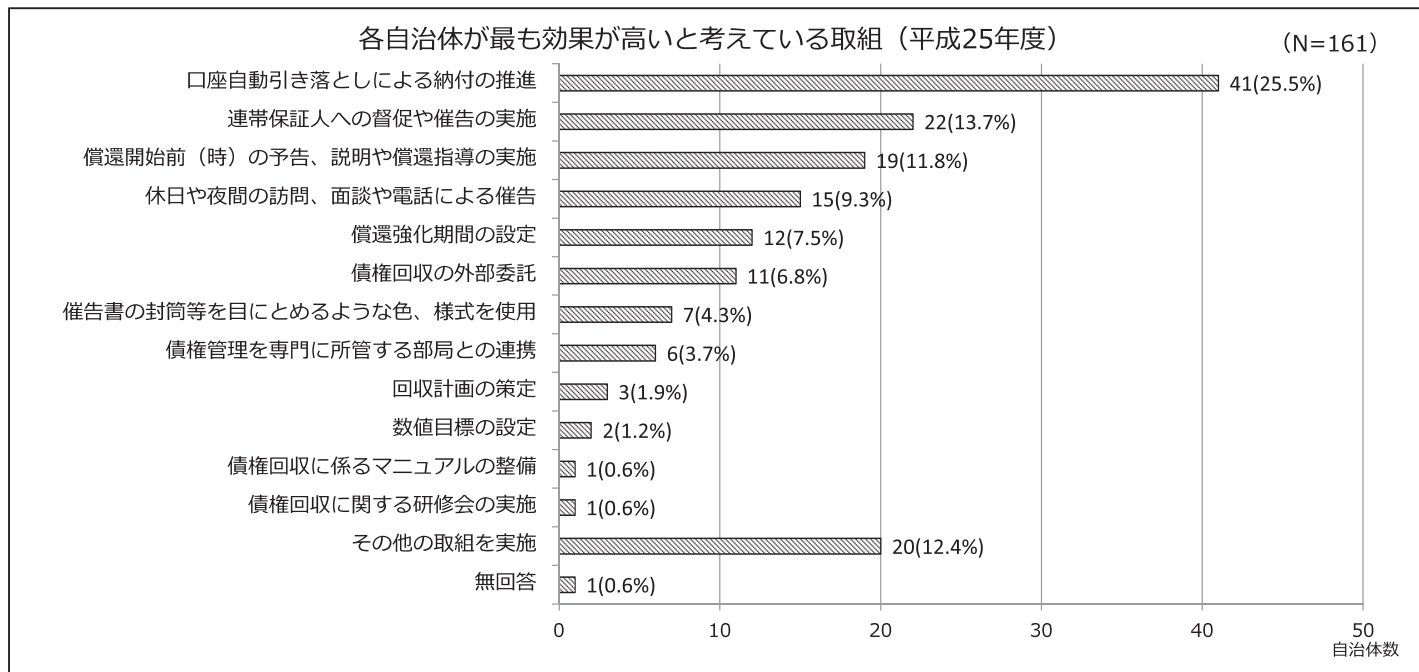
(※) 母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体(合計163団体)を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

○ 償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催告の実施」(132自治体、81.0%)、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施」(131自治体、80.4%)、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。



(出典) 家庭福祉課調べ

- 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」（41自治体、25.5%）が最も多く、次いで、「連帯保証人への督促や催告の実施」（22自治体、13.7%）、「その他の償還率を向上させるための取組」（20自治体、12.4%）となっている。



(出典) 家庭福祉課調べ

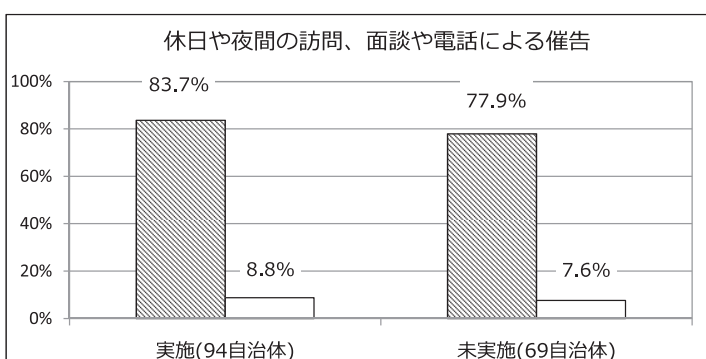
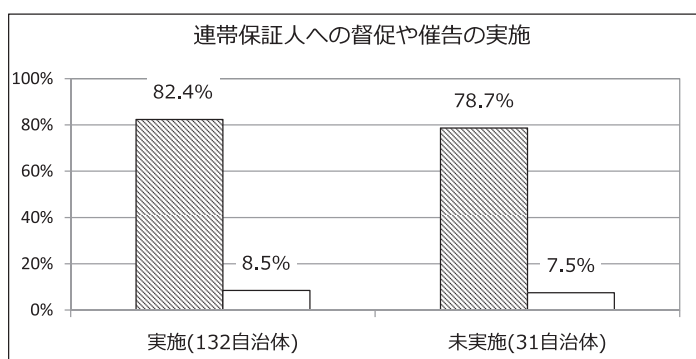
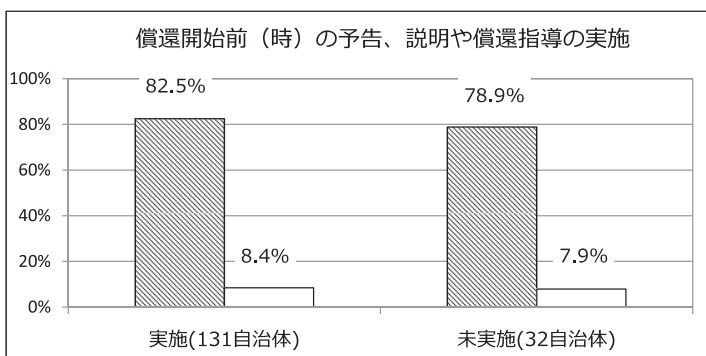
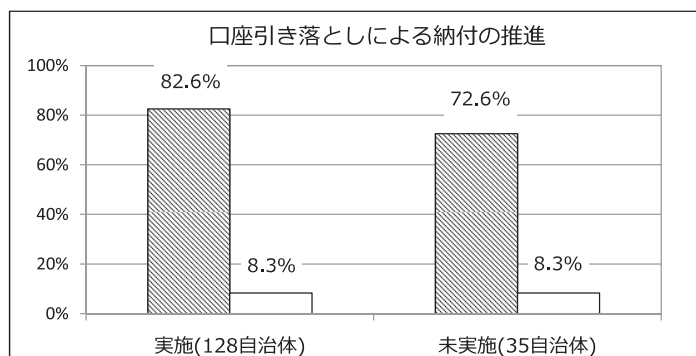
- 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

- 口座振替は当月分のみに対応であり、滞納分を金融機関で納める時間がないなどの意見があったため、土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ATMによる現金払い込みを平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、母子・父子自立支援員から絶えず連絡（督促・催告以外）を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、支払い督促の実施。
- 償還協力員等の嘱託職員による訪問集金を行っている。
- 民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- 福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断なく連絡し、過去の交渉記録も保存。

(出典) 家庭福祉課調べ

- 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。

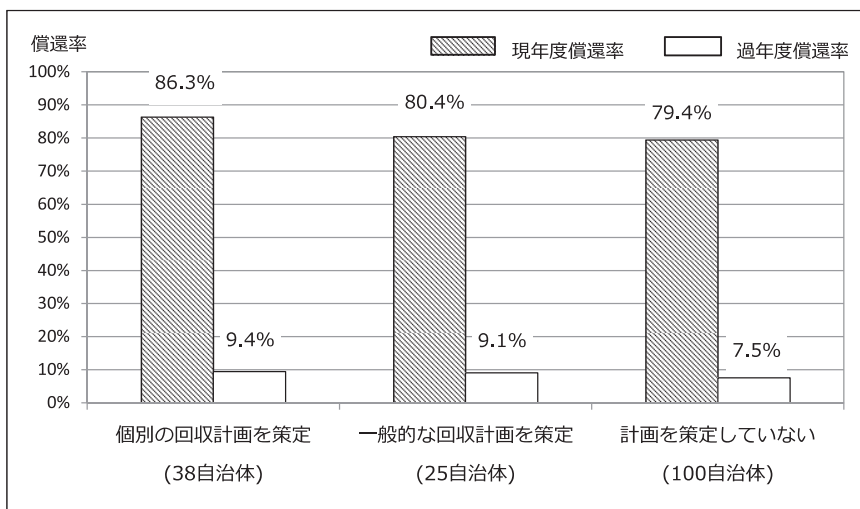
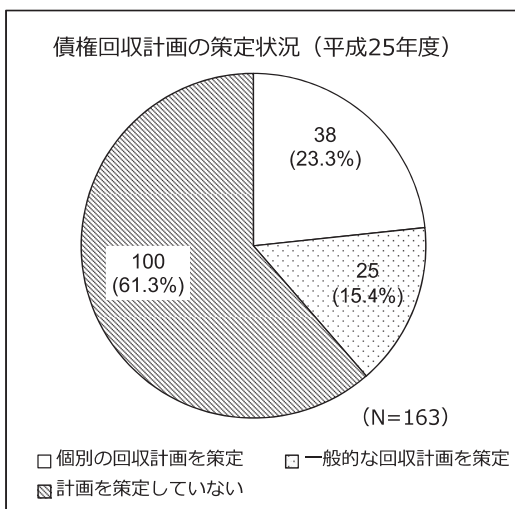
■ 現年度償還率 □ 過年度償還率



(出典) 家庭福祉課調べ

- 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体(23.3%)、「個別の回収計画は策定していないが、債権に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体(15.4%)、「計画を策定していない」自治体が100自治体(61.3%)となっている。

- 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「計画を策定していない」自治体の平成25年度現年度償還率には、6.9%の差がある。



- 裁判所への法的措置(例: 民事訴訟や支払督促)について、過去5年の間に「実施したことがある」自治体が23自治体(14.1%)、「実施したことがない」自治体が140自治体(85.9%)となっている。

(出典) 家庭福祉課調べ

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
- ※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

教育の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援 【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数（所要額：19億円）】
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援 【児童入所施設措置費等1,076億円の内数（所要額：6.9億円）】
- ひとり親家庭の子供への学習支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：4.3億円）】

生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

●ひとり親家庭に対する総合的な支援

【母子家庭等対策総合支援事業74億円】

●生活困窮者自立支援制度等

【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額：400億円)】

●子どもを産み育てやすい環境づくり（子ども・子育て支援新制度の実施等）

- ・待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費) 【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業等285億円の内数※1】
- ・放課後子ども総合プランの推進 【子ども・子育て支援交付金942億円の内数、子ども・子育て支援整備交付金143億円※2】

※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援(120億円) ※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計上

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

●児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実

【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：7.7億円）】

●（再掲）子どもを産み育てやすい環境づくり（子ども・子育て支援新制度の実施等）

- ・（再掲）待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費) ・（再掲）放課後子ども総合プランの推進

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

●児童養護施設等の体制整備

【児童入所施設措置費等1,076億円】

●児童相談所の相談機能強化等

【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

●妊娠・出産包括支援事業

【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項 青字：拡充事項

保護者に対する就労の支援

○親の就労支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：7.4億円）】
- フリーストップ相談窓口の設置（就業支援専門員の配置） 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.7億円）】
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援 【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額：400億円)】

○親の学び直しの支援

- （ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金の支給 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：52億円）】
- （ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.3億円）】

○就労機会の確保

- （ひとり親家庭）在宅就業の推進 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：1.6億円）】

経済的支援・調査研究

○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の支給 【児童扶養手当（国庫負担分） 1718億円】

○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 【母子父子寡婦福祉貸付金44億円】

○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究 【保健福祉調査委託費（本省費） 7700万円】

○養育費の確保に関する支援

- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施 【養育費・面会交流相談支援センター事業 5600万円】

子供の貧困対策に関する施策について(平成27年度予算案)

(内閣府・文部科学省・厚生労働省等)

※施策名の頭の記号が担当府省を示している。★：内閣府、○：文部科学省、●：厚生労働省、☆：国土交通省、農林水産省

教育の支援

(学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開)

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 【47億円】
 - ・スクールカウンセラーの配置拡充
 - 小中学校への配置：24,000校 (週5日体制：200校、小中連携型：300校を含む)
 - ⇒貧困対策のための重点加配(600校)(就学援助率が高い地域には配置日数を増加)
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充
 - ⇒スクールソーシャルワーカー配置の増(1,466人→2,247人)
 - 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要とする全ての学校で活用できるように今後段階的に配置を拡充、小中学校のための配置(2,200人)、高等学校のための配置及び質向上のためのスーパーバイザー(47人)
 - ※平成31年度末までに1万人(中学校区)の配置を目指す
 - ⇒貧困対策のための重点加配(600人)(就学援助率が高い地域には配置日数を増加)

○ 家庭環境や地域間格差などによる教育格差の解消に向けた教職員定数の改善

【100人】

- 地域による学習支援
 - ・学校支援地域本部における学習支援
 - ⇒学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援を新たに実施 【2億円】 (700中学校区→2,000中学校区)
 - ※平成31年度末までに5,000中学校区を目指す
 - ・放課後子供教室における学習支援 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業49億円の内数】
 - ・土曜日の教育活動の実施 【15億円】

○ 家庭教育支援 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業49億円の内数】

家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を実施

- コミュニティ・スクール導入等促進事業 【1.6億円】
- フリースクール等で学ぶ子供への支援策(フリースクール等に関する検討会 億円)(新規) 【0.1】
- 補習等のための指導員等派遣事業(高等学校等) 【4.1億円】
- 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費(新規) 【0.8億円】
- 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実 【0.4億円】
- 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業(新規) 【0.1億円】
- スーパー・プロフエッショナル・ハイスクール 【1.2億円】

(貧困の連鎖を防ぐための幼児教育無償化の推進及び幼児教育の質の向上)

- 幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進 【402億円】
 - ※子ども子育て支援新制度へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る予算全体の所要額

⇒低所得世帯の補助者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、超過負担の解消を行うことにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

(就学支援の充実)

- 要保護児童生徒に対する就学援助 【8億円】
 - ※「就学援助ポータルサイト(仮称)」の整備による広報手段の充実等を図る
- 高等学校等就学支援金制度 【3,805億円】
- 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度 【79億円】

⇒学年進行で着実に事業を実施するとともに、都道府県の実施状況等を踏まえた対象者数の増、生活保護受給世帯における補助対象の拡大、非課税世帯における給付金の増額を図る

- 私立高等学校等の授業料減免 【3億円】
 - ※専修学校高等課程の授業料減免を特別交付税措置
- 国立大学における貧困の状況にある子どもへの受け入れの拡大
- 特別支援教育就学奨励費 【116億円】

(大学等進学に対する教育機会の提供)

- 国立大学の授業料等の減免 【311億円】
- 私立大学の授業料等の減免 【102億円】
 - ※公立大学は、地方財政措置を通じて支援
- 国立高等専門学校等の授業料等の減免 【5億円】
- 大学等奨学金事業
 - 【無利子奨学金事業費 3,125億円】〔この他被災学生等分48億円〕
 - 【有利子奨学金事業費 7,966億円】

⇒無利子奨学金の貸与人員の増員(44万1千人→46万人(1万9千人増))〔この他被災学生等分7千人〕

⇒より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

- 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究(新規) 【3億円】

教育の支援(続き)

(生活困窮世帯等への学習支援)

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援
【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:19億円)】
⇒生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援
【児童入所施設措置費等1,076億円の内数(所要額:9.4億円)】
⇒現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中学生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。

● ひとり親家庭の子供への学習支援

【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:4.3億円)】

⇒大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行う。

(その他の教育支援)

- 学生のネットワークの構築
⇒学生が集まり、コミュニケーションを図ることが出来るスペースの学生相談室等への設置、「ピア・サポート」の仕組みの整備等について各大学等に周知。
- 中学校夜間学級の充実・改善等への取組事業【0.1億円】
⇒中学校夜間学級における学習指導・生徒指導の在り方に係る委託研究、夜間学級未設置の道県における中学校夜間学級の設置にあたっての課題やその解消策に関する委託研究、夜間学級に関する広報強化を一体的に行う。
- 生活保護制度による教育扶助※や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施(※厚生労働省において実施)
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める
- 国立青少年教育施設における体験活動の場の提供
* 児童養護施設等の子供を対象に多様な体験活動の場を提供
- 「子どもゆめ基金」事業(国立青少年教育振興機構)【23億円の内数】
- * 貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成

生活の支援

(保護者の生活支援)

- ひとり親家庭に対する総合的な支援【母子家庭等対策総合支援事業74億円】
- 生活困窮者自立支援制度等
【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】
⇒生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。
- 待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)
【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業等285億円の内数※】
※平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援(120億円)

⇒保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。

★ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る

⇒保護者の生活支援(保育等の確保)、子供の生活支援(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援)

- ・子どものための教育・保育給付【5,930億円の内数】
- ・子育て短期支援事業【942億円の内数】
- ・「放課後子ども総合プラン」の推進(放課後児童クラブの運営費・施設整備費等)【575億円】

⇒保護者の生活支援(保護者の健康確保)

- ・乳児家庭全戸訪問事業【942億円の内数】
- ・教育支援訪問事業【942億円の内数】

(子供の生活支援)

● 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実

【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:7.7億円)】

⇒児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。

☆ 消費・安全対策交付金のうち地域における日本型食生活等の普及促進【21億円の内数】

生活の支援(続き)

(支援する人材の確保等)

- 児童養護施設等の体制整備 【児童入所施設措置費等1,076億円】
⇒児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。
- 児童相談所の相談機能強化等
【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:26億円)】

(その他の生活支援)

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化
【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数(所要額:17.3億円)】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:26億円)】
⇒妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。
- ☆ 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業
【住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業25億円の内数】

保護者の就労支援

(親の就労支援)

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:7.4億円)】
 - ワンストップ相談窓口の設置(就業支援専門員の配置)
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:2.7億円)】
 - 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援
【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】
- ### (親の学び直しの支援)
- ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の支給
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:52億円)】
 - ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:2.3億円)】

⇒ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。

(就労機会の確保)

- ひとり親家庭の在宅就業の推進
⇒ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター(仮称)」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用手型テレワーク等への移行を支援する。

経済的支援・その他

(経済的支援)

- 児童扶養手当の支給 【児童扶養手当(国庫負担分)1,718億円】
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 【母子父子寡婦福祉貸付金44億円】
- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施
【養育費及び面会交流に関する事業 0.7億円】

(その他)

- ☆ 次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」(新規)
【同事業費5億円の内数】
⇒国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し参加費の免除申請制度の新設。

調査研究・施策の推進体制等

(調査研究)

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究 【0.8億円】
- ☆ 子供の貧困対策に関する調査研究の実施 【0.2億円】

(施策の推進体制等)

- ☆ 子供の貧困対策に係る地方連携体制支援事業(新規) 【0.2億円】
⇒連携体制を支援するための協議会の開催
子供の貧困対策の推進を図るため、地方における理解と協力が得られるよう、全国各ブロックにて、地方における連携体制を支援するため協議会・研修会を開催する。
- ☆ 地域における若者支援に当たる人材養成 【0.2億円】
- ☆ アウトリーチ(訪問支援)研修事業 【0.1億円】
- ☆ 子ども・若者支援地域協議会設置促進事業 【0.8億円】
- ☆ 官公民の連携プロジェクト・国民運動展開(新規) 【0.8億円】

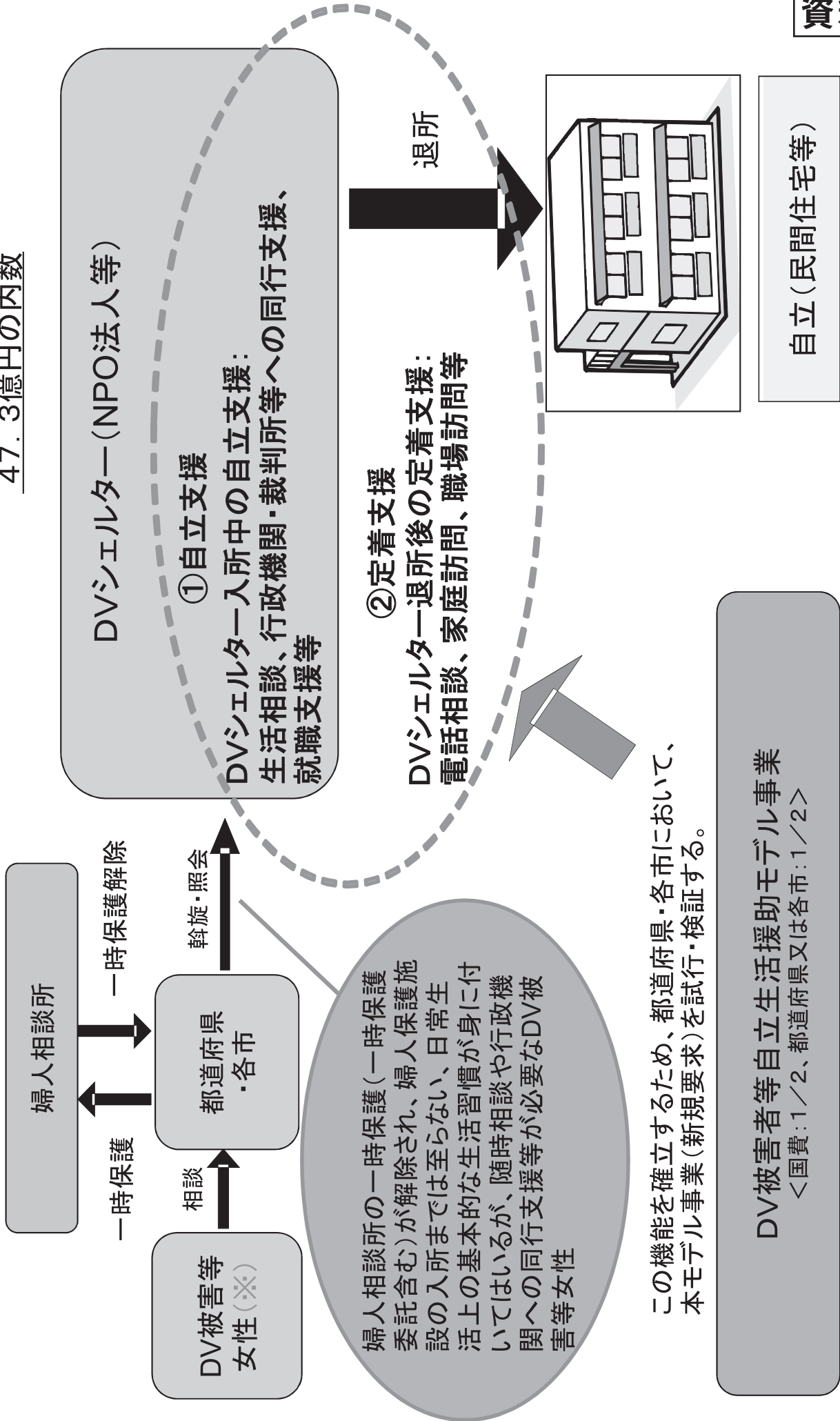
⇒子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民が連携・協働し、国民の幅広い理解と協力の下、子供の貧困対策を国民運動として展開していく。

(具体的な事業)

- ① 国民への広報・啓発活動(シンボルマーク、ポスターの作成等)
- ② 広く関係者のネットワーク化(企業、団体等の協賛登録)
- ③ 支援情報の一元化(ポータルサイトの構築)
- ④ 優れた取組事例に対する表彰事業(総理表彰)
- ⑤ 民間資金の活用による基金創設の検討 など

DV被害者等自立生活援助モデル事業

27年度予算(案) 児童虐待・DV対策等総合支援事業
47.3億円の内数

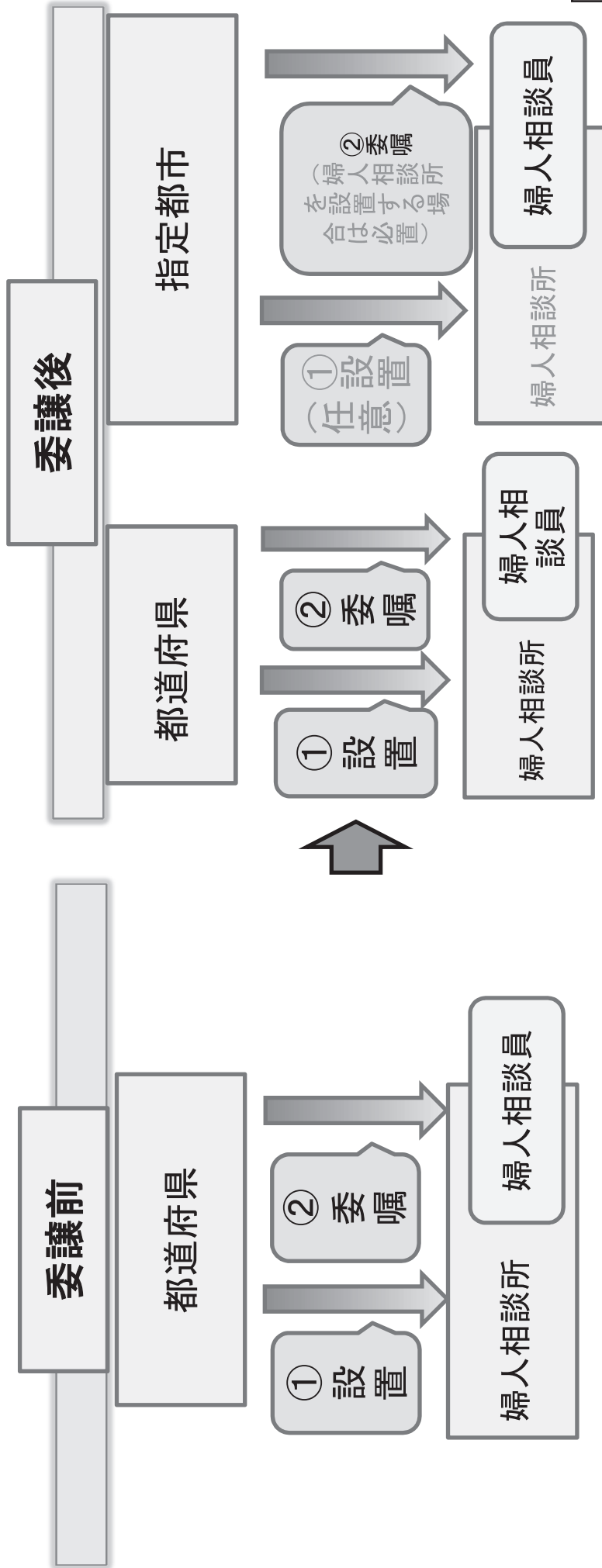


※DV被害等女性: DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

婦人相談所の設置権限等の移譲について(施行日:平成27年4月1日)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法) <平成26年法律第51号>

- 「婦人相談所」は売春防止法により設置され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者及び要保護女子に対する支援等を行っている。
- 婦人相談所は、都道府県が設置することとされ、指定都市においても任意で設置できることとするもの。また、指定都市が婦人相談所を設置する場合には、婦人相談員の委嘱も併せて行うこととするもの。



※市は任意で、婦人相談員を配置できる。

婦人相談所等における人身取引被害者の保護の状況

厚生労働省雇用均等・児童家庭局(平成26年3月31日現在)

- 保護した被害者はすべて女性で合計361人。うち355人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当(平成17年度5人・18年度1人)。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計17人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

①年度別保護実績(合計361人)

平成13年度	1人(タイ1人)
平成14年度	2人(タイ2人)
平成15年度	6人(タイ3人・フィリピン人3人)
平成16年度	24人(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人)
平成17年度	117人(フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	36人(インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)
平成19年度	36人(フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人)
平成20年度	39人(タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人)
平成21年度	14人(フィリピン7人・タイ4人・中国2人・台湾1人)
平成22年度	33人(フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人)
平成23年度	35人(インドネシア13人・フィリピン11人・タイ10人・中国1人)
平成24年度	13人(フィリピン8人・タイ4人・台湾1人)
平成25年度	5人(フィリピン1人・タイ4人)

②都道府県別保護実績(合計361人)

愛知県 68人 長野県 39人 東京都 **37人 千葉県 31人 栃木県 30人
岐阜県 22人 秋田県 18人 島根県 14人 岡山県 13人 山口県 10人
広島県 *9人 鳥取県 9人 群馬県 11人 神奈川県 8人 茨城県 8人
大阪府 11人 福岡県 8人 熊本県 7人 兵庫県 6人 徳島県 3人
鹿児島県 2人 福島県・埼玉県・新潟県・静岡県・三重県・大分県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

③一時保護委託実績(361人のうち121人)

平成17年4月1日～平成26年3月31日までに121人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *47人・母子生活支援施設41人・民間シェルター—33人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

④平均保護日数 38.6日

人身取引対策行動計画2014（概要）

人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

人身取引対策行動計画2014の構成

① 人身取引の実態把握の徹底

② 人身取引の防止

- 入国管理・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
 - ・ 外国人技能実習制度の抜本的見直しによる制度の適正化
 - ・ 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底
 - ・ 労働基準関係法令の厳正な執行

③ 人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による適切な対応
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

④ 人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

⑤ 人身取引被害者の保護・支援

- 保護機能の強化
 - ・ 男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供
 - ・ 外国人技能実習生の保護強化
- 被害者への支援
 - ・ 捜査過程における被害者への情報提供
 - ・ 被害者に対する法的援助の実施とその周知
 - ・ 外国人被害者の自主的帰国支援

⑥ 人身取引対策推進のための基盤整備

- 人身取引議定書の締結
- 国民等の理解と協力の確保
- 閣僚級会議の設置
- 人身取引に関する年次報告の作成

注：下線部は新規に講ずる施策（現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったものを含む。）

婦人保護長期入所施設運営要領(平成24年3月30日 雇用均等・児童家庭局長通知)

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名称 かにた婦人の村 所在地 (略)

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。

(2) 身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

(1) 入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。なお、精神科診断書の作成に当たっては、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療を有する医師がいらない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

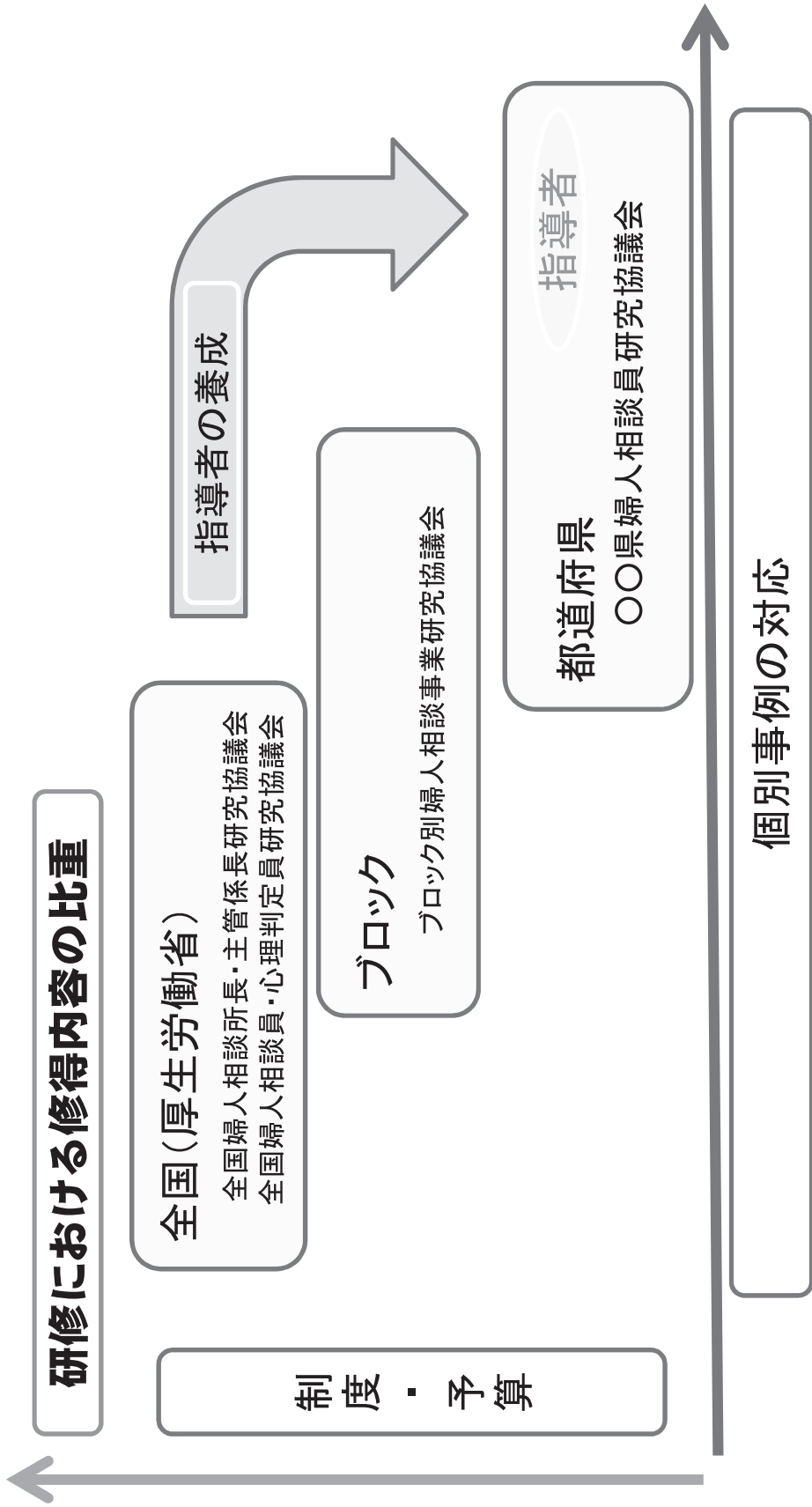
(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費(略)

婦人相談所の指導的職員に対する研修の位置付け



研修における修得内容の比重

全国(厚生労働省)
 全国婦人相談所長・主管係長研究協議会
 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会

制度・予算

ブロック
 ブロック別婦人相談事業研究協議会

指導者
 都道府県
 〇〇県婦人相談員研究協議会

個別事例の対応

婦人相談所指導者研修

国において、各都道府県の指導的職員を対象に実施し、専門性の蓄積等を行い、複雑化する被害者のニーズに応えることができる支援技術の普及を図る

《指導者に求められる要素》

- 自身の実践経験
- ケース対応に必要な専門的知識・技術
- 管内における研修機会の確保
- 組織的対応に向けたマネジメント

平成25年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成25年4月1日～平成26年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。また、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

さらに、平成25年6月26日に、「DV防止法」及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)が改正され、ストーカー規制法において、ストーカー被害女性の支援を婦人相談所が行うことについて規定された。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて137,122人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談		その他(メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 137,122	(11.0%) 15,059	4,462	569	(0.3%) 414	(87.9%) 120,537	24,925	(0.8%) 1,112
延人員	(100%) 227,658	(30.1%) 68,599	14,491	2,832	(0.4%) 973	(67.2%) 152,901	34,031	(2.3%) 5,185

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は8,838人であり、実人員総数の58.7%にあたる。(本表は、暴力被害男性<41名>を含まない。)

総数	夫等からの暴力 ※1	離婚問題 家庭不和	帰住先なし 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 等 ※2	その他
(100%) 15,059	(58.7%) 8,838	(15.2%) 2,289	(5.8%) 877	(3.6%) 541	(1.7%) 255	(3.7%) 559	(3.3%) 490	(1.6%) 249	(1.8%) 267	(4.6%) 694

※1 DV防止法改正(平成26年1月3日施行)後の「生活の本拠を共にする交際相手」を含む。

※2 本項目において、ストーカー被害者118名を含む。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV防止法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

更に、人身取引対策行動計画に基づき、被害女性の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 1 2 5	1, 8 4 1	8 9, 9 5 0	2 6, 9 7 9
同 伴 す る 家 族	5, 4 9 8	2, 2 4 7	8 3, 0 8 8	3 3, 8 1 5

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

注) 在所者とは、24年度末在所者と25年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力※1	帰住先なし住居問題	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	人身取引売春強要等※2	医療関係	経済関係	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 6,125	(71.3%) 4,366	(10.1%) 618	(4.8%) 294	(2.6%) 158	(6.1%) 372	(2.1%) 129	(0.3%) 21	(0.6%) 38	(1.6%) 99	(0.5%) 30

※1 DV防止法改正（平成26年1月3日施行）後の「生活の本拠を共にする交際相手」を含む。

※2 本項目において、ストーカー被害者80名を含む。

(5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 5,962	(15.7%) 939	(17.0%) 1,013	(18.5%) 1,104	(17.3%) 1,027	(10.8%) 641	(3.5%) 211	(8.7%) 520	(2.2%) 130	(6.3%) 377

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV防止法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成26年4月1日現在、47都道府県462名（うち婦人相談所231名）、322市区833名、合計1,295名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による 巡回相談による	電 話 相 談		そ の 他 (メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実 人 員	(100%) 141,199	(49.5%) 69,985	7,669	3,266	(2.3%) 3,226	(46.9%) 66,169	1,379	(1.3%) 1,819
延 人 員	(100%) 357,903	(56.3%) 201,381	20,683	10,344	(2.9%) 10,562	(38.6%) 138,129	2,300	(2.2%) 7,831

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は23,272人であり、実人員総数の33.2%にあたる。注)暴力被害男性(160名)は含まない。

総数	夫等からの暴力 ※1	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし 住居問題	子どもの 問題	親族間 の問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等※2	その他
(100%) 69,985	(33.2%) 23,272	(30.5%) 21,329	(12.2%) 8,525	(7.4%) 5,161	(6.9%) 4,837	(1.1%) 784	(2.6%) 1,850	(1.7%) 1,161	(1.3%) 891	(3.1%) 2,175

※1 DV防止法改正(平成26年1月3日施行)後の「生活の本拠を共にする交際相手」を含む。

※2 本項目において、ストーカー被害者372名を含む。

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を收容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成26年4月1日現在39都道府県に48か所設置されている。

また、DV防止法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	397	714	732	379	143,015
同伴する家族	40	446	428	58	18,534
うち同伴児	37	431	411	57	18,474

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が43.2%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が24.9%にのぼる。

注)在所者とは、24年度末在所者と25年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力 ※1	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間 の問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等※2	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,111	(43.2%) 480	(24.9%) 277	(7.2%) 80	(6.0%) 67	(2.7%) 30	(4.6%) 51	(2.1%) 23	(3.3%) 37	(3.9%) 43	(2.1%) 23

※1 DV防止法改正(平成26年1月3日施行)後の「生活の本拠を共にする交際相手」を含む。

※2 本項目において、ストーカー被害者5名を含む。

婦人相談所ガイドラインについて

「婦人保護事業の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」において婦人相談所の役割についての見直しが指摘され、婦人相談所の対応の違いによって、受けるべき支援サービスの内容に格差が生じないよう、全国の婦人相談所が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるガイドラインを策定。

(平成25年度の研究事業として、平成26年3月31日発出。)

内容

- I. はじめに
- II. ガイドラインの性格と位置づけ
- III. 婦人相談所における支援の理念
 1. 理念
 2. 婦人相談所の役割
 3. 婦人相談所が行う業務の全体像
- IV. 支援上の留意点
 1. 支援のための準備
 2. 支援の開始
 3. 支援方針の検討(入所調整会議)
 4. 一時保護
 5. 自立支援
(相談所が行う自立支援)
6. 施設入所
7. 民間シエルターとの連携
- V. 証明書の発行
- VI. 安全確保の徹底(加害者対策)
- VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイズ、研修の実施
- VIII. 職員の専門性の向上
- IX. 広報啓発
- X. 権利擁護・苦情解決等
- XI. おわりに

I. はじめに	1
II. ガイドラインの性格と位置づけ	3
III. 婦人相談所における支援の理念	4
1. 理念	4
2. 婦人相談所の役割	4
3. 婦人相談所が行う業務の全体像	5
IV. 支援上の留意点	7
1. 支援のための準備	7
(1) 多様なルートからの依頼	7
(2) 多様な相談内容	9
(3) 多様な利用者	12
= 他機関との連携の重要性① =	14
2. 支援の開始	15
(1) 来所相談	15
(2) 面接	15
(3) ケース記録の作成と管理	16
3. 支援方針の検討（入所調整会議）	16
(1) 調査	16
(2) 入所調整会議の開催	17
(3) 本人の意思と同意	18

婦人相談所ガイドライン

平成26年3月

(4) 同伴児童の対応について	18	(2) 民間シエルターとの連携	32
(5) 関係者間で支援方針の共有	19	V. 証明書の発行	34
(6) 緊急を要するケース	19	VI. 安全確保の徹底（加害者対策）	34
4. 一時保護	20	VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイス、研修の実施	35
(1) 安心安全な生活環境の提供	20	VIII. 職員の専門性の向上	35
(2) インテーク（保護当初の対応）	20	IX. 広報啓発	35
(3) 健康状態の把握	21	X. 権利擁護・苦情解決等	36
(4) 心理面接	21	XI. おわりに	37
(5) 保護中の支援	22		
(6) 生活場面での支援	23		
(7) 食事の提供	23		
(8) 学習・保育支援	23		
(9) 退所に向けての支援	24		
(10) 一時保護の外部委託	25		
(11) 広域的な対応	26		
= 他機関との連携の重要性② =	26		
5. 自立支援	27		
(1) 相談所が行う自立支援	27		
= 他機関との連携の重要性③ =	28		
6. 施設入所	29		
(1) 婦人保護施設	29		
(2) 母子生活支援施設	31		
(3) その他の施設	31		
7. 民間シエルターとの連携	31		
(1) 民間シエルターについて	32		

I. はじめに

婦人相談所は、心身を傷つけられ、人権を侵害されるなど、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対して、相談・保護・自立支援など専門的支援を切れ目なく一貫して行うことを目的とした公的機関である。

婦人相談所は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき設置された機関であるが、その後複雑多様化する社会環境の変化に伴い徐々に支援の対象を拡大し、平成13年からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき被害者保護・支援の役割が定められるなど、現に保護や支援を必要とする女性に対して大きな役割を果たしてきた。

そうした対象拡大の一方で、これまで、全国の婦人相談所が一堂に会しての情報交換の場はあったものの、婦人相談所が実際に行う業務のガイドラインとなるような国統一の指針は作成されることはなかった。

そのため、現在各都道府県に設置されている婦人相談所において実施されている女性への支援に関する具体的な業務の進め方については、都道府県毎の違いがみられる。

このことは、毎年開催されている全国婦人相談所長研究協議会や全国婦人保護施設長等研究協議会等の全国会議での情報交換や、調査研究等により明らかになってきている。

【参考】

- ・平成23年度厚生労働科学研究「DV政策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」（研究代表者：戒能民江）
- ・平成23年度厚生労働科学研究「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（研究代表者：森川美絵）

もとより、「婦人保護事業実施要領」（昭和38年3月19日厚生事務次官通知）等の必要最低限の行政通達があったものの、時代の要請に応じた全国共通の指標としては十分なものとはなっていない。

このことを踏まえ、婦人相談所の対応の違いによって、受けべき支援サービスの内容に格差が生じないよう、全国の婦人相談所が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるガイドラインを策定することとした。

このガイドラインの策定に当たり、厚生労働省の研究事業の一環として、婦人相談所職員を中心に有識者を含めたメンバーで構成する「婦人相談所ガイドラインワーキングチーム」を設置した。

ワーキングチームは平成25年9月から平成26年2月まで随時開催の上、活発な議論を行い、このガイドラインをとりまとめたところである。

このガイドラインを、全国の婦人相談所において、支援に当たる職員等の共通理解の形成にご活用いただきたい。

Ⅱ. ガイドラインの性格と位置づけ

このガイドラインは、国として全国の婦人相談所に対し一律に示し周知するものであるが、基本的に婦人相談所が実施する業務の内容に関するのみ触れることとし、設備や職員体制については直接的には触れない。

また、婦人相談所で想定される全ての業務を網羅的に記載するものではなく、主に特に留意しなければならない点や、都道府県によって取扱いに特に差が生じていると思われる事項について示すこととする。

このガイドラインの位置づけは、技術的助言であり、法的拘束力を有する基準（最低基準）ではない。

現に十分な対応を行っているとは言えない婦人相談所があれば、対応できるように努力していただくための助言としての位置づけであり、必要に応じて、現在各都道府県で使われているガイドライン（手引きやマニュアル等を含む）への加筆・修正等の見直しにこのガイドラインを活用いただきたい。

また、支援の均等化・標準化が目的ではあるものの、すでにより積極的な取り組みを行っている婦人相談所が、取り組みのレベルを下げる要因とならないよう、ある程度の幅を持たせた柔軟な表記としている。

加えて、婦人相談所自体が支援を実施するのではなく、他の機関を適切に活用している婦人相談所についても、その手法を継続できるように配慮した表記としている。

なお、今後にも必要に応じて適宜改定していくこととする。

Ⅲ. 婦人相談所における支援の理念

1. 理念

婦人相談所が行う支援は、パートナーなどから暴力を受けた女性や、売春を強要された女性も含めた性暴力被害者など、心身に加えて、人としての尊厳や人権を侵害された方に対する支援であることから、その権利の回復と人権の尊重、安全・安心の確保に努めることが最も重要である。

したがって、支援の進め方については、あくまでも利用者の意思を尊重して、利用者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められる。

また、利用者が自己決定するための情報や選択肢の提示を含めた具体的支援を提供することが必要である。

なお、利用者が家族、特に児童を伴う場合は、利用者本人だけでなく児童も含めた家族、母子一体としての対応を心がけるよう留意する必要がある。

2. 婦人相談所の役割

婦人相談所の役割は、支援を必要としている利用者から相談を受け、必要な場合には保護し、自立に向けての支援を行っていくことである。様々な課題のある利用者に対応するためには、婦人相談所自らその専門性を生かして支援することはもとより、地域における婦人保護事業の中核機関として、関係機関と緊密に連携し、一人ひとりの利用者に適した支援ができるようコーディネイネイトする役割も担っている。

3. 婦人相談所が行う業務の全体像

まず、婦人相談所は支援を必要としている利用者の幅広いニーズに対応できる体制を整える必要がある。婦人相談所自体の組織や職員配置、あるいは設備の整備にとどまらず、都道府県内における婦人保護事業に関連する機関全体の「体制づくり」が重要である。

「体制づくり」とは、例えば支援を必要としている利用者のニーズを把握し、具体的な支援までつなげていく方法や、都道府県内の社会資源の開拓や連携の手法を確立することなどである。

都道府県毎に既存の社会資源や組織機構が異なるので、都道府県の婦人相談所が直接支援を担う範囲や各都道府県内における各機関の役割分担が異なったものとなることは十分考えられる。

例えば、家族からの暴力に関する高齢者からの相談など、必ずしも婦人保護事業だけで対応することが困難な場合が考えられるが、都道府県全体として見た時に、いずれの機関がどんな支援を実施し、ないしは実施できるのかを、婦人相談所として把握し、もし、どの機関でも対応できない部分があるのであれば、婦人相談所としてしかるべき対応ができるよう改善を図っていく必要がある。

婦人相談所が具体的に実施する業務として、まず相談業務があげられる。支援の入り口として可能な限り多様なニーズに対応できるように努め、そこから必要に応じて、来所での面接につなげ、状況に応じて一時保護も検討する。

さらに相談や保護だけでなく、利用者の自立に向けての切れ

目のない一貫した支援を行うため、利用者の自立に必要な関連機関等と連携を図ることが重要となってくる。

また、すぐには自立が困難な利用者に対しては、婦人保護施設への入所決定や、母子生活支援施設等への入所等について紹介し、必要な機関と連携の上、長期的な支援につなげていく必要がある。

IV. 支援上の留意点

1. 支援のための準備

婦人保護事業は、多様なニーズへの対応が求められている。このため婦人相談所は、多様なルートから、多様な利用者の、多様な内容の相談に応じなければならず、あらかじめ地域の関係諸機関の情報を十分に把握し、支援体制を整備するとともに、役割分担や連携に関する基本的な方針を定めておく必要がある。

具体的な連携に際しては、婦人相談所が中心となり支援した方がよい場合もあれば、他の適当な機関に委ねた方がよいと思われる場合もある。スムーズな連携を図るには、婦人相談所と他の機関との役割分担を、ネットワーク会議などを開催するなどを通してあらかじめ決めておくなど組織的な準備が必要である。

この章では、実際に支援を始める前にあらかじめ婦人相談所として準備しておくべきことについて記述する。

(1) 多様なルートからの依頼

専用電話回線の設置、警察からの要請、福祉事務所等からの依頼など、多様なルートにより都道府県内の相談を受けられるよう体制を整備する。

ア. 専用電話回線

1) 利用者本人からの相談専用電話回線は、最も身近で利用しやすい手段であり、利用者との最初の接点となる。

1) 婦人相談所の開所時間内のみではなく、休日や夜間においても対応できる設備や体制を整えておく必要がある。

1) 受理した相談については、傾聴し、対応結果について（匿名

の場合であっても）必ず記録を残す。

エ) 同一の利用者から度々同じ内容の相談があったとしても傾聴を忘れてはならない。

* 電話での相談に婦人相談所の職員が対応すること自体がすでに支援の一環であり、また、件数としては支援の大半を占めるが、同時にその後の支援の「窓口」でもあるので、本ガイドラインでは、本章において「支援のための準備」として整理した。

イ. 警察からの要請

1) 緊急一時保護の要請など特に緊急を要する場合が多い。

1) 夜間の場合も多いので、宿直や連絡網など必要な体制を整えておくと同時に、日頃からの連携を密にしておくことが重要である。

1) 時間帯等によっては、婦人相談所の業務内容を熟知している警察官が保護要請を行うことが難しい状況も想定される。そうした場合でも、あらかじめチェックリストを作成するなど利用者の意思や家庭等の状況を確認してから支援について判断する。

ウ. 市区及び郡部の福祉事務所等からの依頼

1) 市区や郡部の福祉事務所等の婦人相談員等からの依頼については、

① 婦人相談所は都道府県内全域を管轄していること

② 一時保護機能は婦人相談所のみが有していること

③ 婦人相談員個人が対応できる範囲には限界があること

などを考慮し、あらかじめ、どの業務を福祉事務所等が行い、どの業務を婦人相談所が依頼を受け実施するか、を定めておくことが望ましい。

ただし婦人相談員を委嘱していない市等もあり、個々の利

用者によって状況は異なるので、その都度柔軟な対応も必要である。

イ)一般的に大都市をかかえる都道府県においては、婦人相談所の業務のうち、一時保護に関する業務及びその他一部の業務を除く相談等多くの業務を市区に委ねている傾向にある。

具体的例として、平日や日中の相談業務については、基本的に市区が行っている場合もあるが、婦人相談所と市区との間において、あらかじめ取り決めがなされているのであれば、そうした役割分担を行うことは差し支えない。(以上により、市区に業務が委ねられている場合にも、このガイドラインでは、便宜上婦人相談所とのみ記載する。)

工. 配偶者暴力相談支援センターからの依頼

7) 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターからは主にDV被害者の一時保護に関する依頼が想定されるので、あらかじめ婦人相談所の一時保護について十分な説明を行い、適切な連携を図れるようにしておく必要がある。

4) また、DV被害者に対する相談業務や自立支援に関する業務については婦人相談所の業務と重複するため、日頃から情報提供、意見交換、合同事例研究の実施などの連携を図り、支援について大きな差が生じないよう留意することが必要である。

7) 配偶者暴力相談支援センターからのDV被害以外の依頼のあり可能性もある。例えば、経済的DVで借金を抱え、滞納したために居住できない家を失ってしまった事例などについて、配偶者暴力相談支援センターから一時保護について依頼があった場合は、婦人相談所において適切に対応する必要がある。

(2) 多様な相談内容

婦人相談所において対応すべき相談は、通知上、売春等に関

係する相談と、配偶者等からの暴力に関する相談、及びその他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方からの相談となっている。(注1)

このうち、その他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方の相談内容は、

- ・ 交際相手等からの暴力
- ・ 親族からの暴力
- ・ 離婚問題
- ・ 人間関係
- ・ 生活困窮
- ・ 住居問題
- ・ 医療関係
- ・ 人身取引被害(注2)
- ・ 性暴力被害
- ・ ストーカー被害(注3)

など多岐にわたる。

【参考】

注1: 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(H14.3.29 雇用均等・児童家庭局長通知)

注2: 婦人相談所における人身取引被害者への対応について(H16.8.16 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

注3: 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(H25.10.1 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

このように様々な内容の相談に対して、婦人相談所は、どのような内容であっても利用者の話を丁寧に確実に聞き取る姿勢が求められる。

特に利用者本人からの相談電話については、電話をする時点

です。すでに相当厳しい状況に追い込まれている利用者に対して、単に「ここでは対応できない」という対応は不十分であり、利用者の視点に立った丁寧な対応を心がけることが必要である。

しかしながら、相談内容によっては、実際に婦人相談所では対応が難しい場合もある。また、他により適切な対応が可能な機関がある場合もある。そうした場合には他の機関に確実に確保しながら求められる。したがって、あらかじめ想定される相談内容に応じて、都道府県内にどのような機関があつて、そこではどのような支援内容があるのかを情報として把握し、協議の上対応が可能となるよう体制づくりをしておくことが必要である。

相談内容に鑑み適当な対応機関がすぐに見つからない場合も、引き続き関係機関との調整を継続し、その間は一時保護するなど、婦人相談所で対応可能な支援を行う。

人身取引被害に関する相談は、他のケースと異なり、利用者本人からではなく主に警察か入国管理局から要請されることが大半である。これは、警察や入国管理局が捜査や身柄の確保という権限を機関として持っているためであり、婦人相談所に利用者本人から直接相談があつた場合には、保護等に結びつけていくために、話を聞いた後、警察への相談を勧める。

性暴力被害は、重大な人権侵害であり、婦人相談所で対応すべき内容である。被害直後の急性期において相談を受けた場合は、医学的支援としての治療が非常に重要であることに鑑み、速やかに医療機関の受診を勧める。また、警察への届出等についても丁寧に説明する。

都道府県内に性暴力被害救援センター等性暴力被害者の総合

的な支援が可能な機関がある場合は、支援の要請を行う。

ストーカー被害に関する相談は、利用者本人から直接相談を受けることも想定されるが、今まさに被害に遭っている場合は被害者の保護とともに、加害者への対応が不可避であることから、まず警察への届出について説明し、届出を促す。

(3) 多様な利用者

婦人相談所において支援の対象となりうる方は様々である。高齢者や障がい者、18才未満や外国人の女性、女性だけではなく、DV被害者の場合は、男性やセクシャルマイノリティの方まで幅広い層の方からの相談が考えられる。

高齢者だからと機械的に高齢者施設や、市町村の高齢者虐待の窓口につなぐのではなく、内容によって婦人相談所で支援した方がよりよい支援ができる場合もある。

どのような場合は婦人相談所が支援し、どのような場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく支援をするのか、関係機関との連携関係を構築し、整理しておく必要がある。

関係機関につなぐ場合でも、責任を持って婦人相談所から連絡し、確認をとってからつなぐ。

障がい者についても十分な配慮が必要である。特に知的障がい者については、本人が明確に意思表示ができず、本人の意に反して性風俗産業に従事させられるなど、人としての尊厳が守られていないケース等に対応する必要がある。そうした方から相談があつた場合には、障がい者施策の関係者とよく連携を図り、婦人保護施設の利用も含めて婦人相談所において対応を検討することは婦人相談所の重要な役割の1つである。

また、精神障がい者についても、婦人相談所での対応が求められる事例が多く、緊急時の警察への通報や医療機関への連絡も含め、利用を可能とするための具体策を検討しておく。

18才未満の利用者についても、婦人相談所は児童相談所と違い年齢による制限はなく、児童買春の事例など婦人相談所で支援した方が、より適切な支援ができる場合もあることから、一律に児童相談所に対応を依頼することは望ましくなく、事例に応じて柔軟に対応することも必要である。

未成年（18才以上20才未満）の場合についても、親権等の問題も考慮しつつ、婦人相談所において支援を行う。

親族による虐待被害を受けている場合は、児童自立生活援助事業の活用や親権喪失の審判請求など児童相談所による支援も含め対応を検討する。

また、18才未満の時点で児童相談所が支援していた利用者については、本人の了解を得た上で、当時の情報提供を受け、それを踏まえた支援を行うことも有効である。

外国籍の女性については、言語の問題などにより支援に関する情報を十分活用することができない、支援機関へのアクセスも難しいなど外国人固有の脆弱性があることや、生活習慣等の違い、日本の社会システムや法制度の理解が不十分なことなどを理解する必要がある。それらを踏まえて、外国人対応の機関などとも連携を図りながら支援を行う必要がある。

DV被害男性やセクシャルマイノリティの方も、支援の対象である。

面談や一時保護が必要となった場合には、外部に面談場所や一時保護の委託先として協力を得られる施設を検討しておく、

他の女性利用者への影響を考慮しつつ、必要な支援ができるようにしておくことが望ましい。

ただし、女性利用者への加害者によるいわゆる「なりすまし」による探索活動には十分留意する必要がある。

＝他機関との連携の重要性①＝

婦人相談所の業務は、多くのケースで他機関との連携を必要とされているため、様々な種類の相談内容のうち、どこまでを婦人相談所が支援し、どこからを他機関に依頼するのかを、あらかじめ各都道府県において検討し、こういう内容であれば他機関につなぐということを当該他機関と十分に決めておく必要がある。極力、利用者が次にどうしたいのか困ってしまうようなつなぎ方としてはいけない。

そのためには、日頃から周辺他施策に関する情報収集や意見交換あるいはケース検討など連携を図っておくことが重要である。都道府県内に連携できる機関があるのか組織を超えて情報収集し開拓していくことが重要である。都道府県によっては、児童相談所など他の公的機関との複合型施設として婦人相談所が設置されているが、併設されている機関だけでなく、その他の機関も含めた連携体制が望まれる。

また、実際のケース対応では、婦人相談所が事前の連絡や確認を入れるなど、確実に他機関につなげるよう心がける。

ただし、面接や一時保護を行うなどの場合と違い、はじめに相談が入った段階での対応は、十分な情報が得られにくい。多くの場合は電話での相談である。

そのため、この段階ではまず、どこが担当であるのかを決めつけず、いったんは利用者の話をよく聞き、本人の同意を得て利用者の状況をなるべく多く把握し、その上で必要な場合には他機関につなげるようにする。

なお、なるべく多くの他機関と連携を図ることが重要ではあるが、いずれの機関においても支援が困難な場合においては、婦人相談所において何らかの支援を行えるよう努める。必要に應じ、婦人相談所が主たる対応機関となり、他機関・他分野との連携に基づくチームとしての支援が可能になるよう

に調整機能を積極的に果たすといったことが考えられる。

2. 支援の開始

他機関へつないだケースを除き、婦人相談所での支援が必要なケースについて、実際の支援を開始する。

(1) 来所相談

電話による相談や他機関からの依頼等により、一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行う。

他機関、特に警察から来所の依頼のあった場合には、可能な範囲で利用者本人の意思や家庭の状況等を確認し、また、婦人相談所の目的や役割、安全確保のためのルールについて利用者に説明し、同意を得て来所してもらう。

来所に当たっては、利用者に婦人相談所が所在地を公表していない意味をよく説明し、理解を得てから所在地を告げる。

なお、婦人相談所本体とは別に一時保護所を設置しているなど所在地を公表している婦人相談所はこの限りではない。

状況によっては、利用者の安全のため、関係機関や利用者の自宅周辺などから、職員自ら、あるいは警察等関係機関に依頼して、婦人相談所まで同行することも検討する必要がある。

(2) 面接

面接を行う場所として利用者のプライバシーを考慮し、カウンセラーなどではなく面接室などの個室で安心して面接できる空

間を確保する。

面接に当たっては、これまで利用者が置かれていた状況に十分に配慮し、利用者本位の傾聴の姿勢で臨むことが重要である。くれぐれも権威的な姿勢で臨んではならない。

(3) ケース記録の作成と管理

支援に関する記録を公文書として残すことは重要である。支援に関する記録は、その後の支援の方針を検討していく上においても、再度利用があった場合や、他機関につきなぐ場合にも有効に活用できる情報となる。

記録には、同伴者を含めた利用者の氏名、生年月日、家族構成等の基本情報から、支援に至るまでの生育・生活歴、健康状態、本人の意向等までを記載し、併せて利用者のプライバシー保護や安全確保の観点から情報管理する必要がある。

ただし一方において、加害者やその代理人からの情報公開請求への対応についても注意を払う必要がある（リスクマネジメント）ので、利用者にとつて最善の利益につなげるにはどのような記録の方法がよいのか、個人情報保護制度や、各都道府県の情報の管理、取扱規程を踏まえて対応する必要がある。

3. 支援方針の検討（入所調整会議）

(1) 調査

入所調整会議の開催に先駆けて、必要に応じて、面談の中で得られた情報で確認が必要な点やその他の不明な点について、利用者に了解を得て関係機関に照会する。

他の支援機関から支援を依頼された場合などには、それまでの経緯などの情報を得るために特に必要である。

ただし、婦人相談所として加害者やその関係者等に対し聞き取りなど直接的に接触しての調査を行うことは、利用者の安全性の確保の観点から控えるべきである。

また、直接加害者とは関係のない機関等に照会する場合にも、婦人相談所の行う調査には、法的な調査権は付与されておらず、加害者に利用者の所在を特定される危険性もあることから、利用者に了解を得て保護する上で必要な情報に限って実施すること。

(2) 入所調整会議の開催

利用者の支援に関する方針を決定するため入所調整会議を開催する。入所調整会議では、面接等を踏まえて、

- ① 一時保護
- ② 一時保護を外部委託
- ③ 一時保護はせず、引き続き定期的な相談支援を実施
- ④ 一時保護はせず、施設への入所

などの今後の支援の方法について決定する。

入所調整会議は、所長以下それまで面接等に関わった職員、今後支援を担当する職員が常勤・非常勤にかかわらず参加し、開催する。

また、特に緊急なケースについては、入所調整会議を簡略なものにする、あるいは事後報告でよいものとするなどの柔軟な対応が必要である。

入所調整会議の結果、他に安全な避難場所があるなど一時保護には至らなかった場合についても、婦人相談所として引き続き必要な支援を実施する。

(3) 本人の意思と同意

入所調整会議に際しては、まず利用者本人の意思、本人の自立（生活の立て直し）に向けた具体策について十分尊重することが基本である。

なお、本人が何らかの意思を持ち、一定の判断を下すためには、そのために十分な情報をもっている必要がある。したがって一時保護所への入所を含めた今後の生活に関するいくつかの選択肢やそれぞれの選択肢の長所・短所、利用できる支援の内容等について、利用者に分かりやすく情報提供する等、本人の自己決定を支援するための対応がなされているか、留意する必要がある。

また、入所調整会議で出された方針についても、利用者本人へ説明し同意を得る。特に外部への委託を含め一時保護を行う場合には、一時保護の目的や役割について説明し、必ず本人の同意を得て行う。

(4) 同伴児童の対応について

利用者が児童を伴う場合は、利用者本人だけでなく同伴児童を含めた家族としての支援の方針を検討する。

特に、DV被害者家族においては、同伴児童については「被害待児童」としての視点で対応することが必要である。

同伴児童について、利用者本人とともに引き続き婦人相談所で支援する場合においても、児童への適切な支援を確保する上で必要な場合には、母親である利用者本人の了解を得てから児童相談所に連絡し、その後連携を図る。

他方現に警察に保護されている場合には安全は確保されているので、警察を通じ、可能であれば直接本人に対し、婦人相談所での対応できる支援内容等について明確に伝え、保護について本人の了解を得ることも重要である。

このため、日頃から要請があった時に最低限確認すべき事項や伝えるべき事項についてのチェックリスト等を準備しておくことも有効である。

4. 一時保護

(1) 安心安全な生活環境の提供

利用者が一時保護期間中生活する一時保護所の居室等の生活空間や、一日のスケジュール構成、その他衣食住すべての生活環境にわたって、利用者が不安感や危機感を感じないよう配慮する。

(2) インテーク（保護当初の対応）

一時保護当初における利用者は、それまで大変厳しい経験を強いられていたため、精神的に不安定な状態である場合が多い。まずは緊張感を和らげ、安心してもらうことに重点を置いて接するよう心がけ、利用者がリラクセスして心身を休めた後、一時保護所の目的や役割についての説明を行うなど配慮する。なお、児童を伴う場合は、（乳児を除いて）児童本人にも職員からわかりやすく説明する。

その説明が済んだ後に、一時保護に至るまでの経過、本人の意思や希望、その他生活を送る上での留意点などについて聞き

入所調整会議の結果、一時保護が必要と判断された場合に、利用者による同伴児童への虐待の恐れがある場合は、母子を分離し、児童相談所の対応を依頼することも検討する。

また、児童が男子で年齢が高い場合（小学校高学年や中学生）には、状況に応じて、母子ともに外部の施設等に一時保護の委託を依頼、母子分離して児童のみを外部の施設等に一時保護の委託を依頼、あるいは児童相談所に一時保護を依頼することを検討する。

(5) 関係者間での支援方針の共有

入所調整会議で決定した支援方針は、婦人相談所内の関係職員間で共有する。

都道府県によっては、相談担当と一時保護所担当などと役割分担されているところもある、婦人相談所の職員は多様な職種 of 職員がいる、雇用形態も常勤・非常勤、兼務職員などと同様ではない、職員の勤務時間帯が異なる、などのため共有が困難な場合もある。

そのような現状であったとしても、入所調整会議で決定した支援方針について、支援に当たるとするすべての職員が情報を十分に共有して業務に当たるとするよう努めなければならない。

また、必要に応じて、婦人相談所以外の関係機関に連絡し、共有する。

(6) 緊急を要するケース（主に警察からの要請）

警察からの保護の要請は、身体的暴力被害や人身取引被害あるいはストーカー被害など、いずれも利用者に身の危険が迫っており特に緊急を要するケースが多い。こうした場合は、迅速な判断が求められるので、入所調整会議を簡略化せざるを得ない場合などがある。

取りを行う。

次に一時保護中の入所中のルールについて「入所のしおり」などを用いて説明し、同意を得る。

一時保護所は他の入所者と共同で生活する場であるので、そのため的一定程度のルールは理解してもらえよう説明する。

一時保護中の外部との連絡や、一時保護所周辺への自由外出については、利用者の危険性を考慮し、ある程度制約を設けることは必要である。ただし、適宜考慮することも必要であり、入所の理由や他の入所者への影響など、状況に応じて判断する。

携帯電話を含めた電子機器の利用の仕方（制限）については、よく説明し理解を得るようにする。

（３）健康状態の把握

看護師、（嘱託）医師を活用し、今後の支援上必要な情報の1つとして利用者の健康状態を把握する。

児童を伴う場合は、児童の健康状態の把握も併せて行う。

問診は、（嘱託）医師に依頼し、投薬（服薬）については、医師の指示に従い、看護師が薬剤を管理し行う。

同伴児童を含め、利用者のアレルギーや持病に関する情報も把握する。

（４）心理面接

（一般的に）DV被害にあった利用者は、著しく心の健康を損ねている場合が多いので、極力心理面接を実施し、その他の利用者についても、入所に至った経緯等を踏まえ、必要性を判

断し、同意を得て心理面接を実施する。

利用者本人のみでなく、同伴する児童に対しても心理的な支援を行う。

面接に当たっては、利用者が心身の状態が不安定な時期にあることに十分留意して行う。

チェックリストを活用するなど、利用者に負担のない範囲で現在の心身の健康状態を評価し、利用者の心の健康の回復や自立支援に役に立つような心理教育を行う。必要に応じて精神科受診につなぐ。

アセスメントが必要な場合には、本人の理解を得て、不必要な検査は避けつつ、心身の不安定な時期であることを十分に配慮して行う。

【参考】

- ・平成23年度児童関連連サービス調査研究「女性相談機関における女性と子ども心理的アセスメントとケアの支援の標準化に関する調査研究」女性相談機関における女性と子どもの心理的アセスメントとケアの支援の手引き」（主任研究者：米田弘枝）

（５）保護中の支援

一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、利用者と共に考えながら、自立について利用者の意思を確認していく。

保護中の支援は、ケースワークを主体に進めつつ、自立に向けてはソーシャルワークの手法も用いての生活再建策など利用者とともに自立支援について検討する。

利用者本人が自立に向けての手続き等で特定の機関等に出向く際、同行が必要な場合は、職員が同行して支援する。

退所後の安全確保の支援の一環として、保護命令の対象とな

り得るDV被害者については、保護命令制度について説明し、利用者が望む場合には、申立手続きについて支援する。併せて、DV教育やその他の法的支援についても実施する。

(6) 生活場面での支援

面接以外の一時保護中の生活場面における利用者のさりげない行動や言動、あるいは母子間でのやりとりにより利用者の素直な気持ちや表れることがある。こうした日常の場面から一人ひとりの気持ちを読み取り、利用者個々へよりそった支援を行うことも必要である。

ただし、常に利用者を観察し続けるような行為は適当ではない。

(7) 食事の提供

入所前には偏った食生活を続けていた利用者も多く、栄養のバランスのとれた温かい食事は、利用者に安心感を与え、何より健康回復につながる。

また、食事を通じて規則正しい生活習慣を取り戻せるよう、提供する時間帯は一定にする。ただし、学校給食のように利用者全員が一斉に食事をとる必要はない。

なお、外国人への食文化の配慮、アレルギー食や刻み食の提供、乳幼児への対応など、利用者一人ひとりに応じたきめ細かな配慮も必要である。

(8) 学習・保育支援

同伴児童のうち、特に義務教育対象年齢の児童については、一時保護期間中も学習の時間を設けるなど、学習機会の確保に努める。

利用者のおかれた経済的・社会的状況等によっては、退所後において、適切な学習習慣が確立されていないことから生じる「貧困（負）の連鎖」が懸念されることから、児童本人に対する学習支援に加え、母親等に対しても、児童が学習することの大切さがわかるような支援を工夫する。

併せて、同伴児童のいない利用者も含めて、必要に応じて、社会的自立に資する内容の講習会等を行うことも検討する。

同伴児童のうち、乳幼児については、利用者である母親による保育が一時的に困難な状態にある場合や、利用者が一人で考える時間が必要な場合などは、職員が一時的に保育を代替する体制を整える必要がある。

利用者によっては、育児に対する知識が乏しい利用者もいるので、必要に応じて育児に関する助言や支援も行う。

(9) 退所に向けての支援

一時保護期間を終え、利用者が新たな居住地での生活を希望する際、特にDV被害者については、利用者本人の同意を得て、入所時に支援措置（行方不明者届の不受理等）を届け出ている場合は特に、最寄りの警察へ婦人相談所を退所し新たに居住する旨の連絡を行い、安全の確保を図る。

すぐに自立が困難な利用者については、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所について利用者本人と相談し検討する。また、民間シエルトターを利用することについても情報提供し、利用者とともに検討する。

一時保護の平均期間は14.8日（平成24年度家庭福祉課調べ）となっており、運用上も二週間をメドとしている例が多いが、今後の自立のメドが立たないうちに、二週間経過したのですぐ

に退所を促すというようなことがあつてはならない。他方で、二週間経っても自立のメドの立ちそうもない利用者はそもそも一時保護しないというような運用も行つてはならない。一時保護の機関は利用者によって異なるので、弾力的に取り扱うよう配慮すること。

【参考】

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（H14.3.29 雇用均等・児童家庭局長通知）

（10）一時保護の外部委託

一時保護は、婦人相談所の一時保護所（婦人相談所内に付設している一時保護所ではなく、別の場所に設置している場合も含む）で行うことが基本である。ただし、DV被害者や人身取引被害者等利用者の入所理由等によっては、外部施設へ委託することも可能である。

また、利用者の入所理由に関わらず、

- ・入所者が外国人であり、言語などの問題で、委託した方がよりよい支援ができる施設が近くにある場合
 - ・加害者等に利用者が婦人相談所を利用していることが知られてしまっている場合
 - ・同伴児童に小学校高学年ないしは中学生以上の男児がいる場合
 - ・DV被害男性やセクシャルマイノリティの方を一時保護する場
- など、入所者個々の状況に応じられるよう、様々な委託先を検討しておくことが必要である。

外部に委託した後も、婦人相談所は、委託者としての責任を負っているので、利用者の生活状況の把握や、自立支援等につ

いては、委託先と充分に連携を図り、利用者の自立に向けた支援を行う。

【参考】

- ・婦人相談所が行う一時保護の委託について（H23.3.31 雇用均等・児童家庭局長通知）

（11）広域的な対応

特にDV被害者については、加害者の追求が激しく、利用者の安全確保が図れない恐れがある場合などは、他の都道府県の婦人相談所による一時保護を検討する。広域利用を依頼された都道府県の婦人相談所は、依頼のあった相談所とよく連携し、受け入れに向けての対応をする。

なお、この場合に一時保護に要する経費は受け入れ先の婦人相談所が負担する。

【参考】

- ・配偶者からの暴力に被害者への対応に係る留意事項について（H16.12.28 雇用均等・児童家庭局長通知）

このほか、婦人保護施設や母子生活支援施設等への入所を前提とした広域的な対応についても検討する必要がある。

＝他機関との連携の重要性②＝

一時保護はあくまで緊急避難としての一時的な保護であり、自立、生活再建につなげるための期間である。一時保護期間中に利用者の気持ちを受け止めて話し合い、また、今後の生活に関する選択肢について、丁寧に分かりやすい説明を心がける。こうした事を通じ、利用者が今後どのような生活を希望するのか、それを明確にするとともに、その希望が実現できるような関係機関とよく連携を図ることが重要である。

一時保護終了後、すぐには自立が困難な利用者に対して婦人相談所以外の機関が支援を行う際、新たに中心的な支援機関になった機関に対しては、利用者の同意を得て、婦人相談所として必要な情報等とその機関に引き継ぐ。

もし課題がある事項があれば、その課題も引き継ぐ。

いずれにしても、特定の機関に全てを任せられるのではなく、複数の関係機関と連携し、チームとして支援していく体制を整えることが重要である。

5. 自立支援

(1) 婦人相談所が行う自立支援

自立支援に関しては、そのすべてを直接婦人相談所で行うことは難しいため、各婦人相談所の判断で、下記に示す連絡調整等の支援について、市町村や、郡部福祉事務所等と連携して支援する。あらかじめ役割分担を明確にし、確実に支援を実施できる体制を整える必要がある。

また、利用者にはその旨を説明し、同意を得ることが重要である。

市町村や郡部福祉事務所の体制が充実しており、婦人相談所としての支援が基本的に必要のない場合においても、福祉事務所との支援が確実に行われるよう、十分に連携を図る。

自立支援に際しては、様々な内容の支援が必要となるが、主な支援は以下のような支援である。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関との連絡調整を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供、助言を行い、ハローワークなど関係機関との連絡調整を図る。
- ③ 生活資金（生活保護を含む）についての情報提供、助言を行い、福祉事務所などの関係機関との連絡調整を図る。
- ④ 保護命令の申立など法的支援についての情報提供、助言を行

い、裁判所などの関係機関との連絡調整を図る。

- ⑤ 住民基本台帳の閲覧制限や、年金や医療等社会保険の対応など、新たな生活を開始するにあたり住民としての基本的な社会的権利と安全が確保されるための手続き対応についての情報提供、助言を行い、市役所などの関係機関との連絡調整を図る。

なお、児童を伴う場合は、学校等への転入学に関する支援なども必要となってくる。

個々の利用者が新たな地域での安全確保と生活再建に向けて、どのような自治体のサービス・支援が利用できるのか、その手続きの方法について、具体的に分かりやすく情報提供がなされる必要がある。その際、必要に応じて、利用者の安全の確保や不安の解消のため、利用者が実際に行う上記手続き等に職員が同行し支援する。

婦人相談所を退所した利用者に対する支援として、一定期間経過後に婦人相談所に任意で来所してもらいピアカウンセリングなどを行うアフターケア事業を実施することも自立支援の一環として有効と考えられる。

民間事業者が実施している自立支援に関する事業についても把握に努め、可能であれば連携を図る。

＝他機関との連携の重要性③＝

自立支援のためには、利用者の所在地の婦人相談員や福祉事務所やハローワークをはじめとして、自立に必要な様々な機関との連携が不可欠であり、少しでも多くの関係機関に対し婦人相談所の業務内容を理解してもらい、必要な時に協力、連携できるよう、常日頃より働きかけていくことが

必要である。

6. 施設入所

婦人相談所における一時保護終了後、速やかに自立すること
が困難な利用者については、施設入所を検討し、入所に際して
は、一時保護期間中の利用者の情報を施設へ情報提供するなど
の連携を図る。

(1) 婦人保護施設

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健
康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業にお
いて非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定
的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるとい
う特性を有しており、各道府県においても、婦人保護施設が
個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討
し、十分に活用される必要がある。

婦人保護施設は制度的には措置施設ではあるが、入所（措置）
決定に当たっては、利用者本人の意思を尊重し決定すること。

また、利用者が入所後も、婦人相談所として、定期的なケー
スワークや、施設での自立支援計画の策定に関与するなど、自
立に向けて施設と連携して対応する。

個々の利用者によっては、「利用者が施設での集団生活にな
じめないのではないか」、あるいは「施設の体制では対応でき
ないのではないか」など、入所の是非の判断が難しい場合もあ
るが、常日頃から施設長はじめ施設職員と施設での利用者への

支援の方法、受け入れ可能な利用者等について意見交換を実施
するとともに、事例によっては（入所決定後）実際に入所する
前に、施設職員に施設の暮らしについての説明を依頼するなど、
婦人保護施設での支援を必要としている利用者の利用の拡大に
ついて検討する。

なお、いったん施設入所した利用者が、施設での生活に適応
できない場合などには、婦人相談所の一時保護所を活用するな
ど、一時的に環境を変え、様子を見ることも効果的である。

婦人保護施設を併設している婦人相談所においては、双方の
役割分担を明確化し、婦人保護施設が単に婦人相談所の一時保
護の延長の場ではなく、生活再建に向けた自立支援のための場
となるよう、施設内の生活環境や支援のあり方について工夫す
る。

県内に婦人保護施設を持たない県の婦人相談所においては、
民間シェルターなどの協力を得て代替施設を用意しておくこと
もに、婦人保護施設の利用が不可避となった場合に備えて、あ
らかじめ他の都道府県の婦人保護施設を使用できるよう、県本
庁を通じて他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設と取り
決めをしておくことが望ましい。

なお、この場合の入所に要する経費は、入所を依頼した婦人
相談所が負担する。

【参考】

- ・配偶者からの暴力に被害者への対応に係る留意事項について
（HI16.12.28 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

なお、婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、通常の
婦人保護施設では保護や自立支援が極めて困難な入所者が入所
できる婦人保護施設である。

都道府県内の婦人保護施設では対応が難しく、かつ他の施設等の利用も困難な場合には、「かにた婦人の村」への入所について検討する。

(2) 母子生活支援施設

母子生活支援施設については、児童を伴う利用者の当面の生活の場として、また自立への過程として一時保護終了後の利用者が入所することのできる施設の1つである。

ただし、入所決定は、福祉事務所が行うので、婦人相談所は、日頃から福祉事務所との連携を図り、利用が望ましいケースについては速やかに入所できるようにしておく必要がある。

また、入所後も婦人相談所として必要な支援があれば継続して支援していく必要がある。

母子生活支援施設は、同伴児童のいる利用者（母子世帯）の一時保護の外部委託先としても活用を検討すべき施設である。ただし、一時保護委託に関しては、母子世帯のみでなく、支援の必要な妊産婦についても対象となることに留意する必要がある。

(3) その他の施設

婦人保護施設や母子生活支援施設のほか、一時保護終了後の新たな生活の場として、利用者の年齢や心身の状態などに応じて、高齢者施設、障がい者施設、生活困窮者対応施設あるいは児童福祉施設（18才未満に限る）等への入所が考えられる場合には、その活用について検討し、関係機関と連携して円滑な入所に努める。

7. 民間シェルターとの連携

(1) 民間シェルターについて

いわゆる民間シェルターは、公的機関とは別に、地域の有志が中心となり、主にDV被害者や性暴力被害者、一部にはストーカー被害者や人身取引被害者など、多様な支援ニーズに対応し、相談や緊急保護、地域で自立していくための支援を行っている。

(2) 民間シェルターとの連携

民間シェルターとの連携について、まず婦人相談所からの一時保護の委託があげられる。民間シェルターへの一時保護委託は、婦人相談所として、利用者一人ひとりの状況に柔軟に対応するための手段の1つとして重要である。

また、状況によっては、民間シェルターから依頼を受け、必要に応じ婦人相談所が支援を行うこともあり得る。

さらに、一時保護終了後に、利用者が新たな生活の場として民間シェルターの利用を希望することも考えられる。

そうした際に、相互の連携が利用者にとってよりよい支援につながるので、民間シェルターと定期的に情報交換を図り連携深めておくことは大切である。

民間シェルターによっては、外国人利用者への専門的な支援など通常婦人相談所が備えている以上のノウハウを持ったところも存在するので、情報を収集して利用者へ提供し、一時保護の委託先として検討する。

民間シェルターに一時保護委託したケースについても、定期的に訪問するなど、婦人相談所として利用者の生活状況の把握に努め、民間シェルターと十分に連携した上で、自立支援に取り組む。

V. 証明書の発行

婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の保護に関する各種証明書については、あくまで婦人相談所が利用者がから相談を受けたり、一時保護を行ったことを証明するものであり、配偶者等から暴力があった事実を証明するものではない。婦人相談所の機能として暴力の事実を証明することは不可能である。

証明書発行に際しては、この点に留意し、誤解を与えないよう心がける必要がある。

また、利用者からは様々な目的で証明書の発行を求められることも考えられるが、上記について説明をし理解を得、できれば発行目的や証明内容を証明書に付記することが望ましい。

【参考】

「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引き」
平成25年10月 内閣府男女共同参画局作成

VI. 安全確保の徹底（加害者対策）

婦人相談所（特に一時保護所）は、DV被害者やストーカー被害者など特定の加害者から追跡を受け、危害を加えられる恐れのある利用者の緊急避難場所であることから、所在地に関する情報管理、利用者に関する外部からの照会への対応、建物の構造上の侵入防衛対策、宿直等の管理体制、緊急時の通報システムなどセキュリティ対策を充分に行う。

また、被害者を装ったいわゆる「なりすまし」による加害者の追求に対する防衛策が必要である。

民間シェルターが独自に行っている自立支援のための事業について、婦人相談所として可能な範囲で協働、援助できなかいかなど検討する。

ければならない。そのためには広報啓発活動は重要である。
広報誌やホームページなど、より多くの方々の目に触れるような広報の手段を図るとともに、警察や学校などの協力を得て啓発活動にも努める。

ただし、婦人相談所や婦人保護施設等の所在地に関する情報の秘匿については留意する。

X. 権利擁護・苦情解決等

婦人相談所の業務そのものが権利を擁護し、人権を侵害された方への人権を回復するための支援である。

支援に当たっては、利用者個々の人格を尊重し、適切な情報提供に努め、利用者の自己決定が尊重されるよう配慮すること。いかなる場合においても、利用者の性別や年齢、障がいの有無、疾病等を理由に差別してはならない。また利用者に不快な感情を与えないよう態度や言葉遣いに注意を払う。

婦人相談所の利用者は、すでに心身に重大な被害を受けており、職員の対応の不備による二次被害はあってはならない。

利用者からの直接ないしは第三者を通じた苦情に対しては真摯に受け止め、丁寧な説明や改善策の検討などを行う。

また、匿名での苦情を受け付ける窓口を設けるなど、苦情解決の仕組みを整備し、利用者に対しあらかじめその内容を提示し、いつでも苦情を申し立てられるようにする。

婦人相談所の業務に対する第三者評価については、評価基準や実施方法等の整備が必要ではあるが、各都道府県において実

VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイズ、研修の実施

婦人相談所は都道府県内の婦人保護の中核機関として、管内の婦人相談員をはじめとし、福祉事務所の職員やあるいは配偶者暴力相談支援センター、警察、保健医療機関、委託先施設等の関係者に対し、適切な助言や定期的な研修を開催し、都道府県全体での支援の質を向上させさせる必要がある。

VIII. 職員の専門性の向上

管内のスーパーバイズと並行して婦人相談所の職員自身の専門性の向上も必要である。

国が実施する「婦人相談所指導者研修」の受講や、それ以外にも各都道府県ごとと、あるいは複数の婦人相談所が協力して都道府県ブロックごととで、研究者や関係機関の有識者を講師として研修会を実施することは有効である。

また、OJTなど職場内での日頃の研鑽も必要である。

IX. 広報啓発

都道府県内の幅広い対象者を支援するためには、まず婦人保護事業について、支援を必要としている方々に知ってもらわな

婦人相談所ガイドライン策定WT（ワーキングチーム）名簿

（〇は座長）

柿田 多佳子	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター こども女性支援部部长
橋内 賢二	東京都女性相談センター 課長補佐（保護係長）
鈴木 美恵子	前神奈川県立女性相談所所長
原 君江	長野県女性相談センター 生活指導専門員
松嶋 桂子	摂津市立みきの路管理者 前大阪府女性相談センター 所長
宮崎 純子	京都府家庭支援総合センター 相談・判定課 課長補佐
森川 美絵	国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部 主任 研究官
〇米田 弘枝	立正大学心理学部教授 元東京都女性相談センター 心理指導担当係長
（オプザーバー）	
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授 婦人保護事業の課題に関する検討会座長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シエルトネットワーク 共同代表
高瀬 和子	東京都江東区婦人相談員
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長

施に向けて検討することは重要である。

また第三者に、自らの業務の理念と具体的実践について説明できるよう、組織内での実践の振り返りや自己評価を積極的に行う姿勢が望まれる。

XI. おわりに

婦人保護事業の根拠法である売春防止法については、法律が実態にそぐわなくなってきたりしているとの指摘がある。一方で、性暴力被害者対策や、ストーカー対策など、新たな分野から婦人保護事業が持つ専門機能に期待が寄せられている。

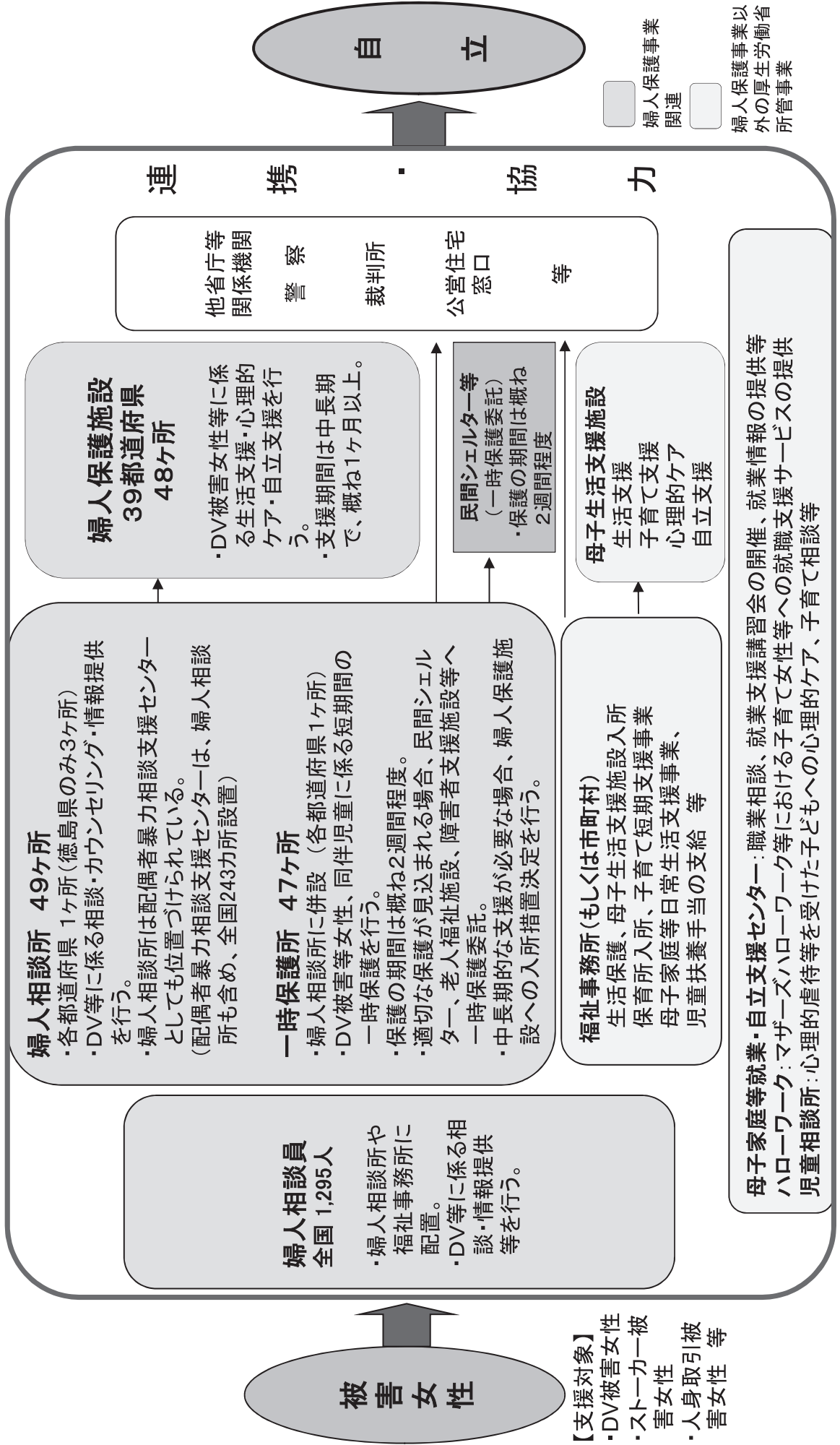
こうした中、新たな制度や事業体系の検討が迫られているが、婦人相談所に求められる役割はこれまでに以上に重要となる可能性が高く、その機能に大きな期待が寄せられている。

そのためにも、全国どここの婦人相談所においても、利用者が質の高い支援を平等に利用できるような制度が運用されることが不可欠である。

このガイドラインを、全国すべての婦人相談所での日々の活動の指標として活用していただき、婦人相談所の支援の全国的な水準が向上することを期待する。

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。

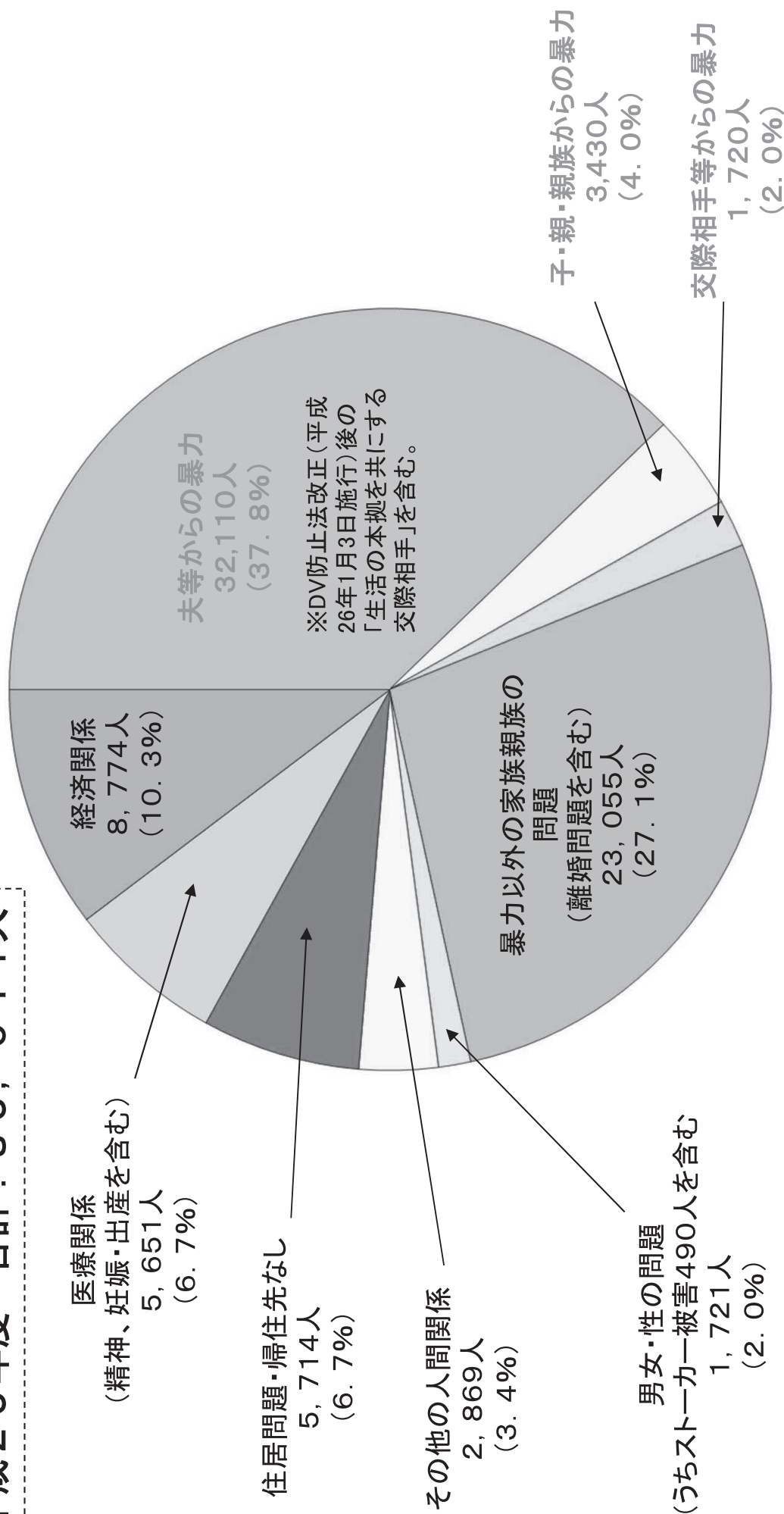


(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成26年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成26年7月1日現在

婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の37.8%。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の43.8%を暴力被害の相談が占めている。

平成25年度 合計：85,044人

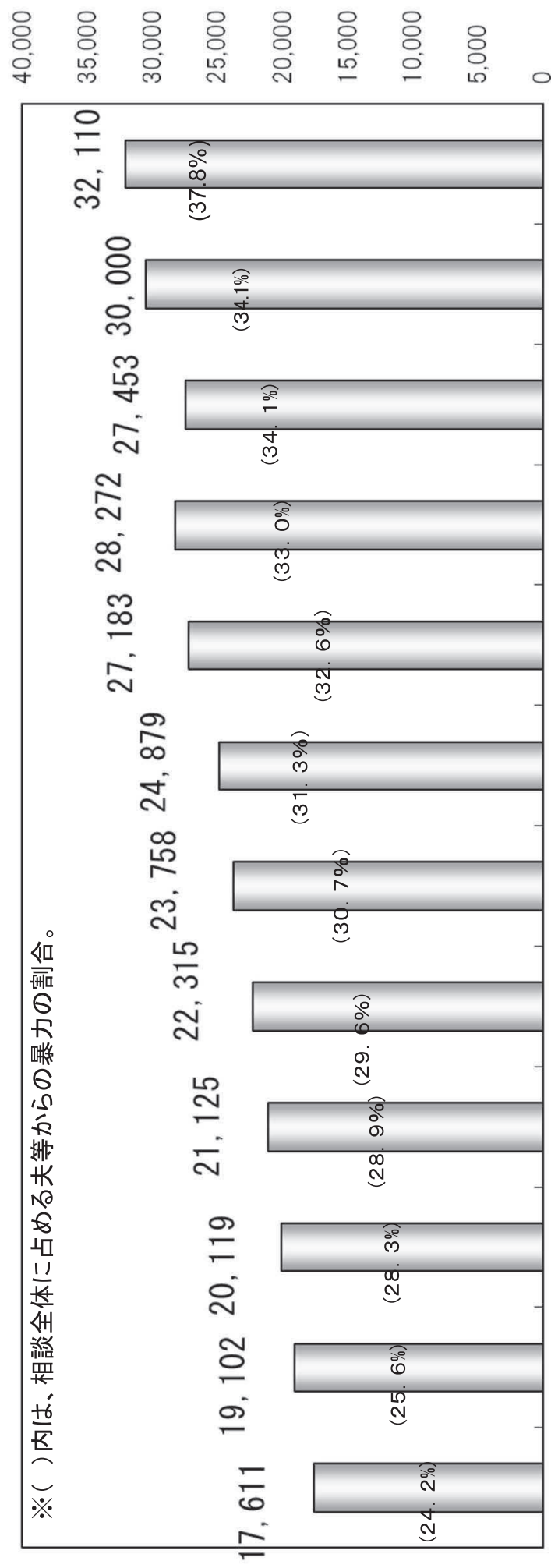


婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

(人数)



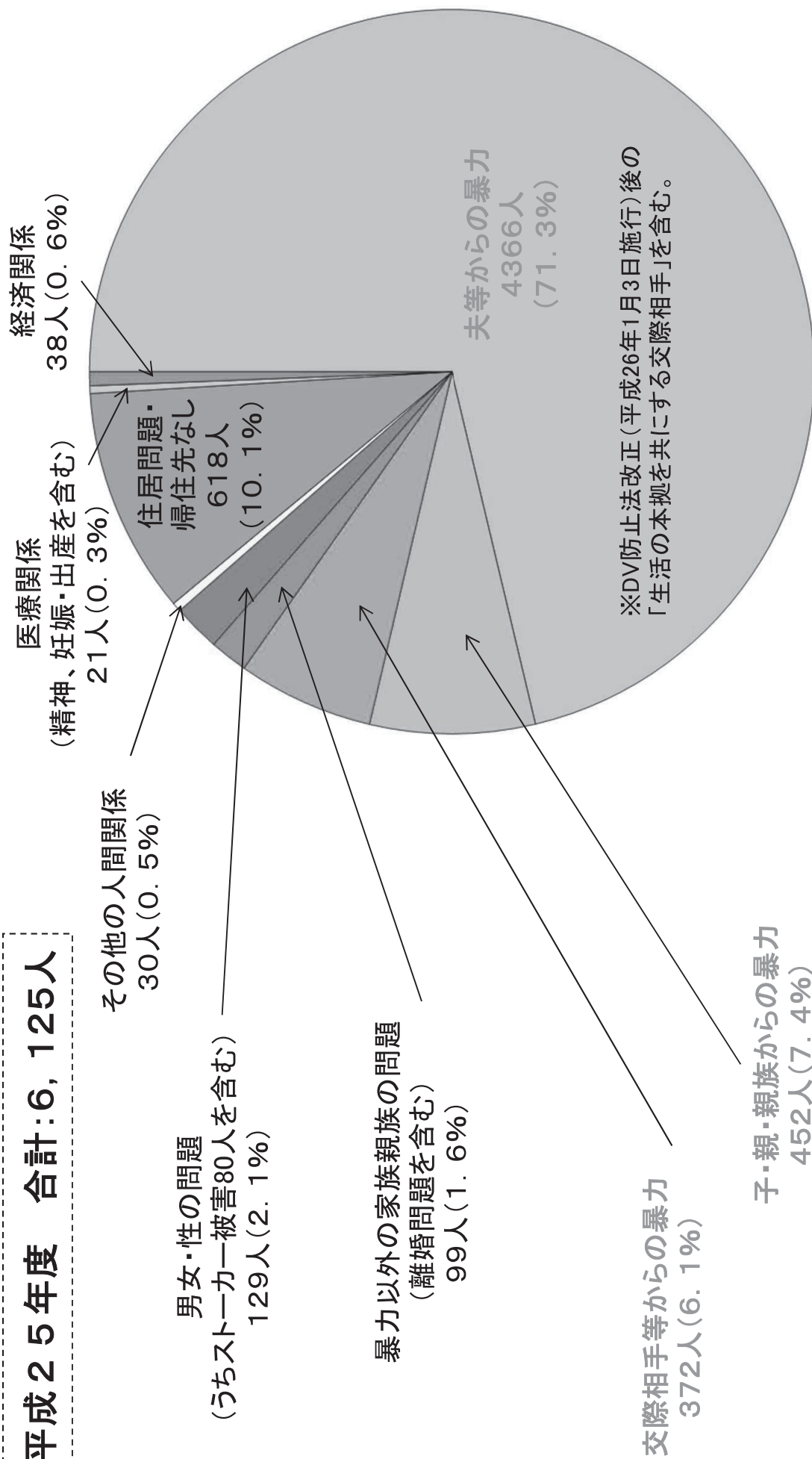
※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度
 (厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の71.3%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の84.8%を暴力被害が占めている。

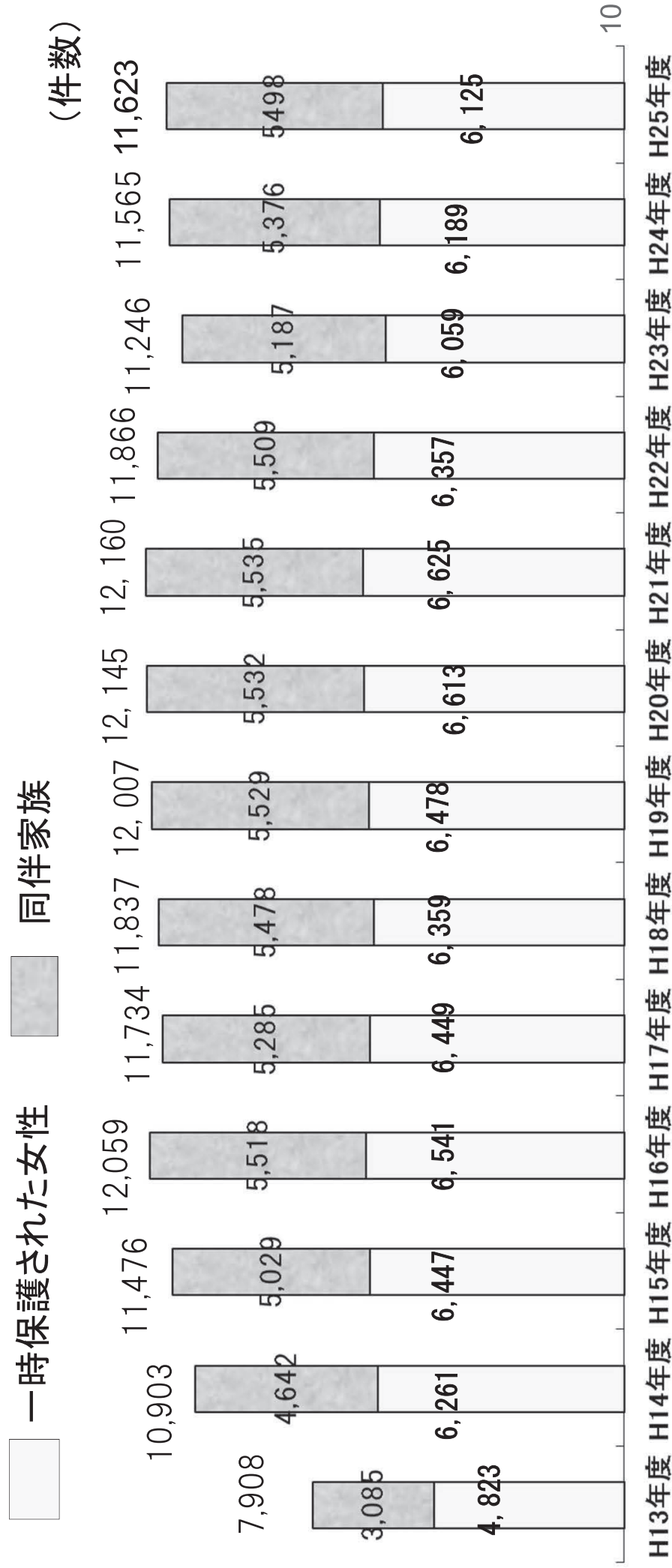
平成25年度 合計: 6,125人



婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は約6千1百人。同伴家族の数が約5千5百人で、合計約1万2千人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。



一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成26年4月1日現在で321施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成25年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、4,088人。
(女性本人1,841人、同伴家族2,247人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.7日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(平成26年4月1日現在)

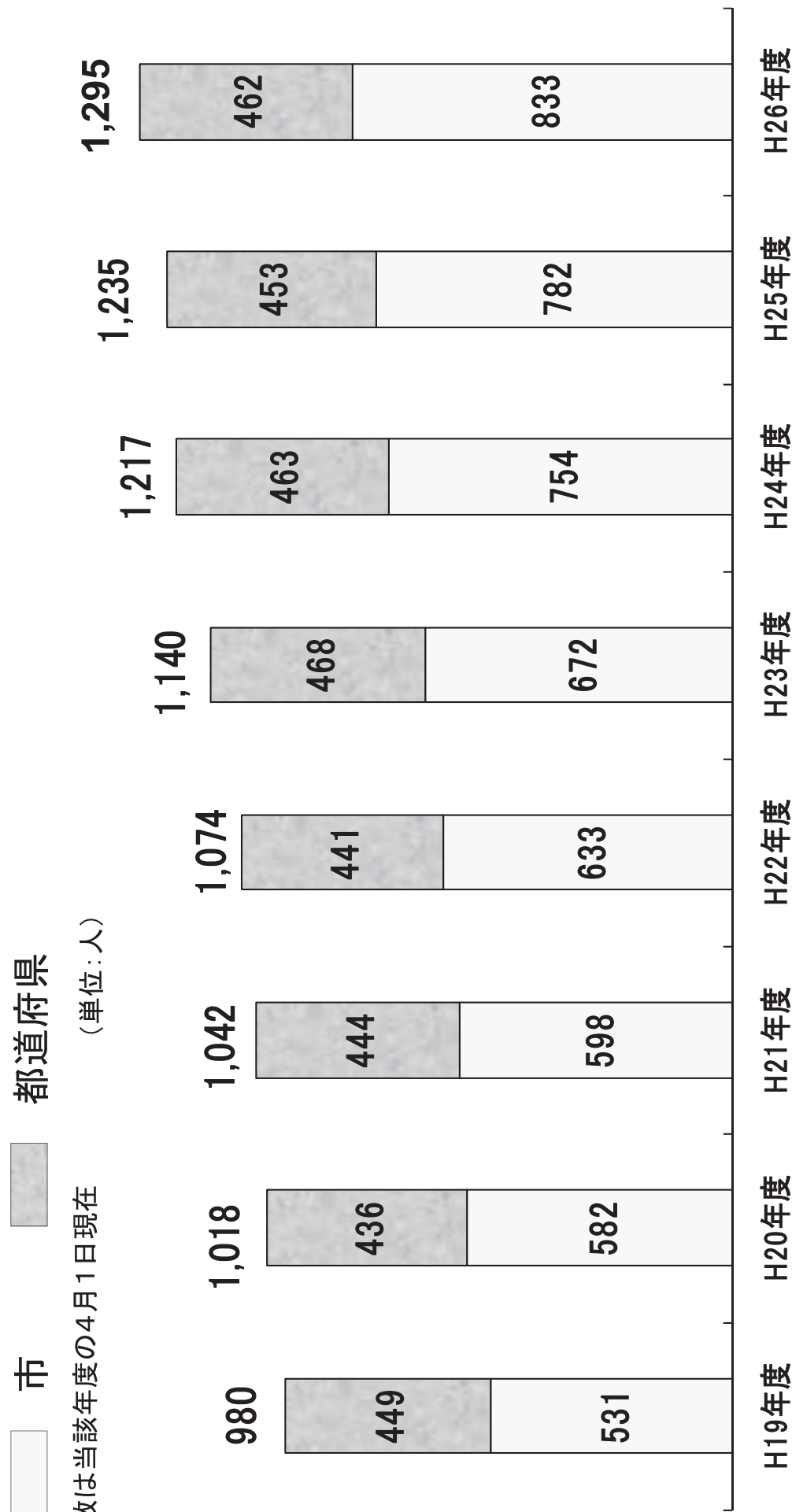
施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	103 (106)	103 (105)	44 (45)	20 (20)	12 (9)	6 (8)	19 (25)	6 (6)	8 (4)	321 (328)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成25年4月1日現在

婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が大きい。



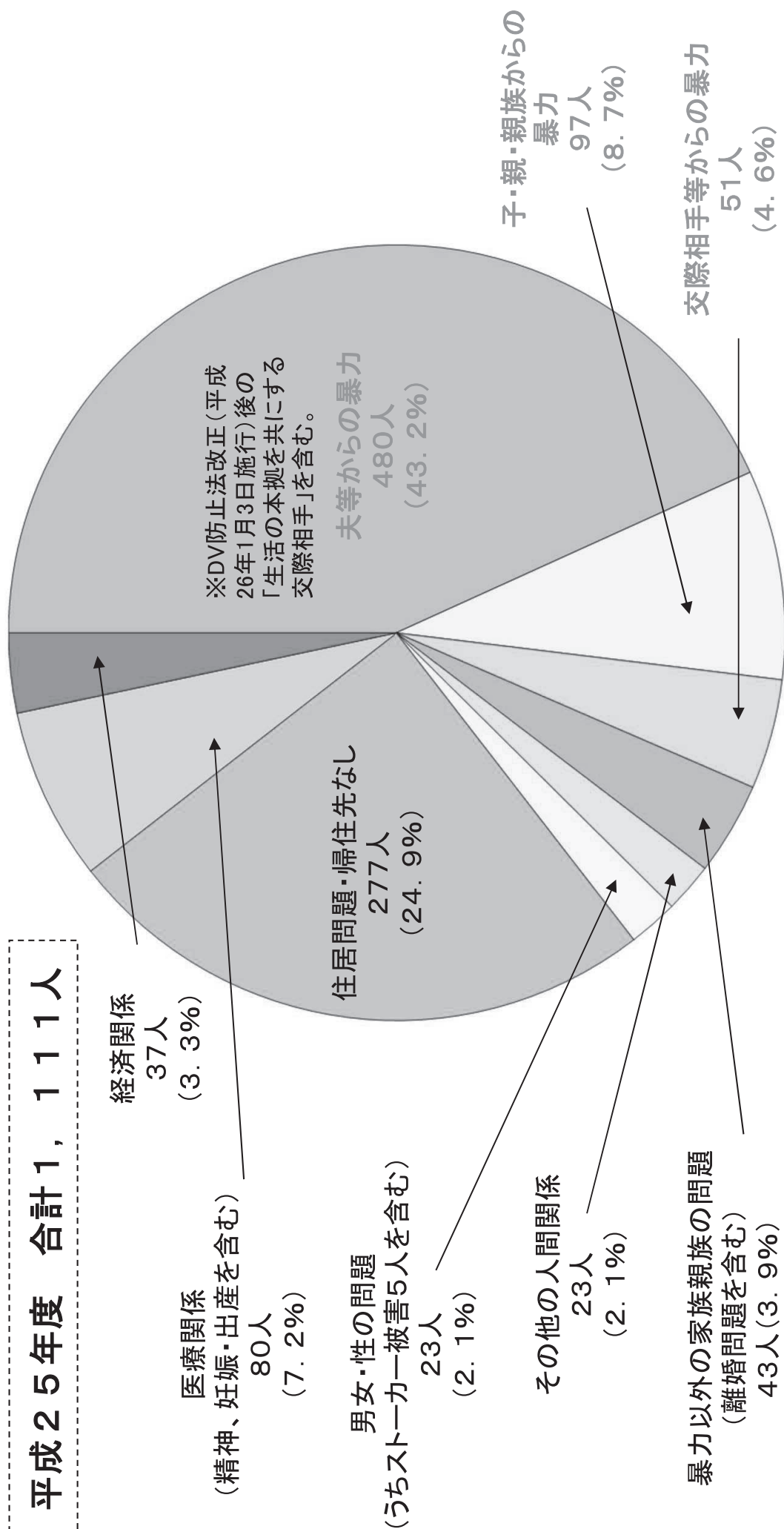
※人数は当該年度の4月1日現在 (単位:人)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の43.2%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が56.5%。
- ※ なお、在所者1,111人のほかに、同伴家族486人(うち同伴児童468人)が入所している。

平成25年度 合計1,111人



DV関連事業 都道府県別実施状況 (H26年度)

(平成26年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

都道府県名	DV対策機能強化事業 (県数)					婦人相談所・婦人相談所一時保護 (県数)					婦人保護施設 (施設数)				
	休日夜間電話相談	DV被害者保護支援ネットワーク	DV相談担当職員研修	外国人専門通訳者養成研修	法的対応機能強化事業	外国人婦女子緊急一時保護経費	広域措置	心理担当職員配置	夜間警備体制	同伴児童の対応等を行う職員配置	退所者自立生活援助事業	心理担当職員配置	夜間警備体制	同伴児童の対応等を行う職員配置	地域生活移行支援
1 北海道		◎	◎		◎			◎	◎	◎					
2 青森	◎	◎	◎			◎	◎	◎							
3 岩手	◎	◎	◎		◎		◎			◎	◎				
4 宮城	○	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		○	◎			
5 秋田	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
6 山形	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
7 福島	◎	◎	◎		◎	◎	◎	○(0.5名)	◎	○(1.5名)	○	○(0.5名)		○(1.5名)	
8 茨城	◎	◎	◎			◎		◎	◎						
9 栃木	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			
10 群馬	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			
11 埼玉	◎	◎	○		◎	◎		◎	◎	◎(2名)		◎			
12 千葉	◎	◎	◎		◎			◎(3名)	◎	◎(3名)		◎			◎
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎(5名)	◎	◎(2名)	◎×4	◎×4	◎×5	◎×5(7名)	◎
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎(2名)			
15 新潟	◎	◎	◎		◎				◎			◎			
16 富山	◎	◎	◎		◎			◎	◎						
17 石川	◎	◎	◎		◎		◎		◎						
18 福井	◎														
19 山梨	○	◎	◎			◎	○								
20 長野	◎		◎		◎	◎	◎			◎					
21 岐阜	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎		◎			◎
22 静岡	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎					
23 愛知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎×2		
24 三重	○	◎	◎		◎	◎	◎	○	◎	◎					
25 滋賀	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
26 京都	◎	◎	◎		◎	◎	◎								
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎×2	◎×2	◎	
28 兵庫	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎				
29 奈良	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎					
30 和歌山	◎	◎	◎		◎			◎	◎						
31 鳥取	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎					
32 島根		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
33 岡山		◎	◎	◎		◎	◎	◎							
34 広島	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎			◎
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎				
36 徳島	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎							
37 香川	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		◎			
38 愛媛	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎						
39 高知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
40 福岡	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎			◎×2			◎
41 佐賀			○				◎					◎			
42 長崎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	○				○
43 熊本	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎					
44 大分	◎	◎	○		◎		◎	◎	◎	◎					
45 宮崎	◎	◎	◎			◎	◎					◎			
46 鹿児島			◎				◎	◎	◎	◎		◎			
47 沖縄	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎		
合計 (◎+○)	40	43	45	4	36	36	36	33 (38.5)	36	21 (25.5)	11	10 (11.5)	24	8 (10.5)	6
内、県単事業 (○印)	3	0	2	0	0	0	1	3 (2.5)	1	1 (1.5)	2	2 (1.5)	0	1 (1.5)	1

婦人保護施設全数 (48施設) 中

(注1) 「◎」は国庫補助金等交付(申請)県、「○」は単独事業実施県。
(注2) 下線部該当事業について、()の無いものは職員数1名を表す。